

## 第6 情報公開の推進及び説明責任の履行

### 1 医療費の分析評価

- 電子レセプトについては、紙レセプトと異なり、データの集計による統計の作成が容易となるため、医療費の分析評価の充実に資することとなる。
- これを踏まえ、今般、平成21年4・5月診療分及び平成22年4・5月診療分のいずれにおいても、電子レセプトで請求した医科医療機関（34,953か所）について、平成22年診療報酬改定の影響を診療項目別等に分析し、平成22年8月、その結果を公表した。
- これは、段階的な開発の途上にある医療費分析システムを活用した成果の第1弾として、平成22年診療報酬改定の影響を検証する作業に資するものである。
- 今後とも、審査支払機関として審査の充実を図るとともに、厚生労働省のほか、保険者及び医療機関を始めとする関係者のニーズに応えるため、医療費の分析評価を実施するものとする。

### 2 査定に現れない審査の意義の見える化

- そもそも、審査とは、保険診療ルールに適合する診療行為の確保を目的とするものであって、査定を目的とするものではない。
- 具体的には、ピアレビュー\*39を実施する審査委員会の存在は、それ自体で医療機関による不適正なレセプトの提出を抑止している。また、審査委員会は、医療機関に対し、適正なレセプトの提出を働き掛ける取り組みを実施している。

\*39 ピアレビューとは、同業の専門家による公正な評価をいう。

- このような査定に現れない審査の意義の見える化を図るため、今後、審査委員会が医療機関に対して適正なレセプトの提出を働き掛ける取り組みの効果を定量的に示すものとする。今般、平成21年4～9月に実施された審査委員会による面談、文書等を通じた改善要請に伴い、その事項に係る原審査査定点数及び再審査査定点数が減少した医療機関の事例について、平成22年9月における各支部の報告を本部において取りまとめたところ、515か所の医療機関における改善要請事項に係る査定点数の減少分の合計は、約302万点となっている（参考12）。
- また、引き続き、ピアレビューを実施する審査委員会の存在がそれ自体で医療機関による不適正なレセプトの提出を抑止するという効果を定量的に示すための方策を検討するものとする。

### **3 審査支払制度の見直しに関する積極的な提言**

- 平成21年11月、支払基金理事長より、厚生労働省保険局長あてに、レセプトの電子化にふさわしい審査を実施する上で必要となる事項等の9項目について、「審査支払業務の改善に必要な制度等の見直しに関する要望」を提出した。
- また、平成22年6月、第4回厚生労働省検討会において、
  - ① 紙レセプト本位から電子レセプト本位への転換
  - ② レセプトのやり取りの電子化
  - ③ 地方厚生局の情報提供の迅速化について、「支払基金としての要望（審査関係）」を提出した。
- 今後とも、厚生労働省に対し、レセプトの電子化、保険診療ルールの明確化、時代の要請に応じた新規事業の実施等に資する審査支払制度の見直しを積極的に提言するものとする。

## 第7 これからの審査支払に向けて

- 以上、平成23～27年度における「より良いサービスをより安く」提供するための取組みを記述したが、これらは、あくまでも現行の審査支払制度を始めとする医療保険制度の枠組みを前提とするものである（第2）。
  
- これからの審査支払の在り方については、厚生労働省検討会等を通じて関係者間で検討されることとなるが、審査支払制度の見直しに関する論点を列挙すると、次のとおりである。
  - ① 本部に設置された特別審査委員会又はこれに代わる機関によって設定された審査取決事項が各支部に設置された審査委員会に対して一定の拘束力を有する仕組み。
  
  - ② 現行における本部に設置された特別審査委員会が高点数のレセプトの審査を実施する仕組みのほか、
    - i 医療機関所在地の審査委員会以外の審査委員会（ブロック中核支部に設置された審査委員会等）が一定の類型（専門的な診療科等）に属するレセプトの審査を実施する仕組み。
    - ii ブロック中核支部に設置された審査委員会等が再審査を、本部に設置された特別審査委員会等が再々審査を実施する仕組み。
  
  - ③ 審査委員会の合議によらず審査の決定をする仕組み。すなわち、
    - i 担当の審査委員が単独で審査の決定をする仕組み。
    - ii 定型的なレセプトに係る審査の決定を職員の審査事務に委ねる仕組み。
  
  - ④ 月単位によらずに随時に審査を実施する仕組み。例えば、週単位で医療機関からの請求を受け付け、毎日、審査を実施し、週単位で医療機関への支払を実施する仕組み。

- ⑤ 審査支払機関が保険者の委託を受けて審査及び請求支払の業務を実施するために必要な事務費について、審査支払機関が総額いくらという形態で請け負い、保険者がその協議に基づいて分担する仕組み。
  
- ⑥ 支払基金が出産育児一時金の直接支払や柔道整復療養費の代理受領を受託する仕組み。

## おわりに

- 支払基金は、昭和23年9月に設立されて以来、平成22年9月で62周年を迎えた。
- この間、医療保険制度を支える審査及び請求支払の業務の重要性は、何ら変わっていないが、医療保険制度を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化してきた。とりわけ、レセプトの電子化の進展は、支払基金に対して審査及び請求支払の業務の抜本的な変革を求める歴史的な潮流である。
- このような状況に的確に対応して国民の信頼に応えるため、今後とも、時代の要請に応える改革に邁進しなければならない。このため、新計画を着実に実施する方針である。
- なお、新計画については、今後、支払基金をめぐる状況が変化した場合には、保険者及び診療担当者を始めとする関係者の意見を踏まえ、必要に応じて随時に見直すものとする。

## レセプト電算処理システムの開発及び運用に関する支払基金の実績

我が国におけるレセプト電算処理システムの開発及び運用については、支払基金が主導してきたところ。

昭和58～59年	レセプト電算処理システムの設計を目指す厚生省の要請を受けて、基本マスター及び記録条件仕様を作成。
平成 2年・4年	レセプト電算処理システムの実用化を目指す厚生省の要請を受けて、標準仕様を作成。
平成 3年	厚生労働省における電子レセプト請求の試行実施に向けて、基本マスター及び医療機関マスターを国民健康保険中央会に提供。
平成13・14年	基本マスターの構成要素である「傷病名マスター」の全面的な見直しを実施して公表。
平成22年3月	医科電子点数表を作成してホームページで公表。



- 支払基金においては、関係機関と調整しつつ、基本マスター、記録条件仕様、標準仕様及び医療機関マスターの維持管理を継続的に実施。
- あわせて、毎月、基本マスター及び医療機関マスターを国民健康保険中央会に提供。

## 平成23～27年度におけるレセプト件数の見込み

レセプト 区分	レセプト件数（千件）						
	平成21年度 （実績）	平成22年度 （見込）	平成23年度 （見込）	平成24年度 （見込）	平成25年度 （見込）	平成26年度 （見込）	平成27年度 （見込）
医科	489,620	491,296	494,328	494,031	493,587	493,447	493,108
歯科	107,145	105,931	105,931	105,250	104,511	103,813	103,139
調剤	259,771	270,636	279,245	286,529	294,130	301,873	309,503
訪問看護	388	417	448	479	514	551	590
その他	8	7	6	5	5	4	4
計	856,933	868,287	879,959	886,295	892,747	899,689	906,344

(注)

## 1 医科及び歯科

年齢階級別の人口の推移（見込）に年齢階級別の被用者保険加入者割合（見込）及び生活保護法適用者割合（見込）を乗じて年齢階級別の被用者保険加入者数及び生活保護法適用者数（見込）を求めた上で、これらに年齢階級別の受診率（見込）を乗じて各年度のレセプト件数を見込んだ。

## 2 調剤

医科・歯科レセプトに対する調剤レセプトの件数割合の推移（見込）を近似式で求めた上で、これらを医科・歯科レセプト件数（見込）に乗じて各年度のレセプト件数を見込んだ。

## 3 訪問看護及びその他

平成21年度のレセプト件数に平成17～21年度のレセプト件数の平均伸び率を乗じて各年度のレセプト件数を見込んだ。

## 機械的な判断が不可能である保険診療ルール例

### 1. 療養担当規則における投薬の扱いの例

- 「投薬は必要と認められる場合に行う。」
- 「治療上1剤で足りる場合には1剤を投与し、必要と認められる場合には2剤以上を投与する。」

### 2. 点数表における救急医療管理加算等の扱いの例

- 「その他〇〇に準じるような重篤な状態」

### 3. その他の例

#### (1) 医薬品の用法・用量

- 「年齢・症状により適宜増減」(医薬品の添付文書に記載)

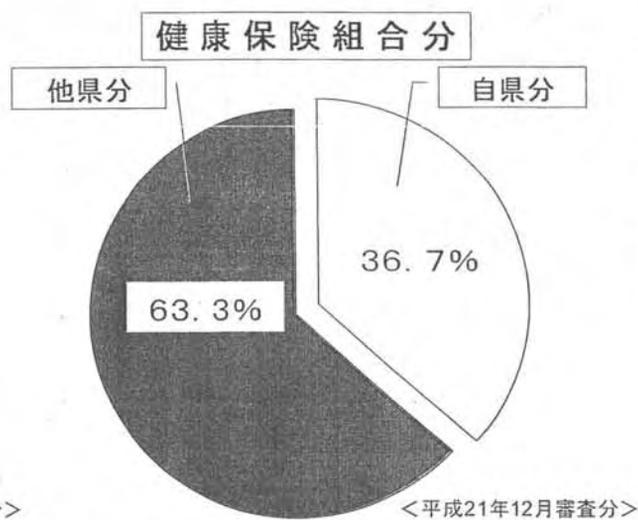
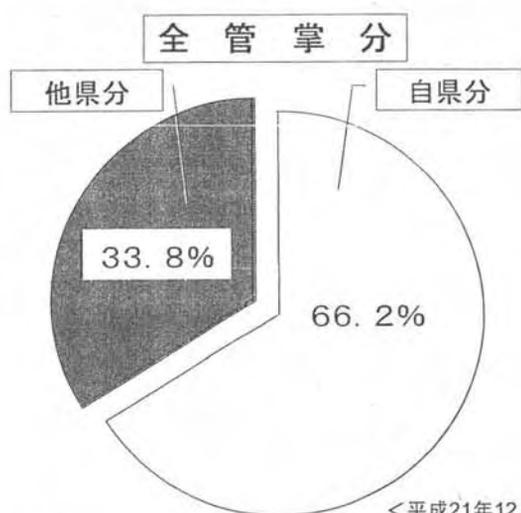
#### (2) 医薬品の適用外使用(昭和55年保険局長通知)

- 医薬品の適応症に該当しない場合であっても、「有効性及び安全性の確認された医薬品を薬理作用に基づいて処方した場合の取り扱いについては、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること。」
- 「診療報酬明細書の医薬品の審査に当たっては、厚生省が承認した効能効果等を機械的に適用することによって都道府県の間においてアンバランスを来たすことのないようにすること。」

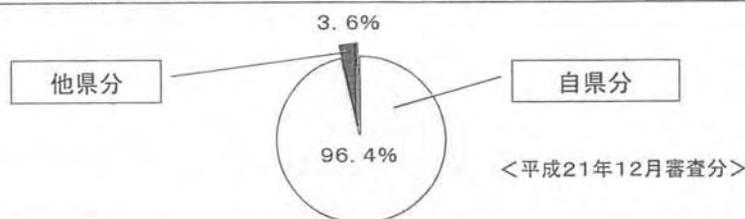
## コンピュータチェックの拡充

実施年月	実施内容
平成22年10月	傷病名と医薬品の禁忌との対応の適否等を点検するシステムの導入
	傷病名と処置、手術及び検査の適応との対応の適否等を点検するシステムの導入
	歯式（＝傷病に係る部位）と診療行為及び特定保険医療材料の適応との対応の適否等を点検するシステムの導入
平成23年度中目途	傷病名及び診療行為名と特定保険医療材料の適応及び用量との対応の適否等を点検するシステムの導入

### 支払基金における自県分・他県分のレセプト件数の構成割合



[参考] 国保連合会における自県分・他県分のレセプト件数の構成割合



**支払基金本部審査企画部の疑義照会に対する  
厚生労働省保険局医療課の回答の状況  
(平成22年8月31日現在)**

**1. 医科・DPC**

	疑義照会数	回答数	回答率
平成21年度	105	10	9.5%
平成22年度	17	9	52.9%

(注)平成22年3月3日には、未回答となっている従前の照会を改めて提出したものの、現時点では、全く回答が得られていない。

**2. 歯科**

	疑義照会数	回答数	回答率
平成21年度	77	75	97.4%
平成22年度	49	47	95.9%

## 保険者及び医療機関に対するサービスの向上

### 1 従前の取組み

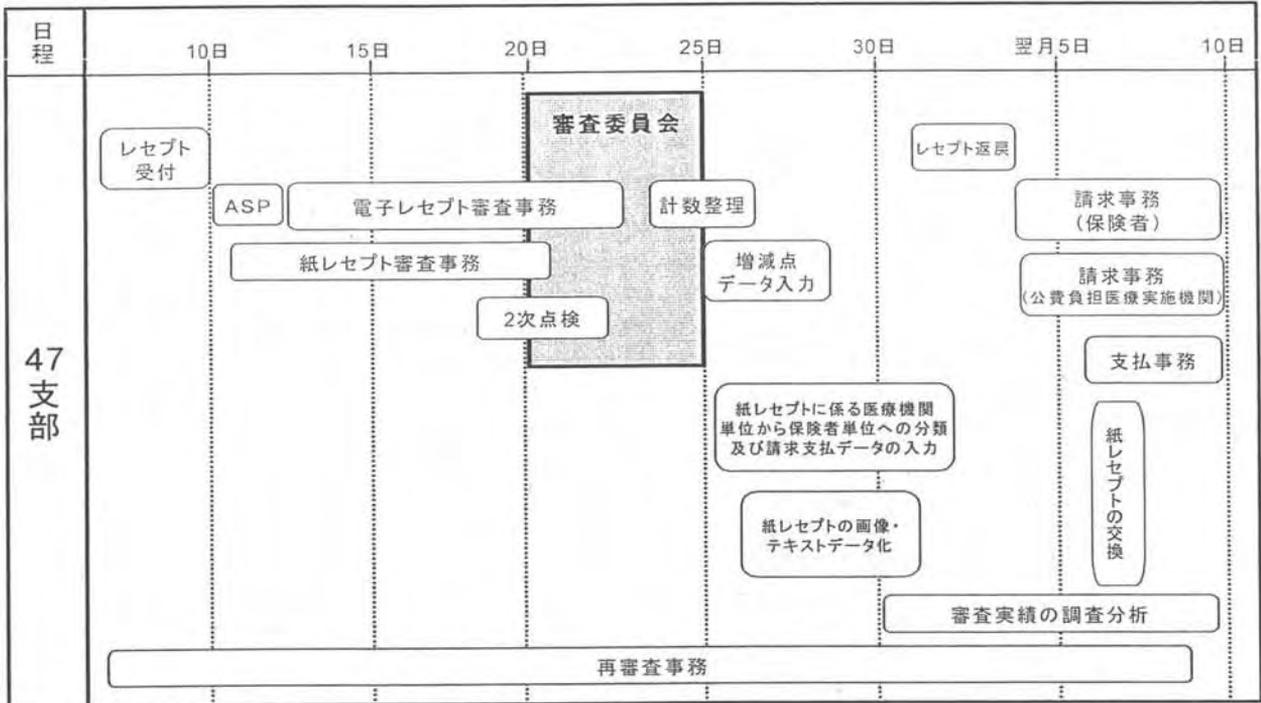
実施年月	実施内容
平成22年3月	保険者及び医療機関に対し、オンライン請求に利用されるパソコンの動作環境として対応可能な基本ソフトウェアとブラウザとの組合せを拡大した。
平成22年4月	電子レセプトをオンラインで受け取る保険者に対し、その希望に応じ、画像データ及びテキストデータの提供を受けずにCSVデータの提供を受けることを可能とした。
	健康保険組合及び共済組合が本部及び支部に係るレセプトの電子データを一括して受け取ることを可能とした。
平成22年6月	レセプトをオンラインで提出する医療機関に対し、診療報酬の支払額を患者単位で区分した明細に関するデータの配信を開始した。
平成22年7月	生活保護等の実施機関が電子レセプトをオンラインで受け取ることを可能とした。
	生活保護等の実施機関に対し、その希望に応じ、CSVデータの提供のみならず画像データ及びテキストデータの提供も受け取ることを可能とした。
	保険者及び医療機関に対し、レセプトオンライン請求システムを利用することが可能である時間を延長した。
平成22年8月	電子レセプトをオンラインで受け取る保険者に対し、診療報酬の請求額を被保険者分と被扶養者分とに区分したデータの配信を開始した。

## 2 今後の取組み

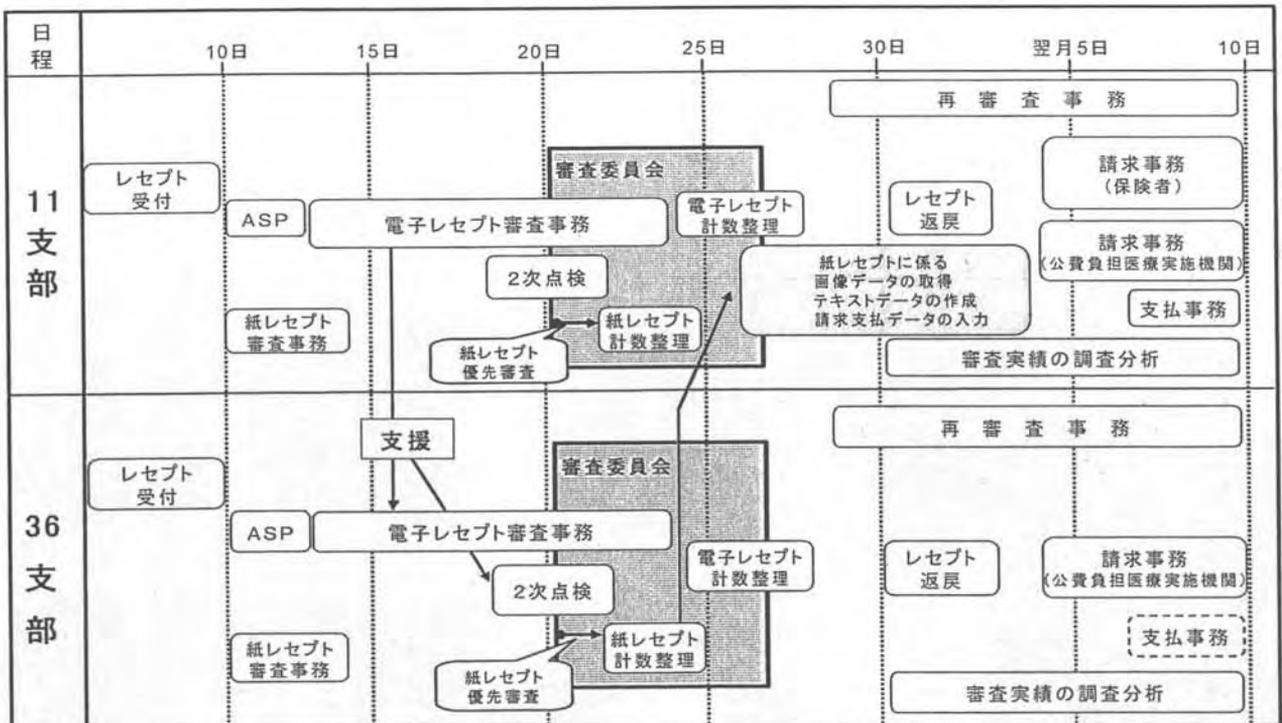
実施年月	内容
平成23年度中目途	保険者に対して、電子レセプト等の配信に関する日程を、医療機関に対して、増減点連絡書等の配信日程をメールで通知するシステムを導入する。
逐次	電子レセプトをオンラインで受け取る保険者及び電子レセプトをオンラインで提出する医療機関の更なる増加に円滑に対応することが可能となるよう、保険者及び医療機関と支払基金との間のネットワーク回線をその使用状況に応じて増強する。

## 審査及び請求支払に係る業務フローの見直し

### 見直し前

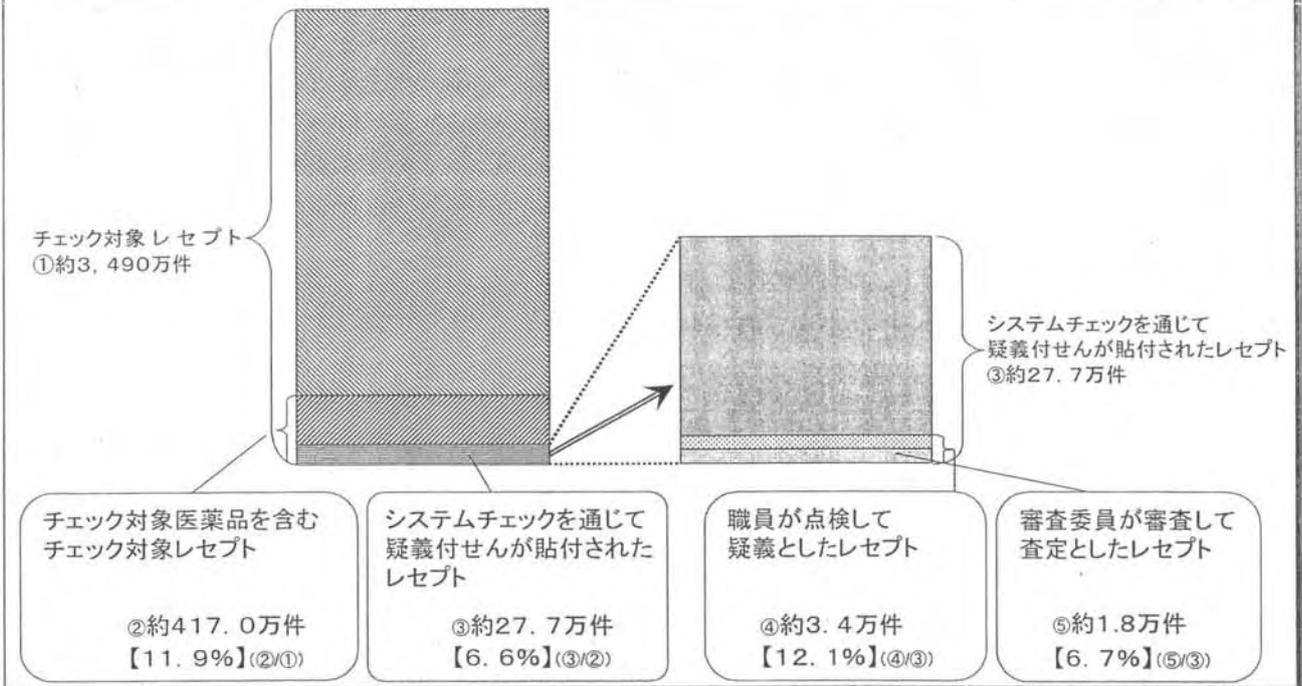


### 見直し後



## 医薬品チェックの状況(平成22年7月審査分)

- チェック対象レセプト : 医科及びDPC出来高分の電子レセプト
- チェック対象医薬品 : 電子レセプト請求用の医薬品コード(17,525品目)の11.1%に相当する1,954品目
- チェック項目 : 適応傷病名の有無及び投与量・投与日数の適否



## 支払基金保有宿舎の整理合理化

### 1 整理合理化の方針

- 支払基金保有宿舎は、平成22年8月現在、186棟844戸となっているが、そのうち、130棟425戸を平成22～27年度の間  
に段階的に整理合理化の対象とする。
- すなわち、自前宿舎のうち、全戸が空戸となっている 13棟24  
戸を処分するとともに、次に掲げるものを借上宿舎に移行するものとする。
  - ① 全戸の半分以上が恒常的に空戸となっているもの（20棟82  
戸）
  - ② 築20年以上かつ1棟当たり10戸未満のもの（79棟301  
戸）
  - ③ 一戸建てのもの（18棟18戸）

### 2 整理合理化の考え方

- 支払基金においては、職員を全国的に異動させる人事政策を採用し  
ており、今後とも、転勤者に対して必要な宿舎を貸与する必要がある。
- 従前、宿舎の見直しが職員定員の見直しに見合うものとなっていな  
いため、宿舎によっては、空戸が恒常的に発生するなど、宿舎の管理  
が非効率となっていた。
- したがって、今後、宿舎の需給に無駄を生じさせないため、職員定  
員の見直しに柔軟に対応することが可能となるような宿舎の在り方  
に転換する必要がある。

- この場合において、個々の宿舎の取扱いについては、次に掲げる事情を始め、それぞれの利用状況、築年数、規模、民間の賃貸物件の状況等を総合的に勘案する必要がある。
  - ① 現有の宿舎の大半は、老朽化している。すなわち、平成22年8月現在、全844戸のうち、築20年以上のものは、558戸（66％）に達している。このような宿舎については、今後、大規模修繕や建替えが必要となる。
  - ② 現有の宿舎の大半は、小規模である。すなわち、平成22年8月現在、全186棟では、1棟当たりの平均が4.5戸となっており、そのうち、10戸以上のものは、17棟（9％）にとどまっている。小規模な宿舎については、大規模な宿舎と比較すると、立地や築年数にもよるが、自前宿舎を維持する場合の経費よりも借上宿舎に移行する場合の経費の方が低廉となる。
- また、支払基金保有宿舎の整理合理化を進めるに当たっては、財務に対する影響に配慮する必要がある。

#### ※ 遊休不動産の処分

- 現有の遊休不動産は、平成22年8月現在、15棟34戸の宿舎であった15物件を含め、16物件となっている。
- このような遊休不動産の処分を迅速化するため、平成22年7月より、遊休不動産の処分に関する業務を各支部から本部へ移管したが、引き続き、当該業務を円滑に実施するものとする。

平成 2 7 年度における  
事務費収入以外の一般会計の収入の見込み

(単位：億円)

区分	平成 2 2 年度 予算	平成 2 7 年度 見込	差引	内容
利子収入	5.7	3.2	▲2.5	運用金利の低下による減
雑収入	6.0	9.4	3.4	宿舍の売却による不動産処分収入 「レセプト情報・特定健診情報等管理システム」(NDB)に係る収入 電子証明書発行手数料 宿舍使用料
計	11.7	12.6	0.9	

(注) レセプト電子データ提供事業に係る収入を計上していない。

審査委員会が医療機関に対して  
適正なレセプトの提出を働き掛ける取組みの効果

平成21年4～9月に実施された審査委員会による面接、文書等を通じた改善要請に伴い、その事項に係る原審査査定点数及び再審査査定点数が減少した医療機関の事例について、平成22年9月における各支部の報告を本部で取りまとめた一覧は、次のとおり。

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
全国計	515		3,033,230	15,834	3,017,396
埼玉	1	アンスロビンP	239,872	0	239,872
沖縄	2	冠動脈用ステントセット	180,825	0	180,825
兵庫	3	カスタムメイド人工骨	101,000	0	101,000
愛知	4	ザイボックス錠600mg	95,685	0	95,685
東京	5	筋電図検査	89,870	0	89,870
鹿児島	6	救急医療管理加算	87,431	0	87,431
栃木	7	ポジロン断層撮影	83,843	9,245	74,598
広島	8	ハイリスク妊娠管理加算	65,000	0	65,000
沖縄	9	シナジス筋注用	64,187	0	64,187
茨城	10	注射	60,071	0	60,071
宮城	11	神経磁気診断	51,894	0	51,894
沖縄	12	冠動脈用ステントセット	49,932	0	49,932
沖縄	13	脳血管内手術	48,709	0	48,709
福岡	14	ペガシス皮下注180 $\mu$ g 180 $\mu$ g1mL	45,550	0	45,550
奈良	15	造影剤使用撮影(撮影)	43,200	0	43,200
沖縄	16	冠動脈用ステントセット	43,020	0	43,020
沖縄	17	経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料	41,320	0	41,320
山梨	18	冠動脈用ステントセット	40,848	0	40,848
奈良	19	ポジロン断層撮影(18FDG使用)	40,200	0	40,200
北海道	20	アルブミン5%	35,603	0	35,603
兵庫	21	裂肛、肛門潰瘍根治手術	33,946	0	33,946
北海道	22	院内感染防止措置加算	32,747	0	32,747
福岡	23	EF-上行結腸及び盲腸	31,626	0	31,626
宮城	24	救急医療管理加算	31,200	0	31,200
宮城	25	塩酸モルヒネ錠	31,100	0	31,100
北海道	26	2以上の手術の50%併施加算	28,750	0	28,750
群馬	27	脳血管内手術	28,200	0	28,200
埼玉	28	塩酸バンコマイシン	25,832	0	25,832
鹿児島	29	救急医療管理加算	25,680	0	25,680
広島	30	救急医療管理加算	25,200	0	25,200
福岡	31	救急医療管理加算	25,200	0	25,200
埼玉	32	注射用エラスポール	25,026	0	25,026
岐阜	33	赤血球不規則抗体	24,990	0	24,990
山形	34	注射用エラスポール	24,134	0	24,134
群馬	35	ミラクリッド注射液	24,079	0	24,079
北海道	36	高気圧酸素治療(非救急的)	24,000	0	24,000
富山	37	救急医療管理加算	24,000	0	24,000
新潟	38	救急医療管理加算	23,400	0	23,400
宮城	39	閉鎖循環式全身麻酔2	23,040	0	23,040
京都	40	エスポー皮下用24000	22,931	200	22,731

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
新潟	41	パルクス注ディスポ10 $\mu$ g	20,256	0	20,256
群馬	42	エスポー皮下用	20,024	0	20,024
鹿児島	43	ハイカムチン注射用	19,574	0	19,574
兵庫	44	終末呼気炭酸ガス濃度	18,492	0	18,492
北海道	45	超音波検査パルスドップラー	18,088	0	18,088
福岡	46	ハルトマン液-「HD」500mL	17,863	0	17,863
福岡	47	ソルアセトF輸液500mL	17,558	157	17,401
宮城	48	救急医療管理加算	16,800	0	16,800
宮城	49	救急医療管理加算	15,600	0	15,600
沖縄	50	PTCA用カテーテル、ガイドイングカテーテル	15,340	0	15,340
神奈川	51	タケブロンOD錠30 30mg	15,475	225	15,250
千葉	52	持続緩徐式血液濾過	13,930	0	13,930
三重	53	S-蛍光M、位相差M、暗視野M	13,359	0	13,359
群馬	54	骨内異物(挿入物)除去術(その他)	12,846	0	12,846
沖縄	55	四肢の血管拡張術・血栓除去術	12,670	0	12,670
鹿児島	56	メロベン点滴用	12,440	0	12,440
大阪	57	CT撮影(マルチスライス型機器)	12,292	0	12,292
奈良	58	脳血管疾患等リハビリテーション料(2)	12,160	0	12,160
熊本	59	尿沈渣	12,167	25	12,142
香川	60	HER2タンパク	12,095	0	12,095
徳島	61	救急医療管理加算	12,000	0	12,000
滋賀	62	サーモダイリユーション用カテーテル	11,600	0	11,600
岐阜	63	ゾメタ注射液4mg 5mL	11,496	0	11,496
千葉	64	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	11,270	0	11,270
宮崎	65	皮膚科光線療法(赤外線又は紫外線)	11,172	0	11,172
山梨	66	ヒトCRH注「ミツビシ」	10,910	0	10,910
岡山	67	骨移植術(軟骨移植術を含む)(人工骨移植)	10,493	8	10,485
愛知	68	2以上の手術の50%併施加算	10,150	0	10,150
愛知	69	クレスチン	10,129	0	10,129
神奈川	70	点滴静注用バンコマイシン0.5「MEEK」0.5g	9,471	0	9,471
大阪	71	エンベシド液、フルメロン	10,849	1,407	9,442
千葉	72	静脈麻酔(短時間)	9,000	0	9,000
福岡	73	FSH精密	11,552	2,887	8,665
兵庫	74	嫌気性培養加算	8,920	490	8,430
愛知	75	ペグイントロン皮下注用100 $\mu$ g/0.5mL用(溶解液付)	8,188	0	8,188
和歌山	76	ハイトラシン錠1mg	7,860	0	7,860
大阪	77	ホスミンSバッグ1g点滴静注用	7,757	0	7,757
岩手	78	HCV核酸定量	7,693	0	7,693
沖縄	79	喀痰吸引	7,693	0	7,693
福井	80	注射用プロスタンディン500	7,528	0	7,528
静岡	81	チンパノメトリー	7,350	0	7,350
香川	82	サーモグラフィー	7,800	600	7,200
宮城	83	フルマリンキット静注用1g	6,983	0	6,983
愛知	84	献血アルブミン(5%) - Wf 5%250mL	6,811	0	6,811
佐賀	85	通院・在宅精神療法	6,570	0	6,570
大分	86	オノドライシロップ	6,336	0	6,336
鳥取	87	オムニパーク240	6,335	0	6,335
大阪	88	IgA、IgG、IgM、尿沈渣	6,303	0	6,303
東京	89	心身医学療法	6,020	0	6,020
鹿児島	90	超音波検査(断層・胸腹部)	5,884	0	5,884

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
大分	91	メロペン点滴用キット0.5g	5,824	0	5,824
佐賀	92	造影剤注入(選択的血管造影)	5,737	0	5,737
高知	93	子宮内膜搔爬術	5,664	0	5,664
静岡	94	超音波検査(断層撮影法)(その他)	5,915	350	5,565
熊本	95	耳処置	5,525	0	5,525
静岡	96	耐糖能精密	5,400	0	5,400
千葉	97	リバロ錠2mg	5,332	0	5,332
高知	98	献血アルブミン-wf20%50ml	5,294	0	5,294
愛媛	99	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	5,280	0	5,280
鹿児島	100	超音波(UCG)	5,280	0	5,280
広島	101	トリガーポイント注射	5,082	0	5,082
岩手	102	スプレキュアMP皮下注用1.8	4,996	0	4,996
徳島	103	FSH精密	4,989	0	4,989
千葉	104	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	4,770	0	4,770
岩手	105	エトキシスクレロール1%注射液	4,603	0	4,603
静岡	106	スベニールディスポ 1%2.5mL	4,272	0	4,272
新潟	107	プリンク注10μg	4,242	0	4,242
広島	108	救急医療管理加算	4,200	0	4,200
神奈川	109	プロプレス錠8 8mg	4,011	0	4,011
鳥取	110	星状神経節ブロック	3,900	0	3,900
佐賀	111	T-M	3,784	15	3,769
福島	112	プラビックス錠	3,748	0	3,748
香川	113	パルスドプラ法加算	3,600	0	3,600
広島	114	骨腫瘍切除術(手)	3,565	0	3,565
兵庫	115	HBe抗原精密測定	3,470	0	3,470
三重	116	アルブミン5% 250mL	3,439	0	3,439
茨城	117	ガスター注射液20mg	3,432	0	3,432
石川	118	2以上の手術の50%併施加算	3,415	0	3,415
富山	119	ペントシリン注射用	3,405	0	3,405
福岡	120	角膜内皮細胞顕微鏡	3,360	0	3,360
宮城	121	HMG「コーワ」150注用	3,286	0	3,286
千葉	122	ABO	3,279	0	3,279
沖縄	123	ノルアドリナリン	3,224	0	3,224
徳島	124	ECG12	3,073	0	3,073
大阪	125	クラミジア・ニューモニエIg	3,067	0	3,067
鹿児島	126	プラビックス錠	3,042	0	3,042
岩手	127	オキシコンチン錠10mg	3,040	0	3,040
大分	128	腎瘻・膀胱瘻用カテーテル	3,037	0	3,037
沖縄	129	矯正視力、屈折検査	3,034	0	3,034
鳥取	130	CT撮影(マルチスライス型機器)	3,000	0	3,000
滋賀	131	サーモダイリユーション用カテーテル	2,950	0	2,950
静岡	132	精密眼圧	2,879	0	2,879
長野	133	画像記録用フィルム(半切)	2,794	0	2,794
兵庫	134	FT3精密	2,776	0	2,776
愛媛	135	セファメジンα点滴用キット1g(生理食塩液100mL付)	2,714	0	2,714
徳島	136	リーバクト顆粒 4.15g	2,656	0	2,656
山口	137	角膜曲率	2,581	0	2,581
大分	138	特異的IgE	2,563	0	2,563
兵庫	139	眼底カメラ	2,554	0	2,554
岩手	140	クリダマシン注	2,547	0	2,547

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
鹿児島	141	デジタル映像化処理	2,538	0	2,538
大分	142	レルパックス錠20mg	2,504	0	2,504
山形	143	嫌気性培養加算	2,437	0	2,437
福岡	144	子宮頸管粘液採取	2,400	0	2,400
岩手	145	パルスドプラ法加算	2,380	0	2,380
愛媛	146	バルトレックス錠500 500mg	2,366	0	2,366
青森	147	ノイトロピン注射液3.6単位	2,332	0	2,332
秋田	148	赤血球不規則抗体	2,322	0	2,322
長崎	149	単純撮影(胸部)	2,282	0	2,282
新潟	150	電子画像管理加算(単純撮影)	2,280	0	2,280
群馬	151	経尿道的尿管ステント留置術	2,270	0	2,270
兵庫	152	オピスタン注射液35mg	2,240	0	2,240
香川	153	ゼフロプト錠5μg	2,198	0	2,198
山梨	154	創傷処理	2,178	0	2,178
熊本	155	リンデロン注4mg(0.4%) 4mg	2,161	0	2,161
和歌山	156	NTx精密	2,080	0	2,080
大分	157	胎児外回転術	2,042	0	2,042
宮城	158	精密眼圧	2,040	0	2,040
新潟	159	CEA精密	2,014	0	2,014
広島	160	絆創膏固定術	2,000	0	2,000
大分	161	人工腎臓	1,991	0	1,991
宮城	162	肛門鏡	1,980	0	1,980
岩手	163	ゾシン静注用4.5	1,975	0	1,975
宮城	164	アルツディスポ関節注25mg	1,950	0	1,950
岐阜	165	眼処置	1,950	0	1,950
長崎	166	四肢ギブスシーネ	1,862	0	1,862
兵庫	167	痔瘻根治手術複雑	1,825	0	1,825
大分	168	非特異的IgE	1,808	0	1,808
愛媛	169	呼吸心拍監視	1,700	0	1,700
山形	170	ラコール	1,672	0	1,672
広島	171	強力ネオミノファーゲンシー静注20mL 20mL	1,603	0	1,603
広島	172	超音波検査(断層撮影法)(胸腹部)	1,590	0	1,590
広島	173	ホスミンS静注用2g 2g	1,581	0	1,581
新潟	174	プラシルカスト錠	1,577	0	1,577
香川	175	プラビックス錠75mg	1,568	0	1,568
大阪	176	精密持続点滴注射	1,560	0	1,560
東京	177	裂肛手術	1,555	0	1,555
岐阜	178	グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密	1,510	0	1,510
広島	179	耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料	1,500	0	1,500
大分	180	アヘンチンキ 10%	1,479	0	1,479
愛媛	181	イントラリポス 20%100mL	1,475	0	1,475
静岡	182	ポルタレンサポ25mg	1,467	0	1,467
徳島	183	超音波検査(胸腹部)	1,431	0	1,431
宮崎	184	超音波検査(断層撮影法)(その他)	1,431	0	1,431
静岡	185	皮膚科軟膏処置(100cm2以上500cm2未満)	1,430	0	1,430
島根	186	シスタチンC精密	1,419	0	1,419
大分	187	キネダック錠50mg	1,418	0	1,418
三重	188	プラシルカスト錠	1,414	0	1,414
兵庫	189	救急医療管理加算	1,410	0	1,410
群馬	190	プロテカジン錠	1,390	0	1,390

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
岐阜	191	パルスドブラ法加算	1,380	0	1,380
大分	192	真皮縫合加算	1,378	0	1,378
広島	193	ケタス点眼液0.01% 0.5mg5mL	1,368	0	1,368
新潟	194	精密眼圧	1,360	0	1,360
沖縄	195	E2精密	1,336	0	1,336
滋賀	196	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	1,330	0	1,330
千葉	197	コンピューター断層診断	1,329	0	1,329
大分	198	ノイトロピン注射液3.6単位	1,324	0	1,324
新潟	199	経皮的動脈血酸素飽和度	1,310	0	1,310
大分	200	HCV核酸定量	1,282	0	1,282
香川	201	結核菌群核酸増幅同定	1,280	0	1,280
長崎	202	CRP	1,280	0	1,280
新潟	203	精密眼圧	1,275	0	1,275
佐賀	204	クラリス錠200	1,251	0	1,251
徳島	205	ノンストレステスト	1,230	0	1,230
岩手	206	休日(再診)、時間外(再診)	1,210	0	1,210
兵庫	207	Alb定量精密(尿)	1,389	180	1,209
広島	208	アリセプトD錠5mg	1,204	0	1,204
宮崎	209	アリセプトD錠5mg	1,204	0	1,204
宮城	210	アシノン錠75mg	1,201	0	1,201
山形	211	MMP-3精密	1,200	0	1,200
三重	212	子宮卵管内造影剤注入	1,200	0	1,200
山口	213	内視鏡下生検法	1,190	0	1,190
静岡	214	末梢血液像	1,170	0	1,170
徳島	215	アネキセート注射液0.5mg 5mL	1,168	0	1,168
岐阜	216	処方料(その他)	1,142	0	1,142
長崎	217	BNP精密	1,136	0	1,136
香川	218	CRP(定量)	1,150	32	1,118
滋賀	219	術前検査の腹部単純撮影	1,068	0	1,068
群馬	220	T-M(1臓器)	1,066	0	1,066
富山	221	ヘパフラッシュ	1,064	0	1,064
岩手	222	モーラステープ	1,058	0	1,058
山形	223	LEテスト	1,050	0	1,050
東京	224	涙液分泌機能検査	1,046	0	1,046
滋賀	225	アルツディスポ関節注	1,039	0	1,039
山形	226	矯正視力	1,014	0	1,014
和歌山	227	精密眼底(両)	1,008	0	1,008
香川	228	ノンストレステスト	1,000	0	1,000
愛媛	229	パルスドブラ法加算	1,000	0	1,000
宮城	230	気管内チューブ	981	0	981
静岡	231	CRP(定量)	976	0	976
千葉	232	長期投薬加算(処方料)	975	0	975
富山	233	セルニルトン錠	973	0	973
三重	234	鼓室内薬液注入	972	0	972
青森	235	ロルカム錠4mg	970	0	970
青森	236	経皮的動脈血酸素飽和度	960	0	960
愛媛	237	子宮頸管粘液採取	960	0	960
三重	238	休日(再診)	950	0	950
沖縄	239	デブリードマン加算	940	0	940
長崎	240	PT	912	0	912

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
静岡	241	HIV-1、2抗体価	910	0	910
香川	242	チンパノメトリー	910	0	910
山形	243	体液量	900	0	900
三重	244	他医撮影のコンピューター断層診断	900	0	900
大分	245	胃洗浄	893	0	893
新潟	246	神経学的検査	880	0	880
大阪	247	ABO、Rh(D)、外来迅速検体検査加算	854	0	854
宮城	248	悪性腫瘍特異物質治療管理料	840	0	840
三重	249	T4精密	840	0	840
広島	250	BNP精密	840	0	840
秋田	251	尿一般	832	0	832
青森	252	ソルコセリル注2mL	831	0	831
和歌山	253	スリットM(前眼部)後生体染色使用再検査	816	0	816
滋賀	254	尿中有形成成分定量測定	810	0	810
岐阜	255	パルスドプラ法加算	800	0	800
静岡	256	パルスドプラ法加算	800	0	800
熊本	257	慢性疼痛疾患管理料	780	0	780
静岡	258	アレグラ錠60mg	756	0	756
新潟	259	インフルエンザウイルス抗原精密	750	0	750
三重	260	診療情報提供料(1)	750	0	750
秋田	261	尿一般、尿沈渣、末梢血液一般	748	0	748
北海道	262	パリエット錠	739	0	739
静岡	263	ドルミカム注射液10mg 10mg2mL	738	0	738
兵庫	264	リウマトイド因子	737	0	737
千葉	265	通院・在宅精神療法(病院)(30分以上)	720	0	720
山形	266	アーチスト錠	693	0	693
岐阜	267	抗LKM-1抗体精密	690	0	690
山口	268	血管造影用ガイドワイヤー(一般用)	690	0	690
山形	269	子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼ精密	675	0	675
大分	270	抗酸菌群核酸同定精密	675	0	675
岐阜	271	ミラクリッド 50,000単位	660	0	660
愛媛	272	気管内チューブ(カフあり・カフ上部吸引機能なし)	654	0	654
三重	273	血糖自己測定器加算	640	0	640
兵庫	274	長期投薬加算(処方料)	638	0	638
香川	275	HCV核酸定量	632	0	632
香川	276	抗シトルリン化ペプチド抗体精密	630	0	630
沖縄	277	HbA1c	620	0	620
高知	278	エクサシン注射液200	614	0	614
青森	279	経皮的動脈血酸素飽和度	600	0	600
静岡	280	パルスドプラ法加算	600	0	600
兵庫	281	プラスチックカニューレ型静脈内留置針(標準型)	600	0	600
三重	282	染色加算	582	0	582
青森	283	ヒアルロン酸	570	0	570
岐阜	284	A群β溶連菌迅速	560	0	560
広島	285	細菌薬剤感受性(1菌種)	560	0	560
大阪	286	Amy(尿)、CEA精密	541	0	541
岩手	287	粘膜点墨法加算	540	0	540
大阪	288	カンジダ抗原	527	0	527
鹿児島	289	D-Dダイマー定量	517	0	517
岩手	290	CRP	513	0	513

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
和歌山	291	TPHA	512	0	512
静岡	292	ケイツーN静注用10mg	511	0	511
山形	293	重心動揺計	500	0	500
三重	294	鉄	500	0	500
岐阜	295	関節腔内注射	495	0	495
山形	296	アーチスト錠	493	0	493
山口	297	オルガドロン注射液 3.8mg	493	0	493
沖縄	298	細胞診(婦人科材料)	490	0	490
大分	299	特定疾患療養管理料	484	0	484
岡山	300	D-ソルビール液 75%	483	0	483
三重	301	留置カテーテル設置	465	0	465
滋賀	302	ジオン注無痛化剤付	457	0	457
高知	303	エクサシン注射液200	452	0	452
岡山	304	モーラステープL40mg 10cm×14cm	446	0	446
山形	305	HBs抗原精密	435	0	435
兵庫	306	超音波ネブライザー	428	0	428
岩手	307	ホスミンSバッグ2g点滴静注用	411	0	411
新潟	308	単純撮影(診断・撮影)	408	0	408
兵庫	309	特定疾患療養管理料(100床未満)	406	0	406
高知	310	子宮頸管粘液中顆粒球	405	0	405
長崎	311	ペンマリン注	403	0	403
青森	312	風疹、麻疹ウイルス抗体価	400	0	400
広島	313	パルスドプラ法加算	400	0	400
広島	314	FT3精密	395	0	395
広島	315	FT3精密	395	0	395
愛媛	316	プロジェステロン精密	395	0	395
鳥取	317	トリガーポイント注射	385	0	385
群馬	318	ジスロマック錠	366	0	366
千葉	319	通院・在宅精神療法(病院)(30分以上)	360	0	360
香川	320	肛門処置	360	0	360
愛媛	321	LH(尿)	360	0	360
沖縄	322	クラミジアトラコマチス核酸同定検査	360	0	360
岐阜	323	角膜曲率	356	0	356
高知	324	セファメジンα点滴用キット	351	0	351
青森	325	HbA1c	350	0	350
長崎	326	眼処理	350	0	350
岐阜	327	角膜曲率	341	0	341
岐阜	328	長期投薬加算(処方料)	338	0	338
大阪	329	ワッサー「フソー」-PL	325	0	325
宮崎	330	精密持続点滴注射	320	0	320
岐阜	331	ホスミンS静注用1g	313	0	313
山梨	332	液体酸素・定置式液化酸素貯槽(CE)	306	0	306
山形	333	インフルエンザウイルス抗原精密	300	0	300
新潟	334	眼処置	300	0	300
滋賀	335	注入器加算、注射針加算	300	0	300
岡山	336	アデノウイルス抗原	300	0	300
三重	337	Alb定量精密(尿)	298	0	298
兵庫	338	矯正視力(1以外)	296	0	296
兵庫	339	FT3精密	290	0	290
北海道	340	キシロカイン注ポリアンプ	288	0	288

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
大阪	341	生化学的検査(2)判断料	288	0	288
岩手	342	点滴注射	284	0	284
三重	343	腔洗浄	282	0	282
香川	344	PSA精密	280	0	280
長崎	345	胸部(腰部)固定帯固定	280	0	280
兵庫	346	特定疾患療養管理料(100床以上200床未満)	264	0	264
岡山	347	長期投薬加算(処方料)	264	0	264
新潟	348	HBs抗原精密、HCV抗体価精密、TPHA	262	0	262
岐阜	349	PT	262	0	262
兵庫	350	特定疾患療養管理料(診療所)	261	0	261
岐阜	351	低分子デキストラン注 250mL	260	0	260
宮崎	352	時間外緊急院内検査	260	0	260
高知	353	ピソルボン注射液	257	0	257
沖縄	354	HTLV-I抗体価	255	0	255
岐阜	355	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	252	0	252
静岡	356	末梢血液像	252	0	252
千葉	357	難病外来指導管理料	250	0	250
高知	358	ミリダシン錠90mg	250	0	250
徳島	359	プラダロン錠200mg	245	0	245
岩手	360	関節穿刺	240	0	240
青森	361	簡易培養	230	0	230
愛媛	362	フリーPSA/トータルPSA比精密	230	0	230
熊本	363	リンデロン-VG軟膏0.12%	227	0	227
千葉	364	特定疾患療養管理料(診療所)	225	0	225
広島	365	特定疾患療養管理料(診療所)	225	0	225
大阪	366	特定疾患療養管理料	232	8	224
岐阜	367	調節検査	222	0	222
新潟	368	外来迅速検体検査加算	220	0	220
三重	369	染色加算	216	0	216
広島	370	アルキオーネ注 10%2mL	216	0	216
岐阜	371	ネオフィリン原末	214	0	214
岩手	372	ベルベゾロン眼耳鼻科用液0.1%	212	0	212
岐阜	373	消炎鎮痛等処置(湿布処置)	210	0	210
岡山	374	特定疾患療養管理料(100床以上200床未満)	210	0	210
秋田	375	長期投薬加算(処方料)	206	0	206
岩手	376	導尿(尿道拡張)	200	0	200
岐阜	377	パルスドブラ法加算	200	0	200
香川	378	ノンストレステスト	200	0	200
岡山	379	ガスコンドロップ内用液2%	199	0	199
徳島	380	パラマイシン軟膏	187	0	187
岐阜	381	セファメジンα注射用1g	177	0	177
岡山	382	初診(時間外)加算	170	0	170
熊本	383	細菌薬剤感受性(2菌種)	170	0	170
愛媛	384	キシロカインゼリー2%	168	0	168
新潟	385	イソジン液	165	0	165
岡山	386	デジタル映像化処理	165	0	165
高知	387	タチオン注射用200mg	164	0	164
兵庫	388	Hb及びトランスフェリン	161	0	161
青森	389	CRP(定量)	160	0	160
山形	390	ビタミンB12定量精密	160	0	160

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
福井	391	細菌培養同定(口腔)	155	0	155
新潟	392	クラビット錠	153	0	153
青森	393	眼処置	150	0	150
三重	394	メノエイドコンビパッチ	149	0	149
山口	395	Alb定量精密(尿)	149	0	149
岐阜	396	キシロカインゼリー2%	146	0	146
三重	397	長期投薬加算(処方料)	146	0	146
三重	398	特定疾患処方管理加算(処方料)	144	0	144
静岡	399	CRP定量	143	0	143
秋田	400	腔洗浄	141	0	141
三重	401	長期投薬加算(処方料)	141	0	141
香川	402	腔洗浄	141	0	141
山形	403	処方せん料(その他)	136	0	136
千葉	404	長期投薬加算(処方料)	136	0	136
静岡	405	ガスコンドロップ内用液2%	136	0	136
三重	406	レチクロ	132	0	132
山形	407	細菌培養同定	130	0	130
長崎	408	ガスコンドロップ、オピスタン注	129	0	129
岐阜	409	特定疾患処方管理加算(処方料)	126	0	126
三重	410	長期投薬加算(処方料)	123	0	123
静岡	411	経皮的動脈血酸素飽和度	120	0	120
愛媛	412	細菌培養同定(泌尿器)	120	0	120
高知	413	ヘパルス5%10ml	114	0	114
富山	414	クレアチニン試験紙法	110	0	110
三重	415	長期投薬加算(処方料)	109	0	109
岡山	416	外来管理加算	114	5	109
岐阜	417	眼処置	100	0	100
広島	418	HbA1c	100	0	100
香川	419	デブリードマン加算(汚染された挫創)	100	0	100
愛媛	420	再診(夜間・早朝等)加算	100	0	100
熊本	421	直腸鏡	100	0	100
静岡	422	口腔、咽頭処置	96	0	96
三重	423	長期投薬加算(処方料)	94	0	94
三重	424	長期投薬加算(処方料)	94	0	94
岐阜	425	経皮的動脈血酸素飽和度	90	0	90
和歌山	426	キシロカインポンプスプレー8%	89	0	89
岩手	427	ロキソニン錠 60mg	86	0	86
山口	428	精密眼圧	85	0	85
千葉	429	長期投薬加算(処方せん料)	83	0	83
兵庫	430	長期投薬加算(処方料)、特定疾患処方管理加算(処方料)	83	0	83
岩手	431	CRP(定量)	80	0	80
新潟	432	悪性腫瘍特異物質治療管理料	80	0	80
静岡	433	ガングリオン穿刺術	80	0	80
岐阜	434	長期投薬加算(処方料)	76	0	76
三重	435	長期投薬加算(処方料)	76	0	76
千葉	436	屈折検査	74	0	74
岩手	437	モーラステープ	72	0	72
岐阜	438	ヒアロンサン点眼液0.1% 0.1%5mL	72	0	72
岡山	439	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	72	0	72
秋田	440	超音波ネブライザー、末梢血液一般	70	0	70

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
静岡	441	注射用水 20mL	66	0	66
三重	442	長期投薬加算(処方料)	65	0	65
三重	443	長期投薬加算(処方料)	65	0	65
香川	444	注射用水 20mL	63	0	63
三重	445	外来迅速検体検査加算	60	0	60
長崎	446	蛋白分画	60	0	60
高知	447	セレスタミン錠	57	0	57
千葉	448	TP	56	0	56
岐阜	449	ソセゴン注射液15mg	56	0	56
福井	450	HCG	55	0	55
岩手	451	ブスコパン注	54	0	54
千葉	452	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	54	0	54
岡山	453	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	54	0	54
兵庫	454	レチクロ	51	0	51
三重	455	外来迅速検体検査加算	50	0	50
秋田	456	喀痰吸引	48	0	48
香川	457	チチナ静注50mg 0.5%10mL	48	0	48
熊本	458	ドルミカム注 10mg2mL	48	0	48
三重	459	長期投薬加算(処方料)	47	0	47
三重	460	長期投薬加算(処方料)	47	0	47
三重	461	長期投薬加算(処方料)	47	0	47
三重	462	特定疾患処方管理加算(処方料)	46	0	46
新潟	463	外来迅速検体検査加算	45	0	45
岩手	464	モーラステープ	44	0	44
秋田	465	B-V	44	0	44
高知	466	アルト500mg	44	0	44
大阪	467	調基(その他)	41	0	41
青森	468	PIVKA2精密	40	0	40
岐阜	469	UIBC(直接比色法)	40	0	40
三重	470	薬剤情報提供料	40	0	40
三重	471	外来迅速検体検査加算	40	0	40
広島	472	CRP(定量)	38	0	38
秋田	473	キシロカインポンプスプレ-8%	37	0	37
静岡	474	プリンペラン注射液10mg 0.5%2mL	37	0	37
兵庫	475	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	36	0	36
兵庫	476	長期投薬加算(処方せん料)	36	0	36
岡山	477	特定疾患処方管理加算(処方料)	36	0	36
宮崎	478	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	36	0	36
三重	479	外来迅速検体検査加算	35	0	35
三重	480	外来迅速検体検査加算	35	0	35
大分	481	間接ケームス	34	0	34
大分	482	ネリプロクト坐剤	33	0	33
長野	483	フローサイトメリー法による尿中有形成分定量測定	30	0	30
兵庫	484	ASO価	30	0	30
三重	485	長期投薬加算(処方料)	29	0	29
三重	486	長期投薬加算(処方料)	29	0	29
青森	487	ロピオン静注50mg	26	0	26
岡山	488	特定疾患処方管理加算(処方料)	26	0	26
三重	489	大塚生食注、注射用蒸留水	24	0	24
岡山	490	スパスモバン注20mg 2%1mL	24	0	24

区分	医療機関	主な改善要請事項	①実施前 最大査定点数	②実施後 最小査定点数	③査定点数 の減少分 (①-②)
熊本	491	フルコナール静注液0.2% 50mL	23	0	23
岩手	492	レプチラーゼ注	22	0	22
兵庫	493	キシロカインポリアンブ1% 5mL	21	0	21
三重	494	外来迅速検体検査加算	20	0	20
三重	495	薬剤情報提供料	20	0	20
岩手	496	ポピヨード液10%	18	0	18
三重	497	キシリトール注射液	18	0	18
兵庫	498	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	18	0	18
兵庫	499	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	18	0	18
兵庫	500	長期投薬加算(処方せん料)	18	0	18
兵庫	501	特定疾患処方管理加算(処方せん料)	18	0	18
沖縄	502	特定疾患処方管理加算(処方料)	18	0	18
岐阜	503	CRP(定量)	16	0	16
三重	504	外来迅速検体検査加算	15	0	15
三重	505	外来迅速検体検査加算	15	0	15
高知	506	キシロカインビスカス20%	15	0	15
兵庫	507	プリンペラン注射液	12	0	12
静岡	508	ペンステープ18mg 30.5mm×50.0mm	10	0	10
三重	509	薬剤情報提供料	10	0	10
三重	510	薬剤情報提供料	10	0	10
三重	511	薬剤情報提供料	10	0	10
兵庫	512	ボスミン液	10	0	10
千葉	513	調基(その他)	8	0	8
岡山	514	調基(その他)	8	0	8
山形	515	フランセチン・T・パウダー	2	0	2

参考



レセプトの電子化に対応した医療費の分析評価

平成22年9月30日  
社会保険診療報酬支払基金

## レセプトの電子化に対応した医療費の分析評価

- 電子レセプトについては、紙レセプトと異なり、データの集計による統計の作成が容易。
- これを踏まえ、今般、平成21年4・5月診療分及び平成22年4・5月診療分のいずれにおいても、電子レセプトで請求した医科医療機関（34,953か所）について、平成22年診療報酬改定の影響を診療項目別等に分析し、平成22年8月、その結果を公表。
- これは、段階的な開発の途上にある医療費分析システムを活用した成果の第1弾として、平成22年診療報酬改定の影響を検証する作業に資するもの。
- 今後とも、審査支払機関として審査の充実を図るとともに、関係者のニーズに応えるため、医療費の分析評価を実施する方針。

## 平成22年4月～5月診療分の医療費の動向(医科)

### 趣旨

平成22年4月診療分及び平成22年5月診療分の医療費について、平成21年4月診療分及び平成21年5月診療分の医療費と比較することにより、医療費の動向を把握した。

そのうち、電子レセプトについては詳細な分析が可能であることから、診療項目別等の分析を行った。

### 方法

1. 医科のレセプトについて、平成22年4月診療分及び5月診療分と平成21年4月診療分及び5月診療分のレセプトの件数、日数、点数などを比較して、医療費の動向として取りまとめた。
2. 電子レセプトについては、平成21年4月診療分及び5月診療分、平成22年4月診療分及び5月診療分のいずれにおいても電子で請求があった医科の医療機関について、診療項目別等に集計し、分析を行った。

# 平成22年4月～5月診療分の医療機関数及び件数・日数・点数

【1か月平均】

		入院・入院外計		入院			入院外			
		病院	診療所	病院	診療所	病院	診療所			
医療機関数		94,171	8,826	85,345	14,509	8,567	5,942	94,120	8,790	85,330
	電子請求	34,953	6,838	28,115	8,111	6,677	1,434	34,929	6,816	28,113
	(構成割合%)	(37.1)	(77.5)	(32.9)	(55.9)	(77.9)	(24.1)	(37.1)	(77.5)	(32.9)
総件数 (万件)		4,097.80	1,013.77	3,084.03	78.81	71.69	7.13	4,018.98	942.08	3,076.90
	電子請求	2,124.21	863.14	1,261.07	56.44	54.73	1.71	2,067.78	808.41	1,259.37
	(構成割合%)	(51.8)	(85.1)	(40.9)	(71.6)	(76.3)	(23.9)	(51.5)	(85.8)	(40.9)
総日数 (万日)		7,519.73	2,470.53	5,049.21	1,008.05	961.38	46.67	6,511.69	1,509.15	5,002.54
	電子請求	3,974.22	1,986.48	1,987.74	727.09	716.56	10.53	3,247.13	1,269.92	1,977.21
	(構成割合%)	(52.9)	(80.4)	(39.4)	(72.1)	(74.5)	(22.6)	(49.9)	(84.1)	(39.5)
総点数 (千万点)		7,990.31	5,076.47	2,913.84	3,437.84	3,345.71	92.13	4,552.47	1,730.76	2,821.72
	電子請求	4,976.23	3,878.65	1,097.57	2,429.52	2,406.54	22.98	2,546.70	1,472.11	1,074.59
	(構成割合%)	(62.3)	(76.4)	(37.7)	(70.7)	(71.9)	(24.9)	(55.9)	(85.1)	(38.1)

# 平成22年4月～5月診療分の医療費の伸び率 〔対前年同期比〕

		入院・入院外計			入院			入院外		
		病院	診療所		病院	診療所		病院	診療所	
件数の 伸び率(%)		1.94	-5.19	4.53	1.24	1.80	-4.03	1.96	-5.68	4.55
	電子請求	0.15	-5.85	4.72	1.25	1.34	-1.67	0.12	-6.30	4.73
日数の 伸び率(%)		2.01	-1.60	3.87	-0.48	-0.25	-5.05	2.40	-2.45	3.96
	電子請求	1.08	-2.02	4.38	-0.81	-0.78	-2.95	1.52	-2.70	4.42
点数の 伸び率(%)		5.01	6.08	3.20	7.29	7.44	2.43	3.34	3.54	3.22
	電子請求	5.11	5.58	3.45	7.02	7.06	3.48	3.34	3.26	3.45

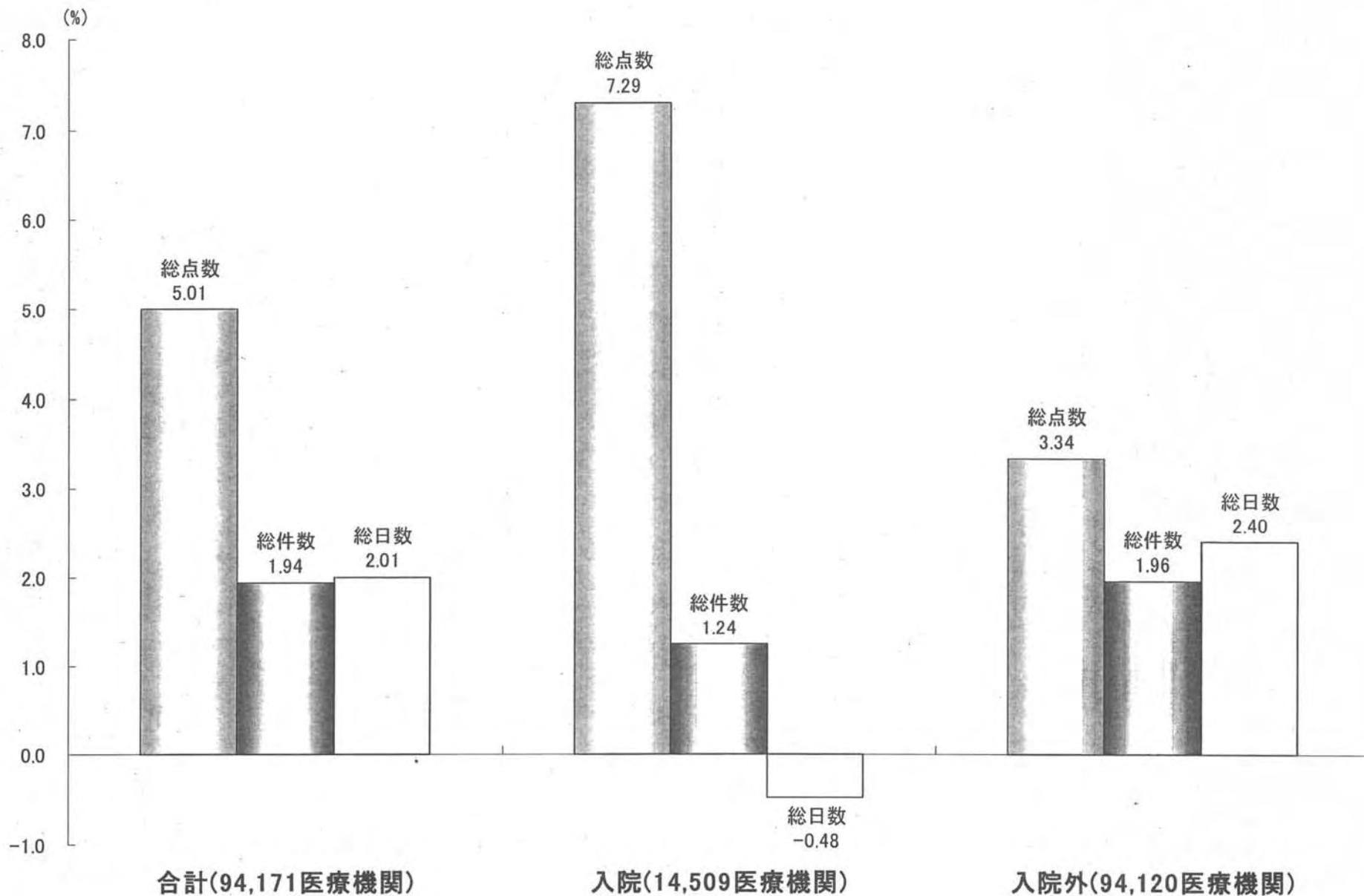
# 平成22年4月～5月診療分の 1件当たり点数・1件当たり日数・1日当たり点数

	入院・入院外計			入院			入院外		
		病院	診療所		病院	診療所		病院	診療所
1件当たり 点数	1,949.9	5,007.5	944.8	43,619.5	46,670.5	12,927.8	1,132.7	1,837.2	917.1
電子請求	2,342.6	4,493.7	870.4	43,049.6	43,971.3	13,474.0	1,231.6	1,821.0	853.3
1件当たり 日数	1.8	2.4	1.6	12.8	13.4	6.5	1.6	1.6	1.6
電子請求	1.9	2.3	1.6	12.9	13.1	6.2	1.6	1.6	1.6
1日当たり 点数	1,062.6	2,054.8	577.1	3,410.4	3,480.1	1,974.1	699.1	1,146.8	564.1
電子請求	1,252.1	1,952.5	552.2	3,341.4	3,358.5	2,182.8	784.3	1,159.2	543.5

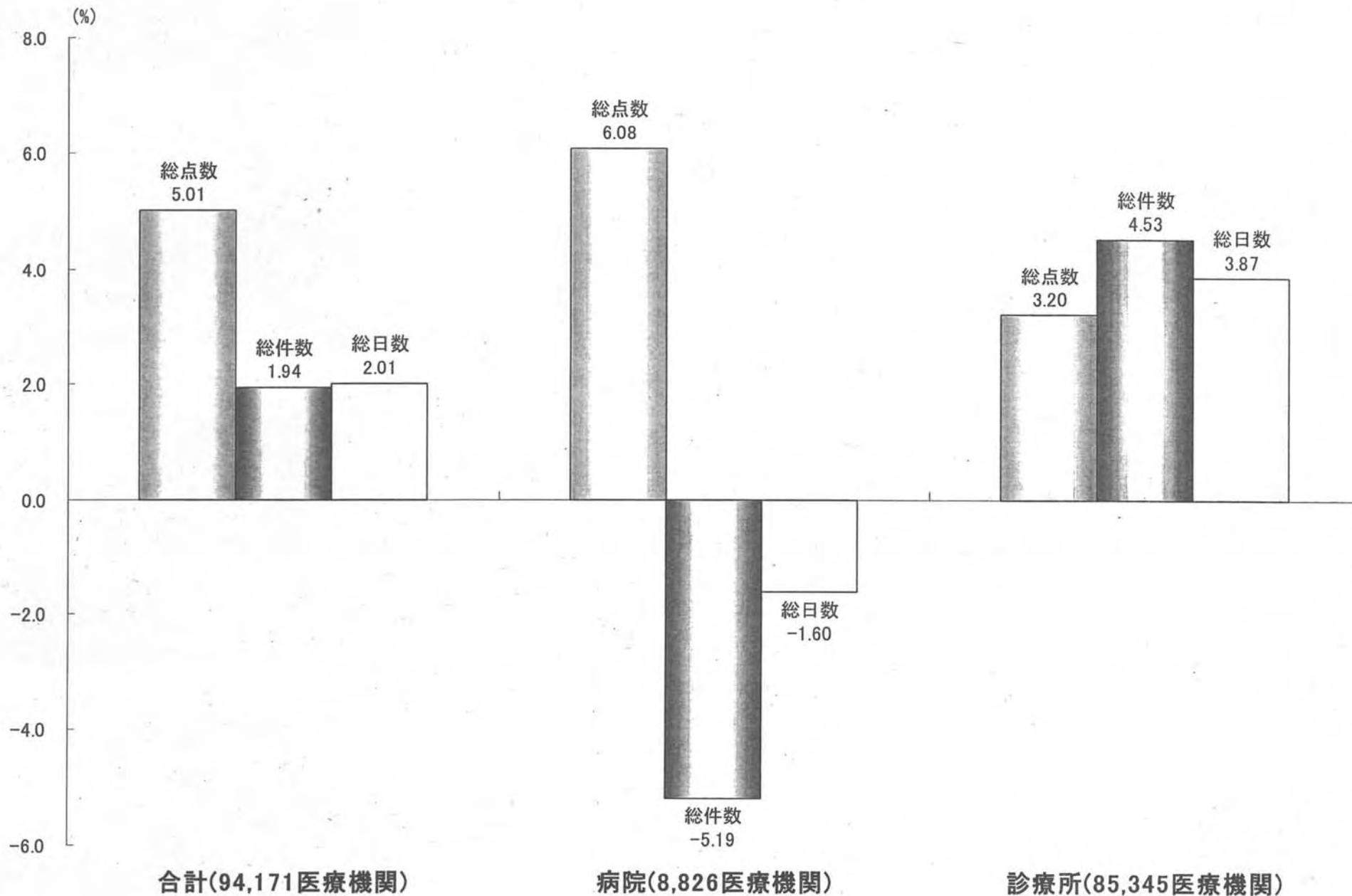
平成22年4月～5月診療分の  
1件当たり点数・1件当たり日数・1日当たり点数の伸び率  
〔対前年同期比〕

	入院・入院外計			入院			入院外		
		病院	診療所		病院	診療所		病院	診療所
1件当たり 点数の 伸び率(%)	3.01	11.88	-1.27	5.98	5.53	6.73	1.36	9.78	-1.27
電子請求	4.95	12.14	-1.22	5.71	5.64	5.23	3.21	10.20	-1.23
1件当たり 日数の 伸び率(%)	0.06	3.78	-0.63	-1.70	-2.01	-1.06	0.44	3.43	-0.56
電子請求	0.93	4.07	-0.33	-2.03	-2.09	-1.31	1.39	3.84	-0.30
1日当たり 点数の 伸び率(%)	2.94	7.80	-0.65	7.81	7.70	7.87	0.92	6.14	-0.71
電子請求	3.98	7.76	-0.89	7.90	7.90	6.63	1.80	6.13	-0.93

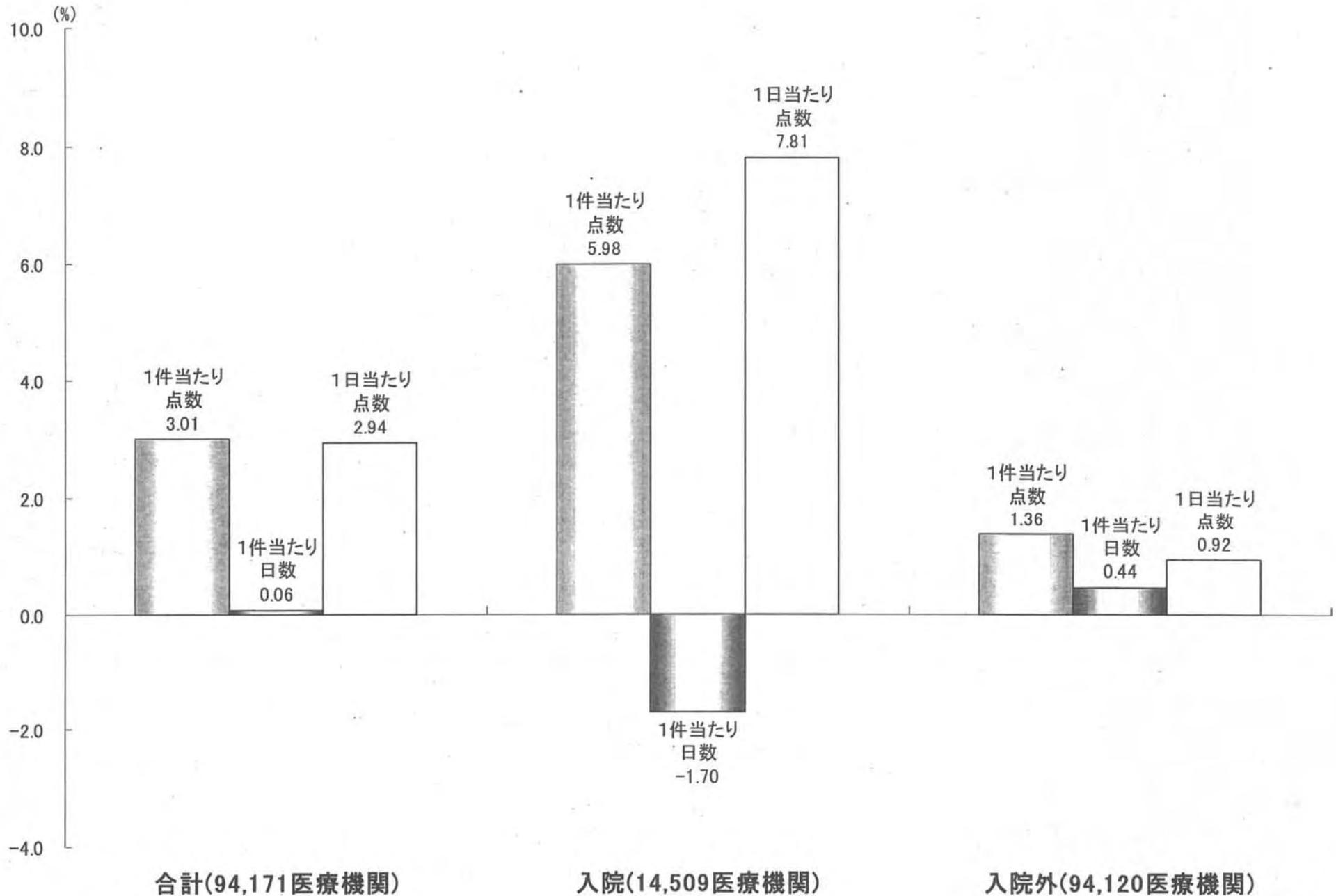
# 医療費の伸び率(入院・入院外)



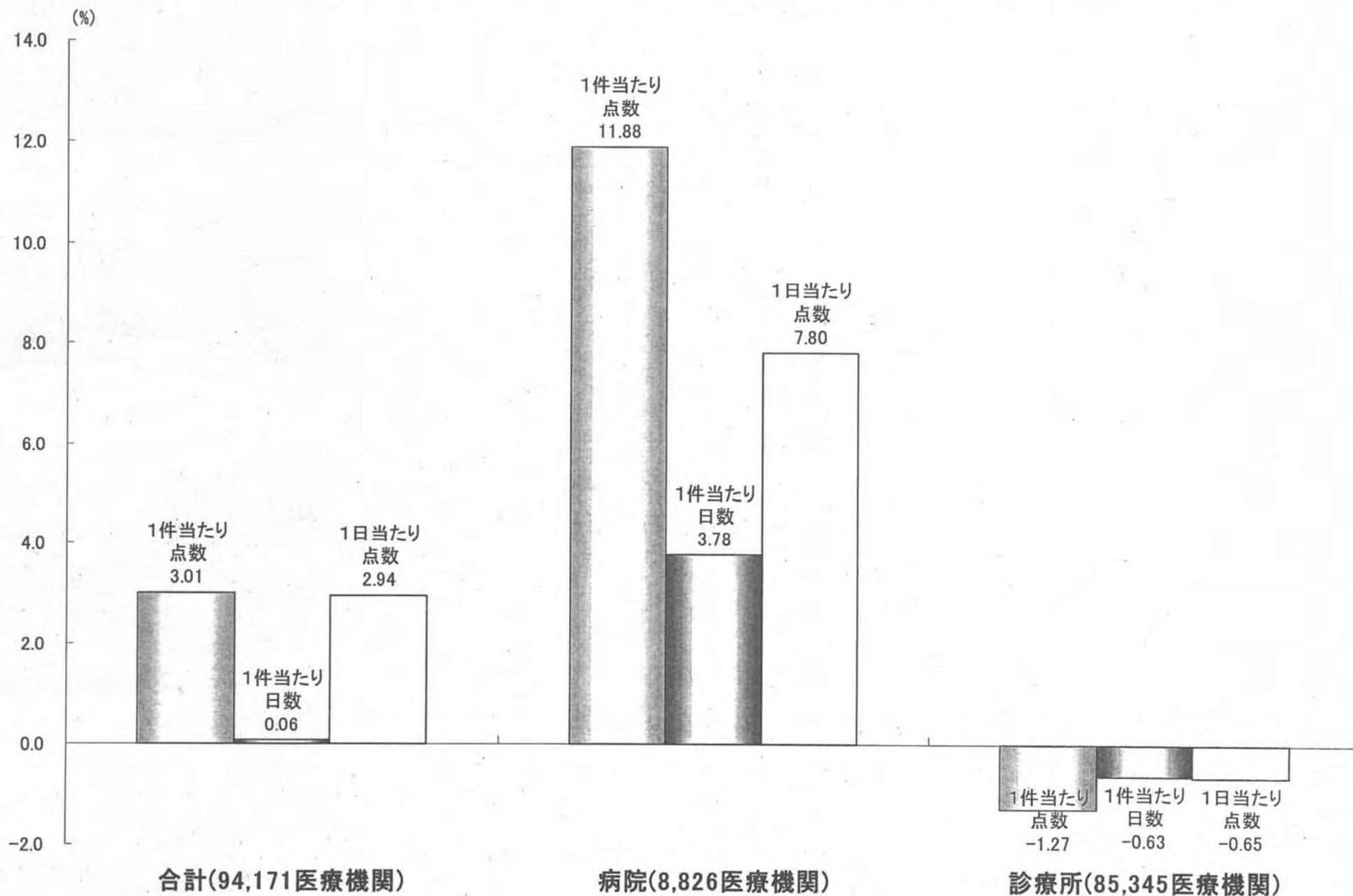
# 医療費の伸び率(病院・診療所)



# 1件当たり医療費の伸び率(入院・入院外)

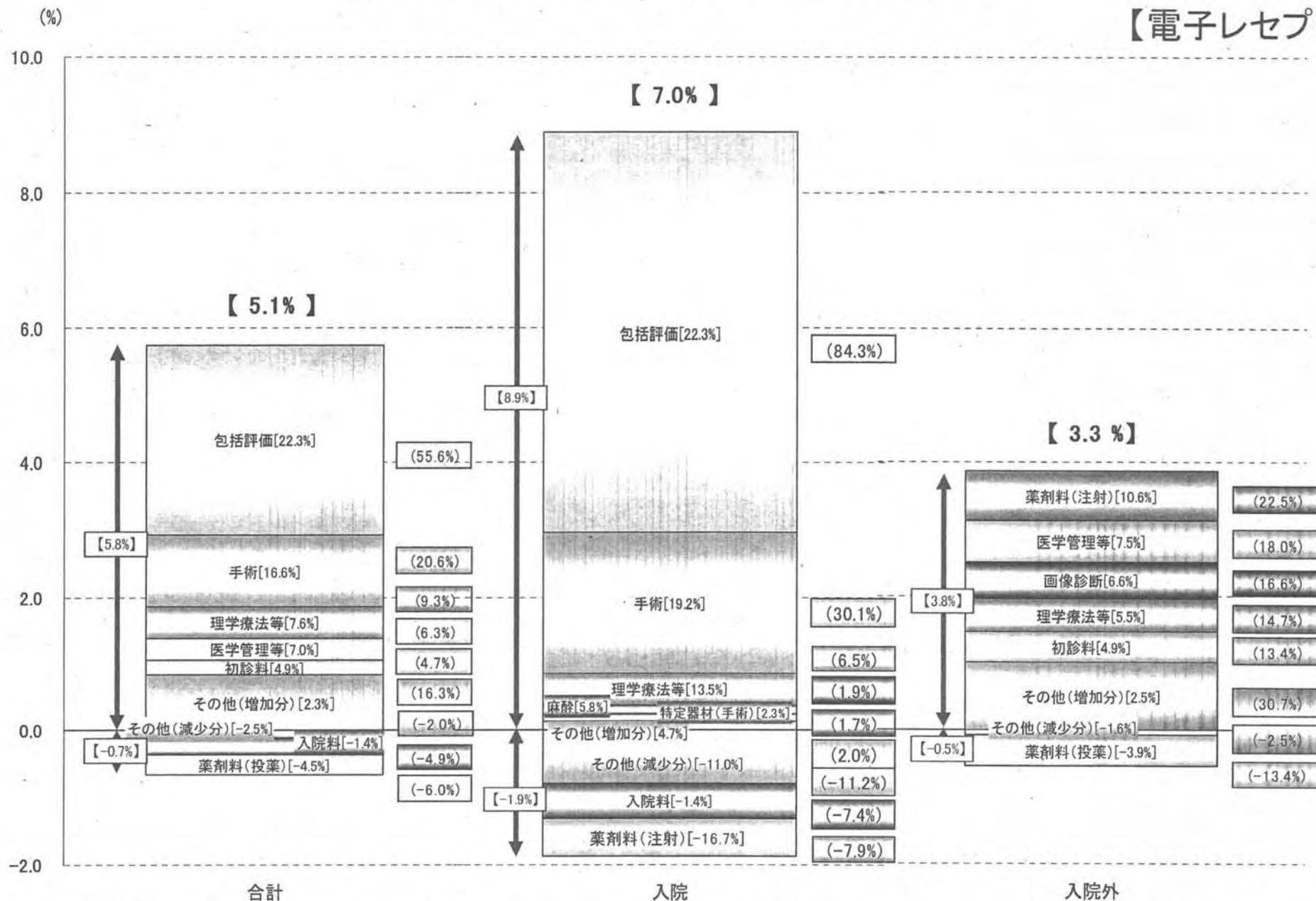


# 1件当たり医療費の伸び率(病院・診療所)



# 診療項目別伸び率(入院・入院外)

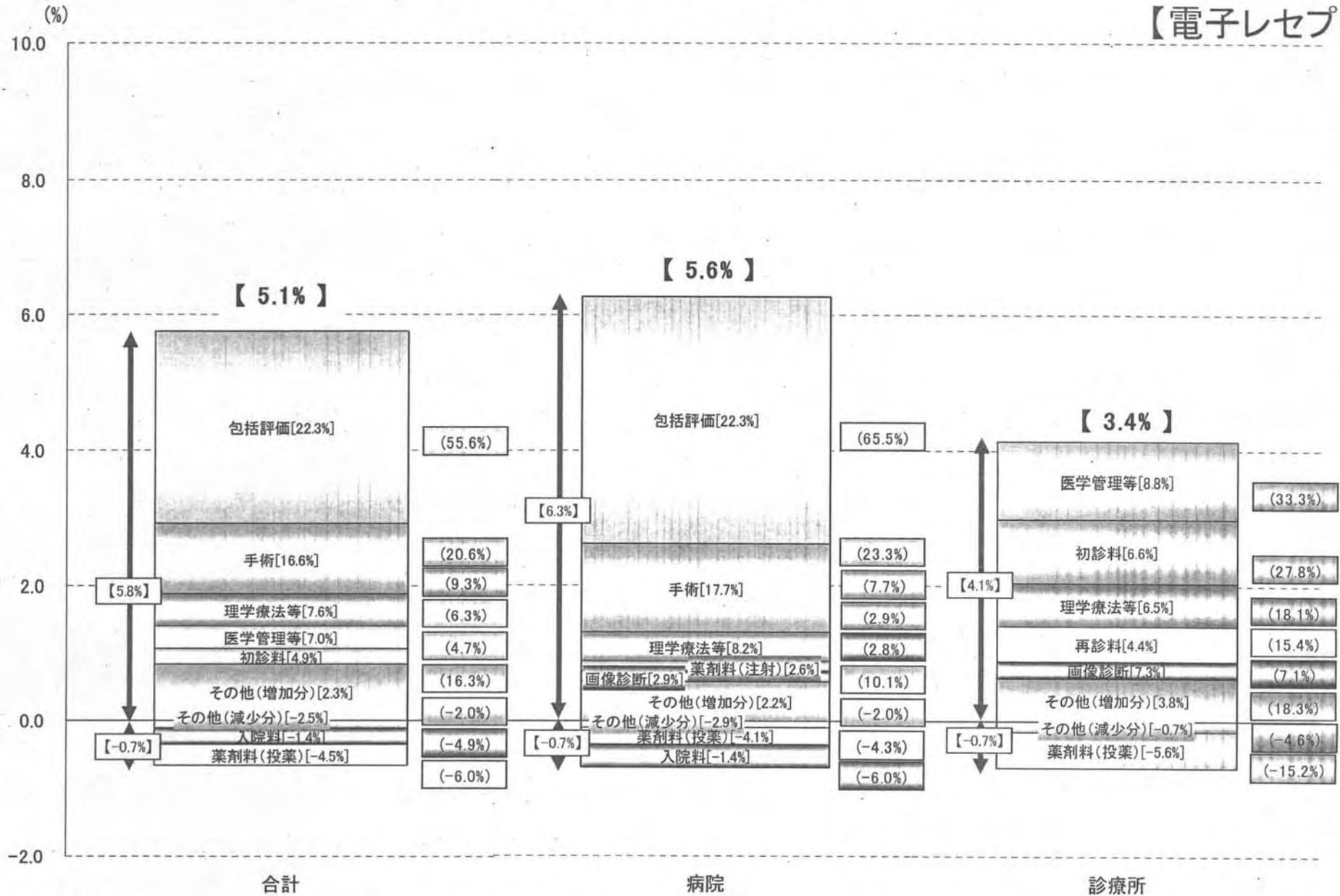
【電子レセプト】



※【%】は伸び率を表しており、グラフ内の【%】は各診療項目の伸び率である。また、□内の(%)は診療項目計の伸び率を100としたときの寄与度を表している。

# 診療項目別伸び率(病院・診療所)

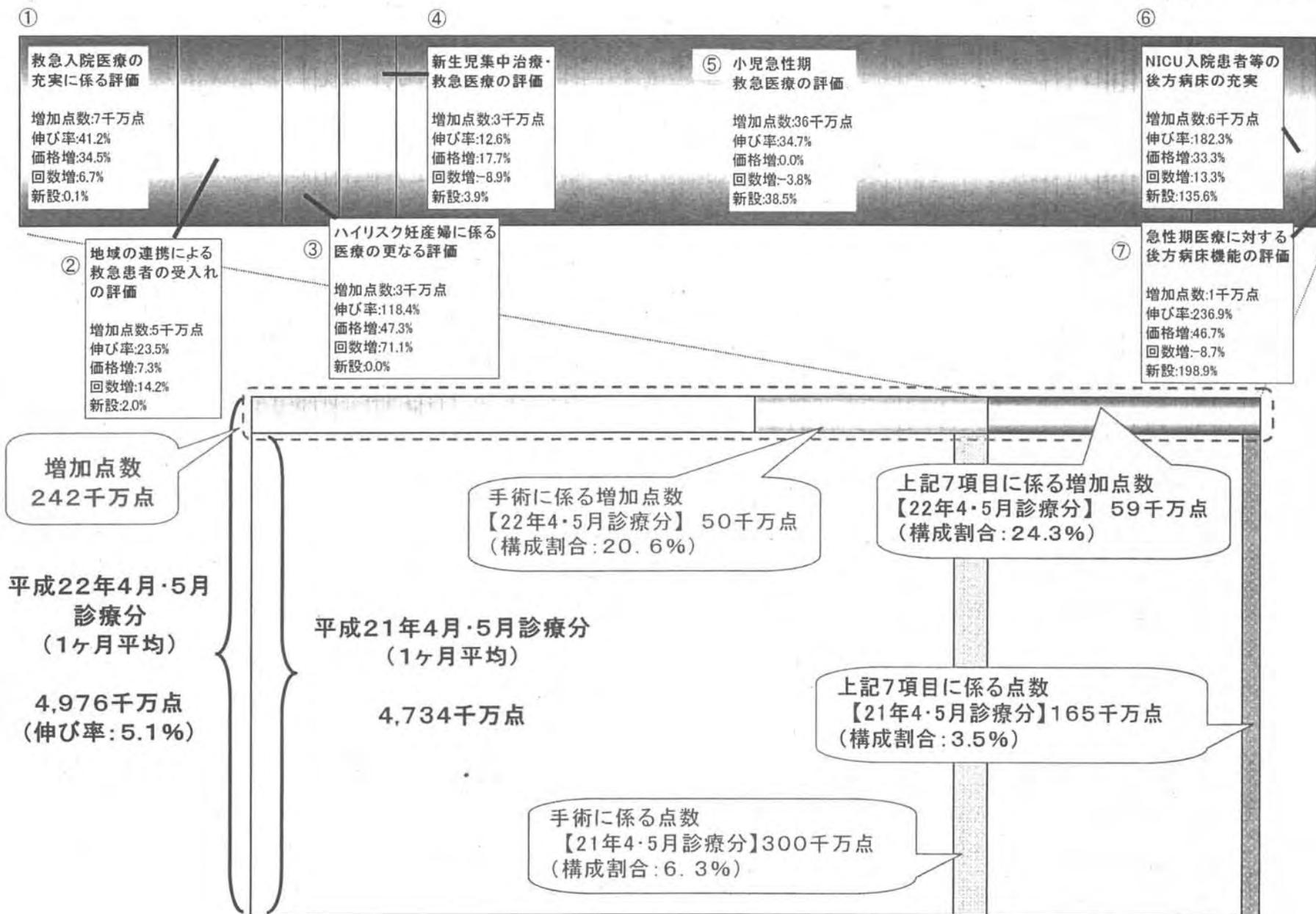
【電子レセプト】



※【%】は伸び率を表しており、グラフ内の【%】は各診療項目の伸び率である。また、□内の(%)は診療項目計の伸び率を100としたときの各診療項目の寄与度を表している。

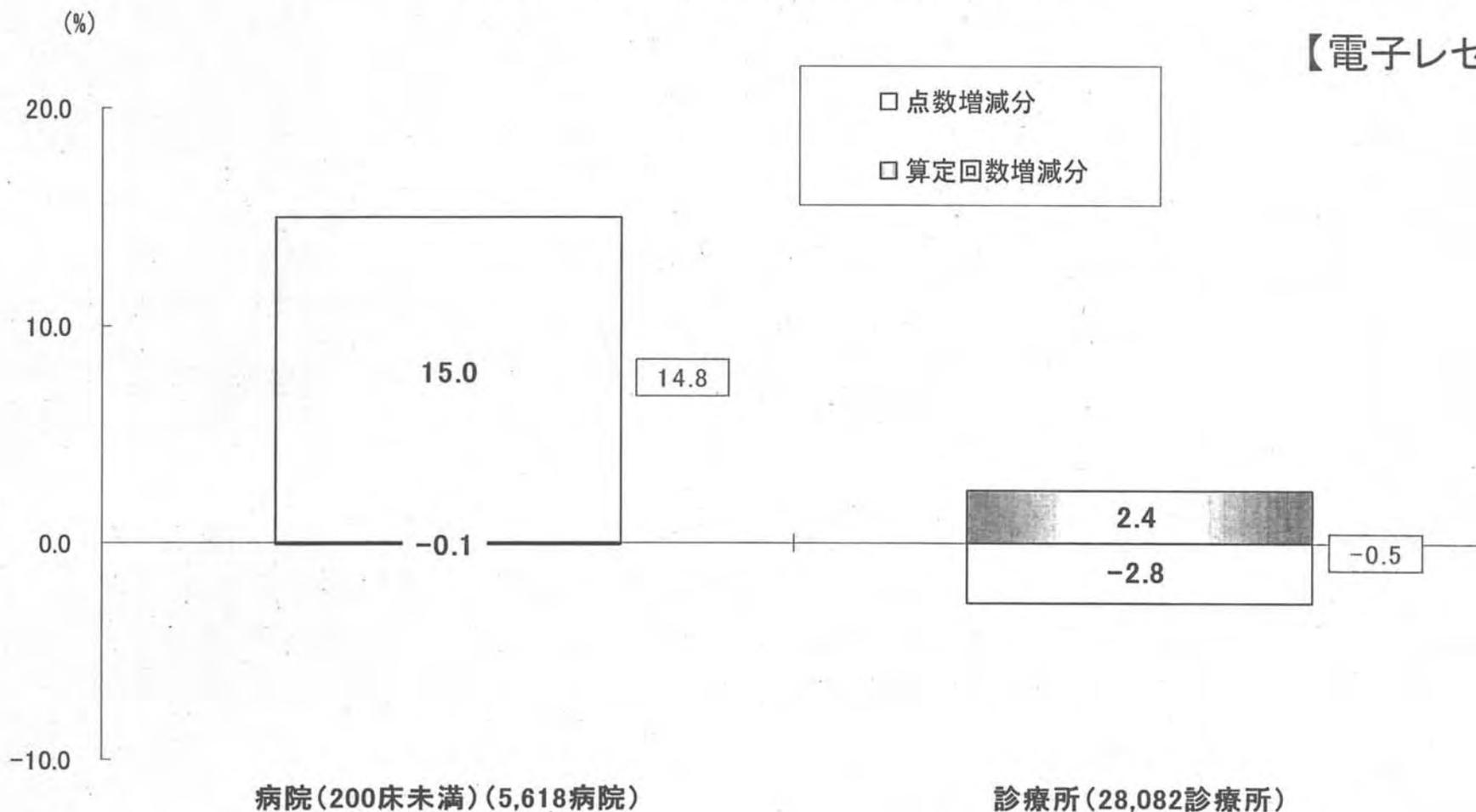
# 医療費増加の分析

【電子レセプト】



# 再診料算定点数の伸び率

【電子レセプト】

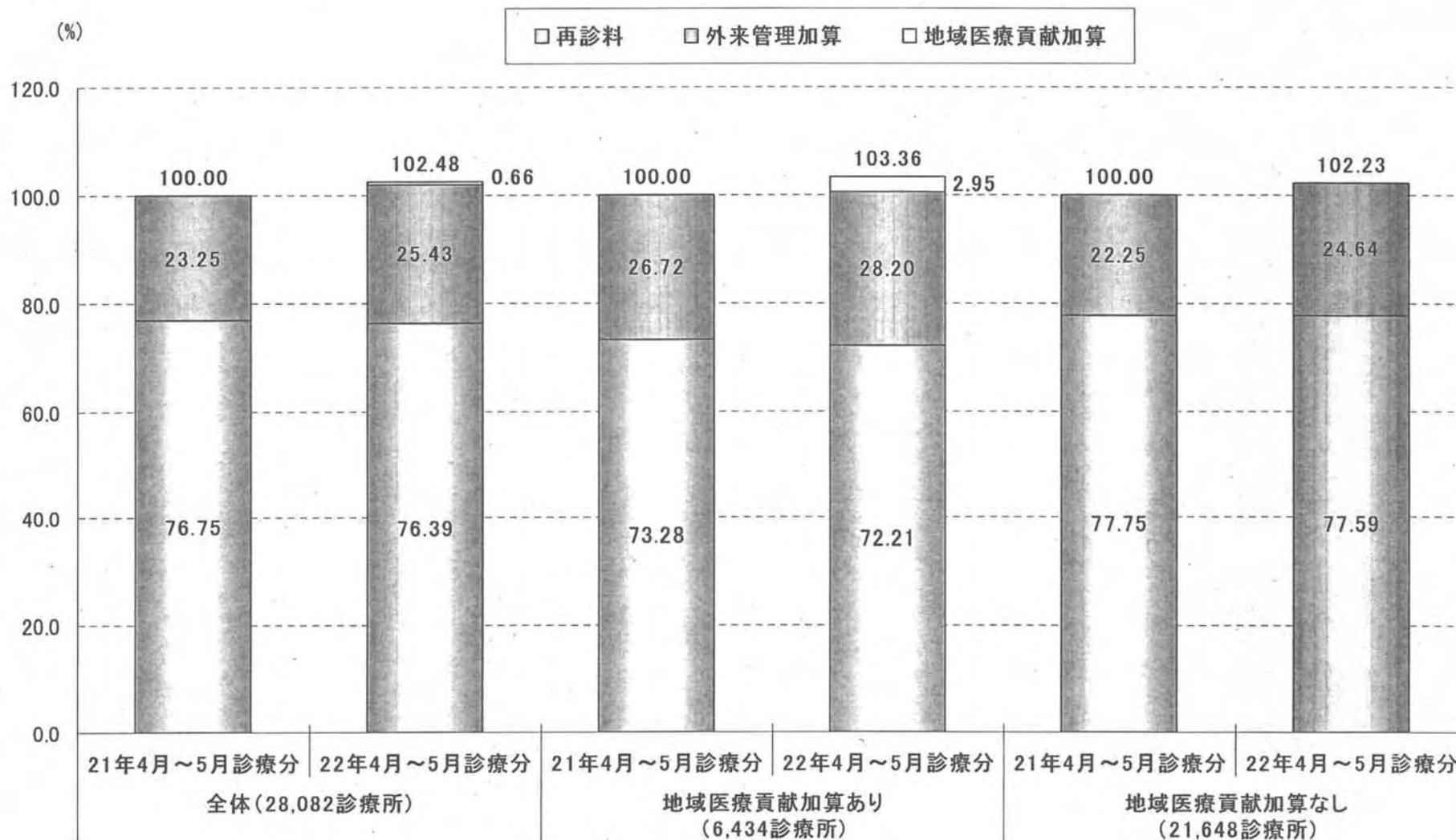


医科:1か月平均

	21年4月～5月診療分		22年4月～5月診療分		伸び率	
	算定回数 (万回)	算定点数 (千万点)	算定回数 (万回)	算定点数 (千万点)	算定回数 (%)	算定点数 (%)
病院(200床未満)	440.43	26.43	439.92	30.35	-0.1	14.8
診療所	1,263.06	89.68	1,293.61	89.26	2.4	-0.5

# 再診料及び外来管理加算・地域医療貢献加算

【電子レセプト】



# 国保中央会・東京都国保連合会提出資料

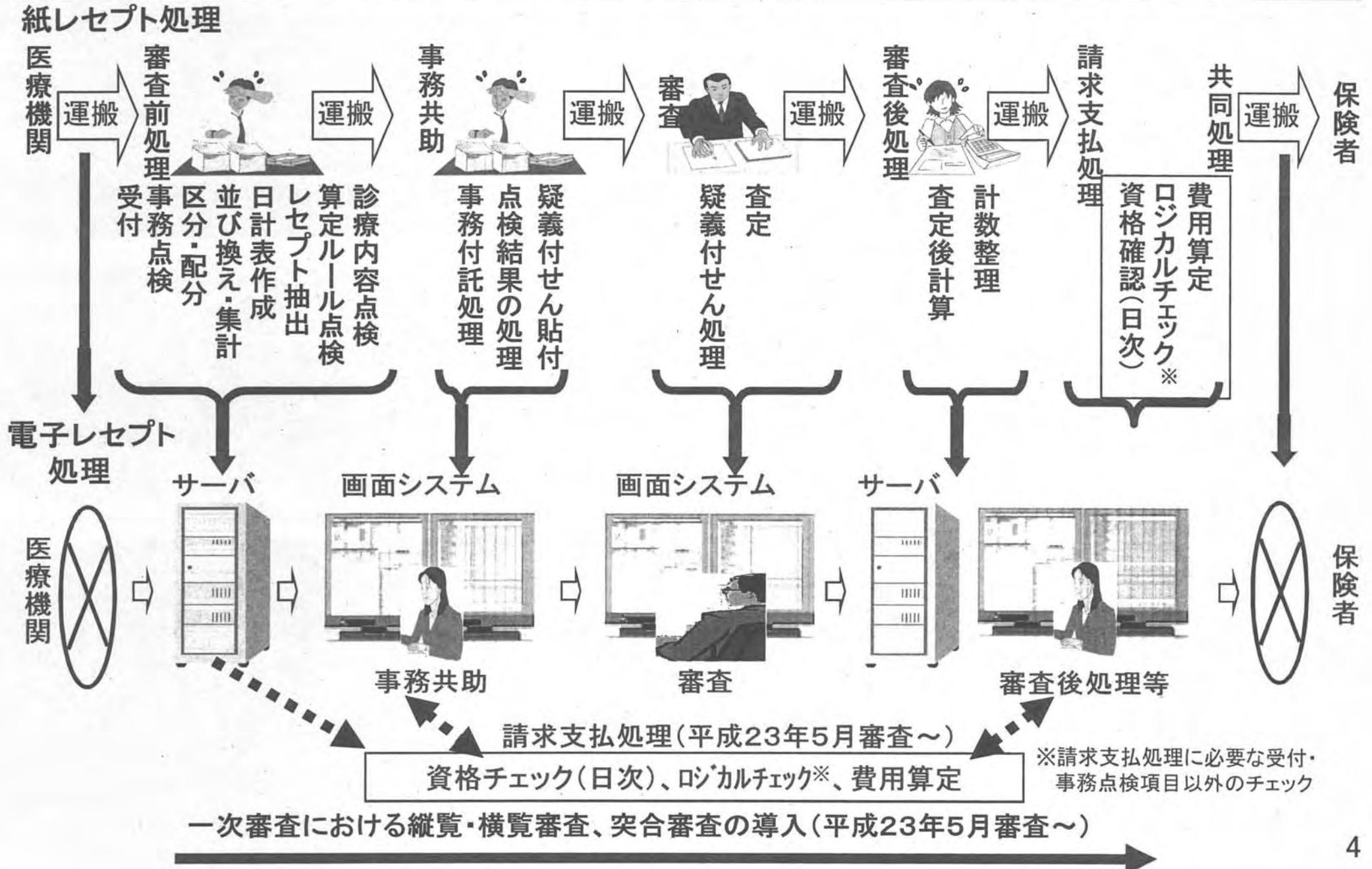
- 1 レセプトの電子化に対応した審査について
- 2 国保連合会の業務実施体制について

平成22年9月30日

# 1 レセプトの電子化に対応した審査について

- ① 紙レセプトから電子レセプトへの業務の流れの変化
- ② システムチェック
- ③ 一次審査における縦覧・横覧審査、突合審査

# 審査業務の流れの変化 (紙レセプト処理からペーパレス化での電子レセプト処理へ)



## 電子レセプトに対するシステムチェックの実施

国保連合会では、現在すべての電子レセプトについて以下のシステムチェックを実施するとともに、今後、段階的に拡大、充実していくこととしています。

### 1. 算定ルールのチェック

点数表の中にある算定ルールのチェックをすべて行うことを目的として、

2,000項目(9月現在)→4,000項目(平成22年度末)に拡大

注:支払基金と共同で開発・運用しているレセプト事務点検において、形式的な点検の対象となっている単純な算定ルールのチェックを除く。

### 2. 審査支援(審査委員会が定めた医薬品の用量、投与日数等の基準に適合しているかどうか)のチェック

審査委員からの要望等に対応して、

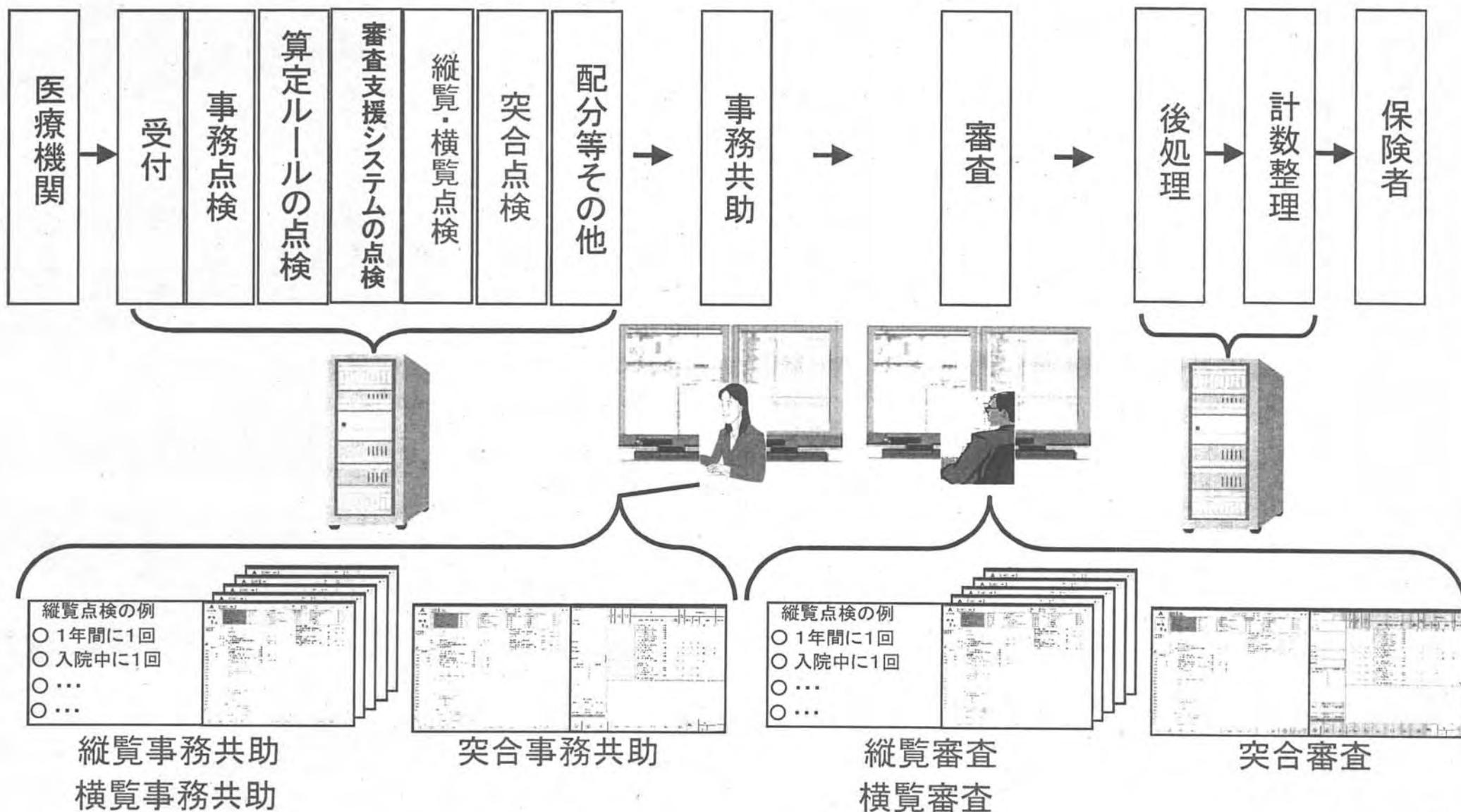
5,000項目(9月現在)→10,000項目(平成22年度末)に拡大

## 一次審査における縦覧・横覧審査、突合審査

紙レセプトでは物理的に非常に困難であった縦覧・横覧審査、突合審査を、電子レセプトでは過去と現在のレセプト間の紐付け等が容易に行われることから、平成23年5月審査から国保連合会の一次審査において国保の二画面システムを用いた縦覧・横覧審査、突合審査を実施します。

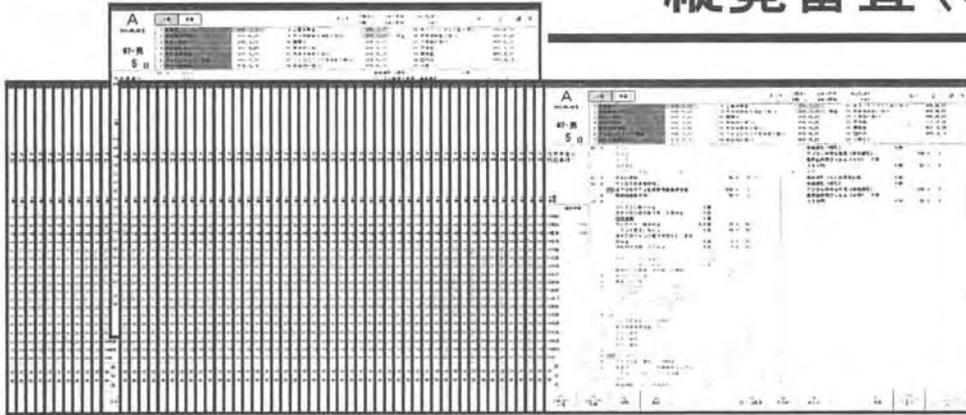
注：横覧審査はP9. 参照

# 一次審査における縦覧審査・突合審査の流れ

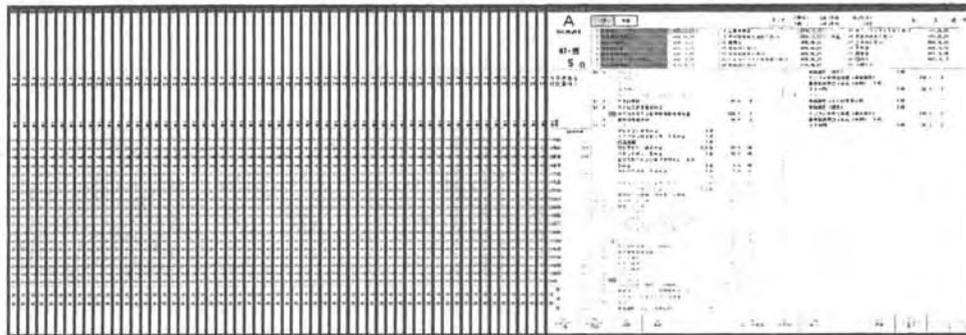


# 縦覧審査(3ヶ月に1回の縦覧審査例)

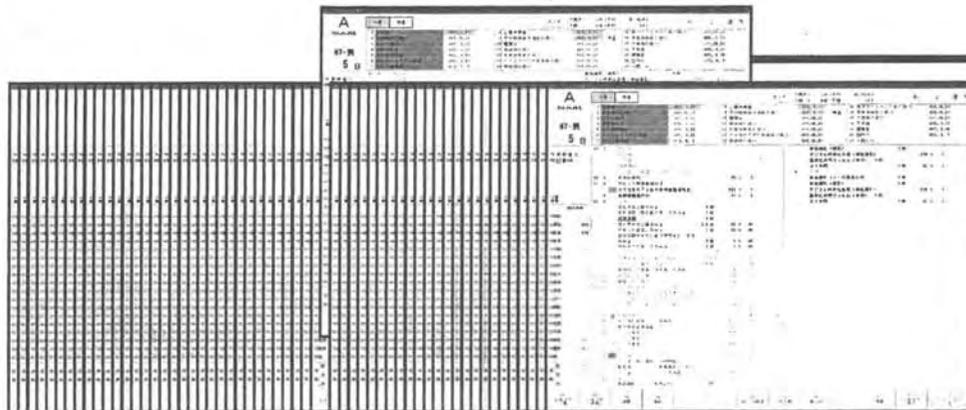
2ヶ月前のレセプト群



1ヶ月前のレセプト群



今月のレセプト群



診療項目

当該月

1ヶ月前

2ヶ月前

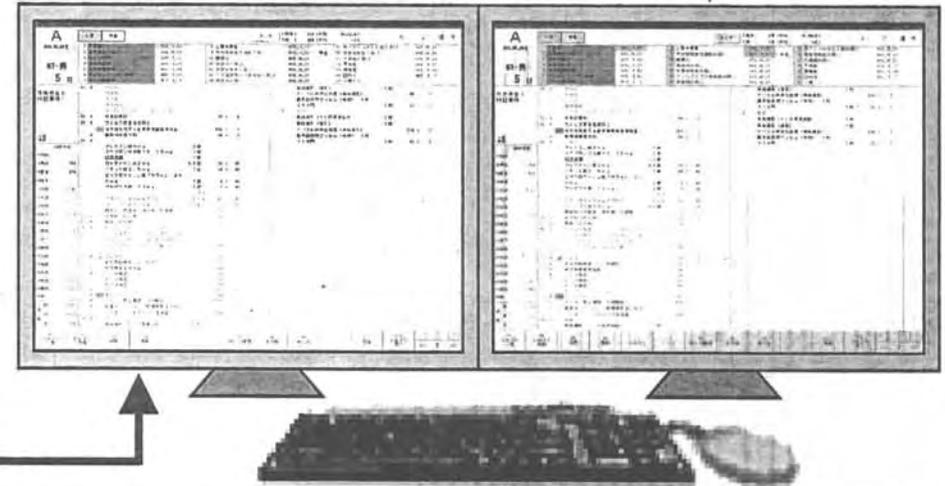
3ヶ月前

PSA精密

○

○

二画面システム



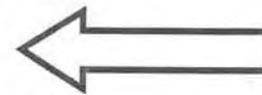
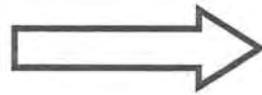
縦覧審査の方法：3ヶ月に1回しか請求できないルールを例にとると、3ヶ月間で2回請求されていれば、請求されているレセプトを二画面システムの画面にそれぞれのレセプトを表示して審査する。

# 横覧審査

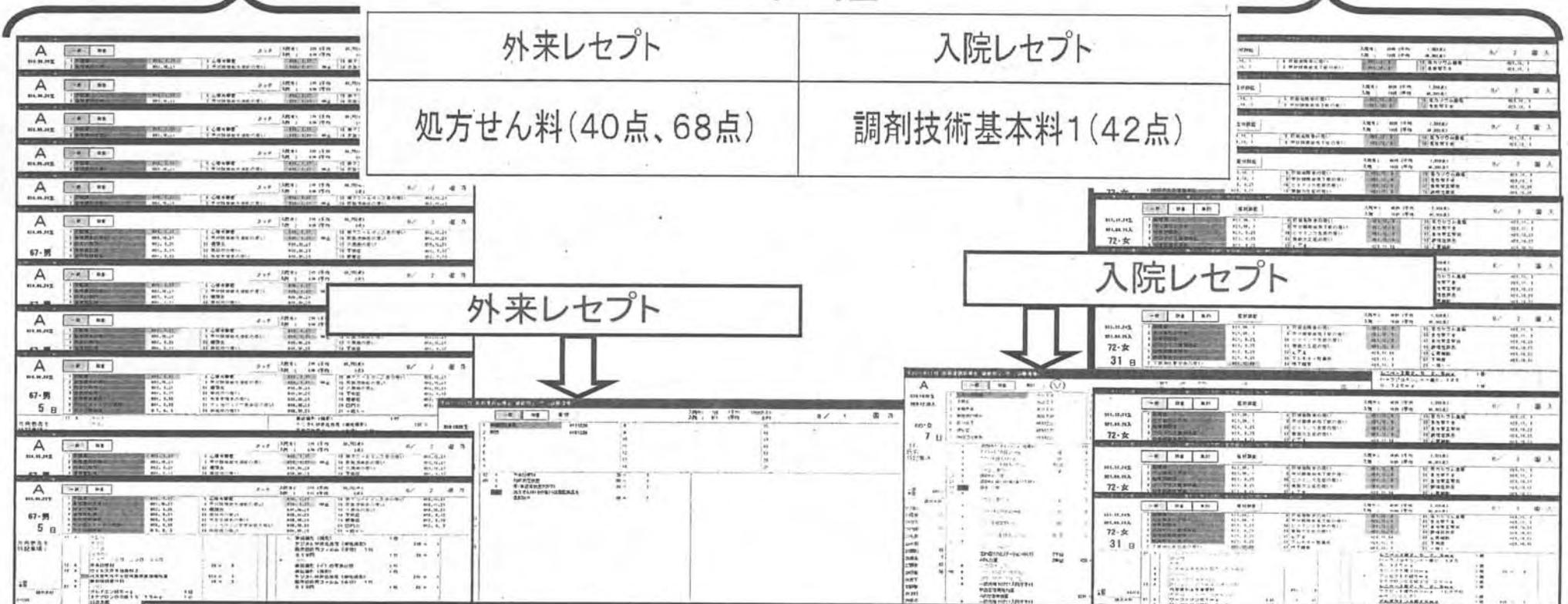
①

医療機関番号、被保険者証番号、生年月日、性別等を用いて、同じ医療機関から請求される入院レセプトと外来レセプトを突き合わせて審査する。

外来レセプト



入院レセプト



②

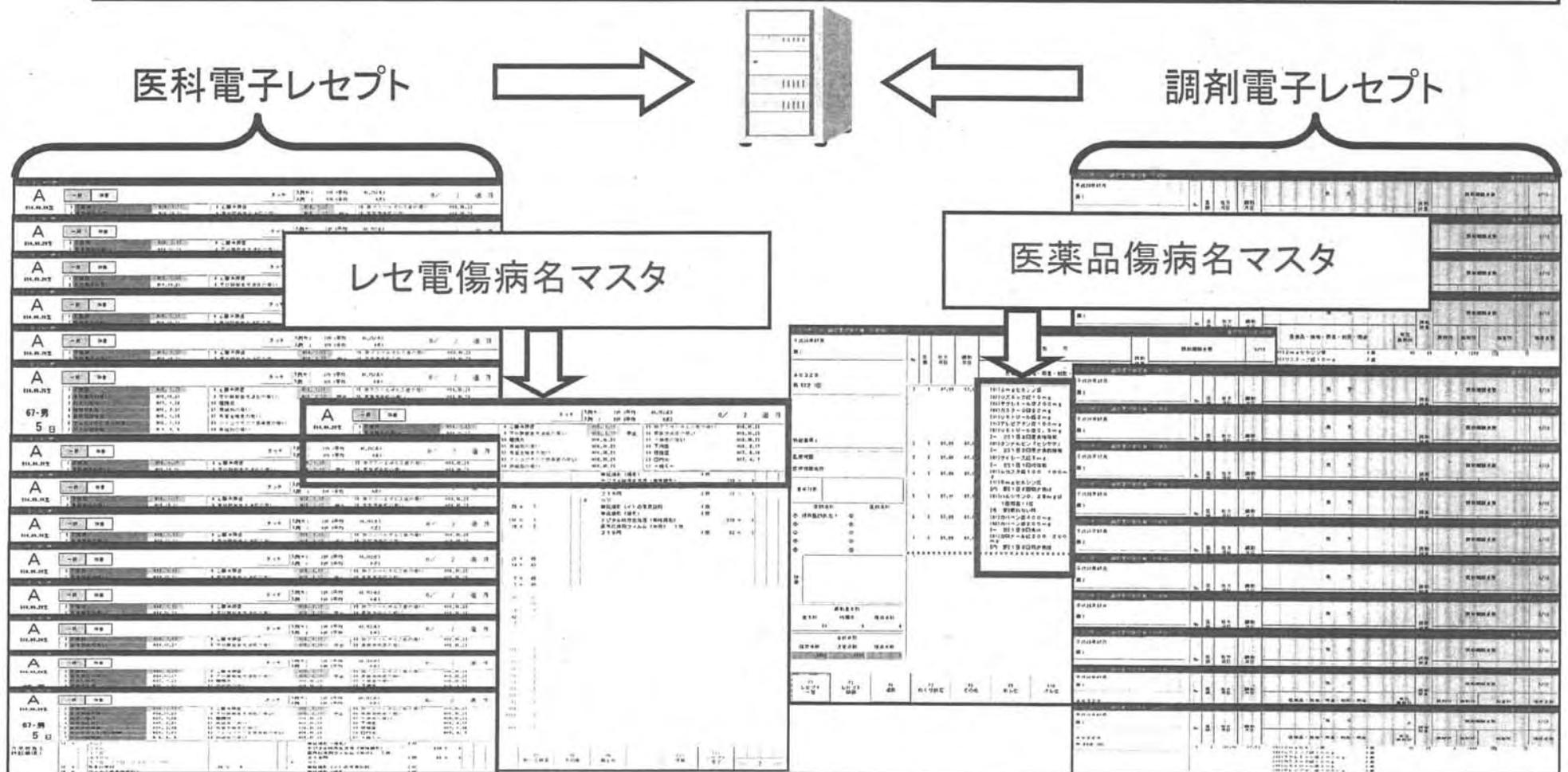
横覧の方法は、突き合わされた同月の入院レセプトと外来レセプトについて、例えば同じ診療項目を同時に入院レセプトと外来レセプトに請求してはいけない算定ルールが守られているかどうかの審査を行う。

# 突合審査

適応のない医薬品が処方されていないかどうかをみるため突合審査を行う

①

調剤レセプトの医療機関番号、被保険者証番号、生年月日、性別等を用いて医科レセプトと調剤レセプトを突合する。

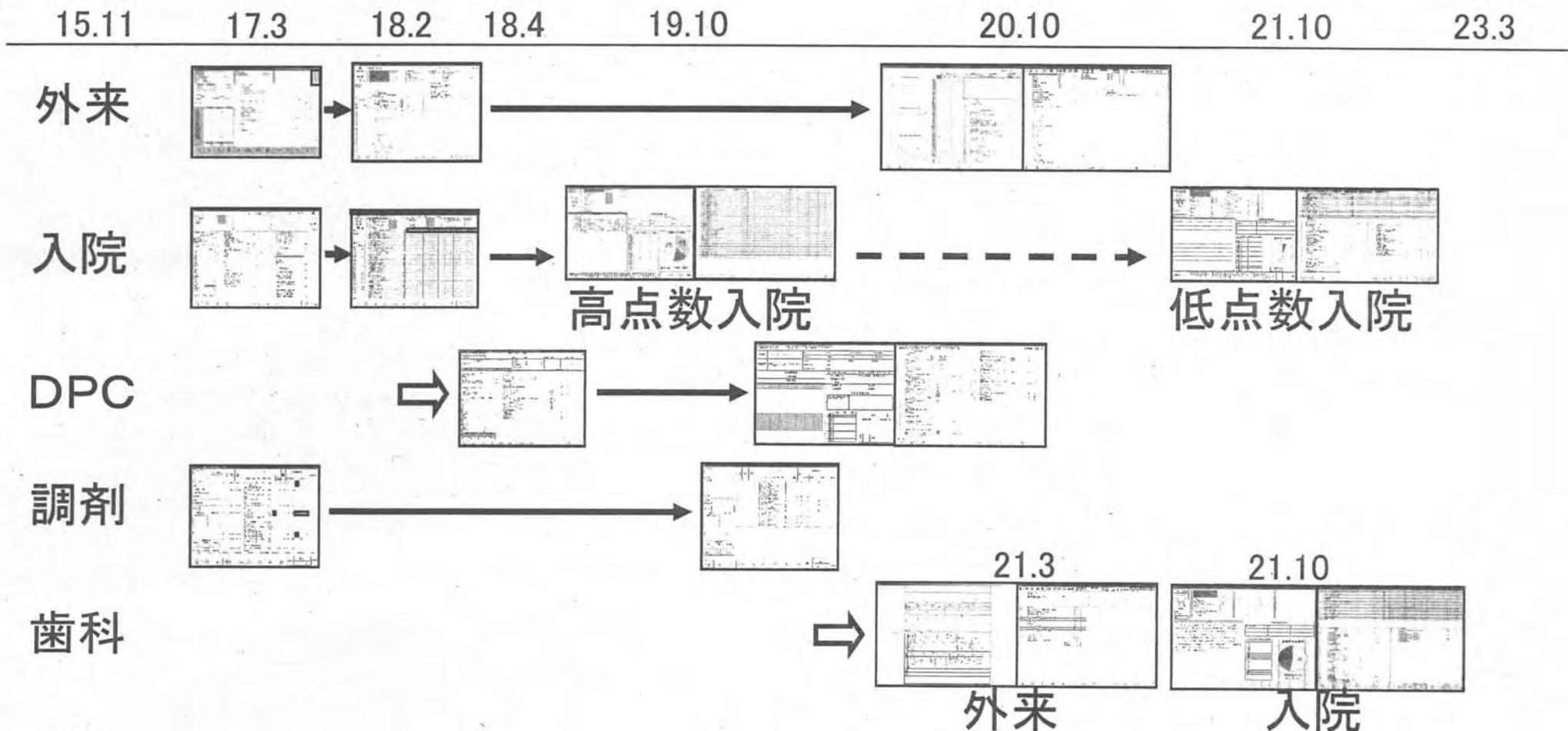


②

突合の方法は、突合された医科レセプトと調剤レセプトについて、医科レセプトの傷病名と、調剤レセプトに処方されている医薬品の適応傷病名をコンピュータ上で照合し、お互いの傷病名が合っているかどうかの審査を行う。

( 参考 )

## 画面システムの開発

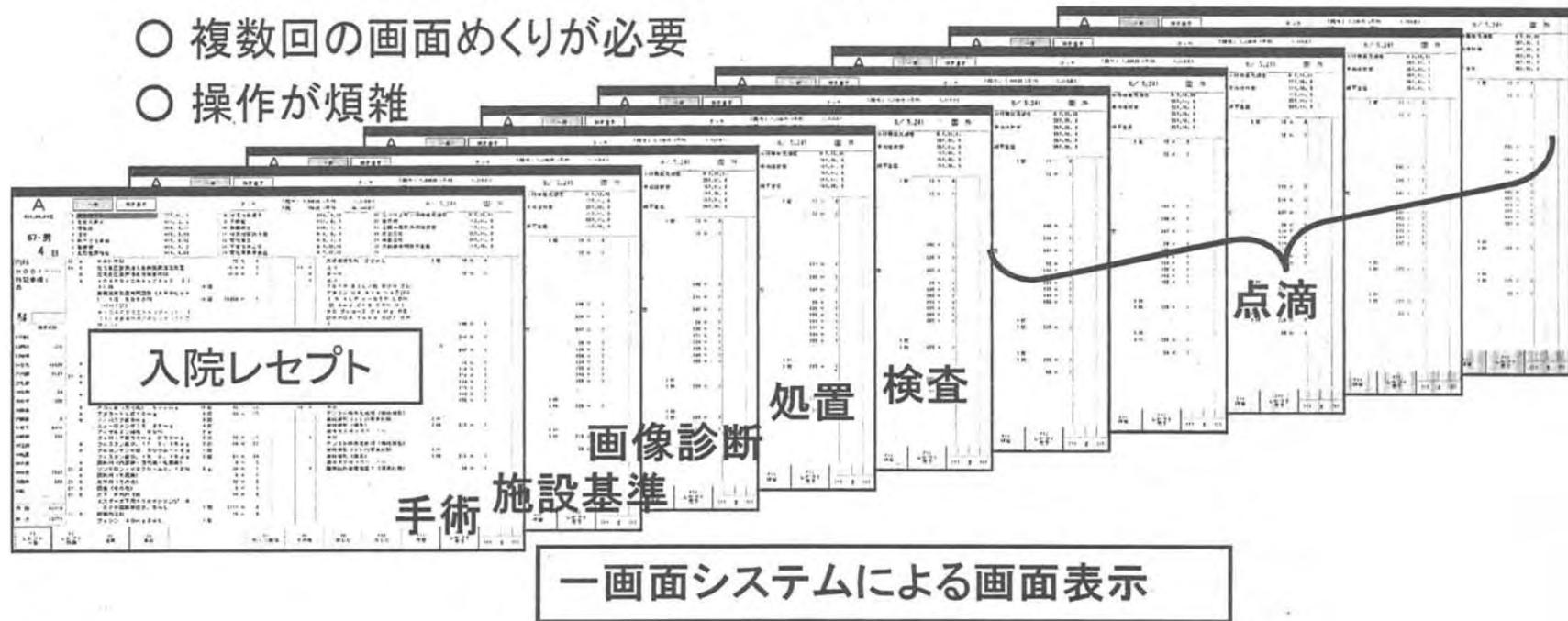


国保中央会は、審査委員会及び審査担当職員等の意見・要望を参考に随時機能強化するとともに、二画面システムの開発を行ってきた。

## 国保の二画面システムの開発

○ 必要性：一画面で情報量の多い入院レセプトを表示すると、以下の理由により使い勝手の悪いシステムになり、一瞥しやすくするために紙に打出しての処理が行われる等、ペーパレス化が困難であった。  
(例：傷病名と診療行為との関係など)

- 画面を一瞥して、内容の把握ができない
- 複数回の画面めくりが必要
- 操作が煩雑



○ ペーパレス化と審査の効率化のため、二画面システムの開発へ：  
レセプト情報を集約、整理することにより、画面数を少なくしています。

# 国保の二画面システムの開発

- 左側の画面はレセプトの特徴を示す情報を集約(傷病名、症状詳記、主要な診療行為等)して表示  $\Rightarrow$  レセプトの概要を早くつかめる
- 右側の画面は投与された医薬品を投与日ごとに集計した日計表や検査・処置など審査の着眼点ごとに一覧表を作成する  $\Rightarrow$  全体として画面数を少なくするとともに、審査効率の向上を図っている
- 二画面で審査を行うため、例えば、傷病名と症状詳記、傷病名と医薬品、症状詳記と医薬品、傷病名と処置等の診療項目などとの審査に必要な相互関係が容易に把握できる  $\Rightarrow$  職員の審査事務共助や審査委員の審査が効率的にできる

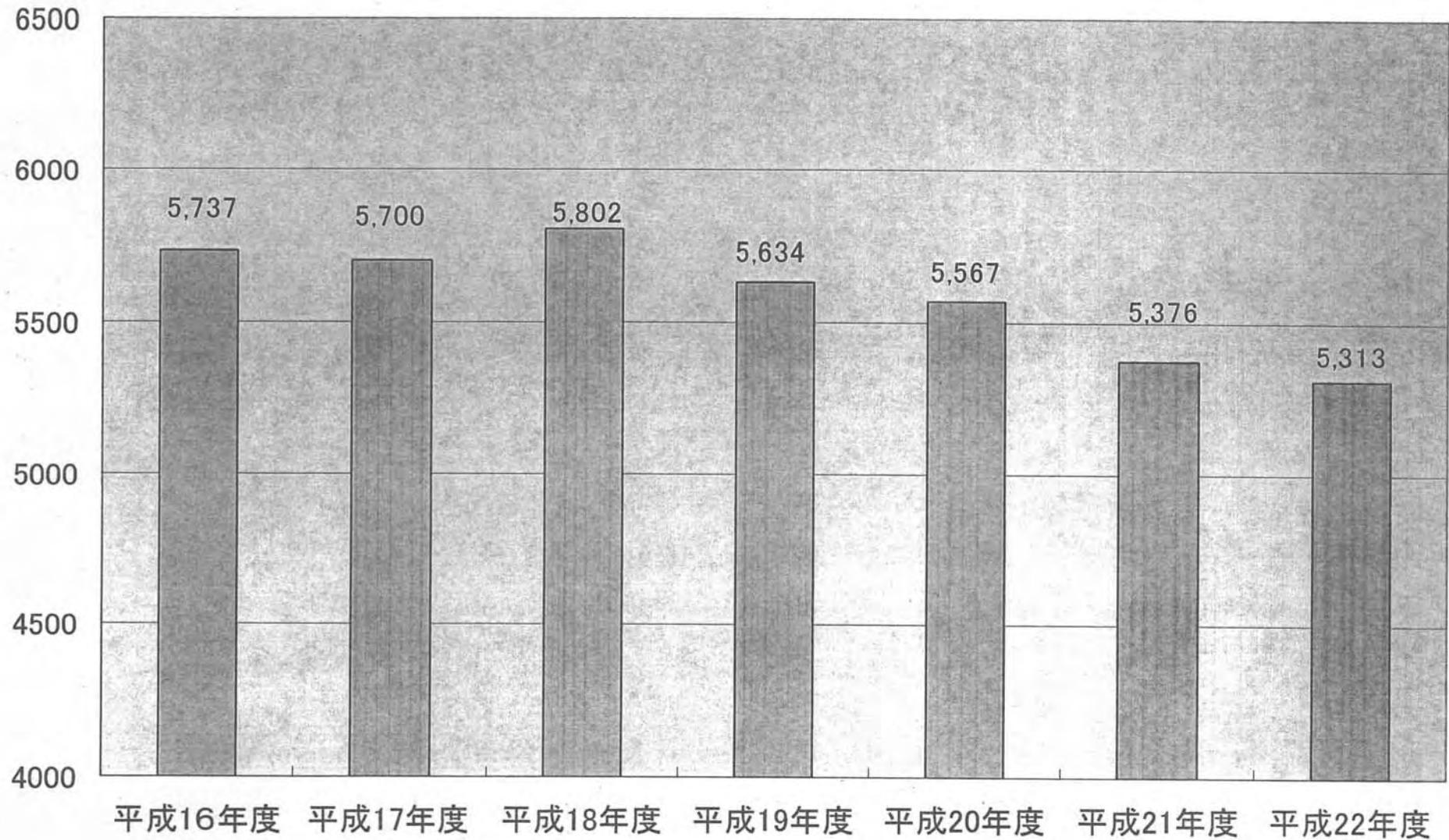
The screenshot displays a complex medical billing software interface with several overlapping windows:

- 傷病名欄 (Diagnosis List):** A table listing various medical conditions.
- 主要診療行為欄 (Main Treatment List):** A table listing primary medical procedures.
- 症状詳記欄 (Symptom Description):** A text area for detailed symptom notes.
- 治療×点数数率 (Treatment x Point Rate):** A pie chart showing the distribution of treatment points: 入院 (Inpatient) at 42.1% and 注射 (Injection) at 35.8%. Below it, the total request points are listed as 149,827.
- 処置等の一覧表画面 (Overview of Dispositions):** A table listing various medical treatments and procedures.
- 検査等の一覧表画面 (Overview of Examinations):** A table listing various medical examinations.
- 医薬品の日計表画面 (Daily Medication Summary):** A table summarizing daily medication usage.

## 2 国保連合会の業務実施体制について

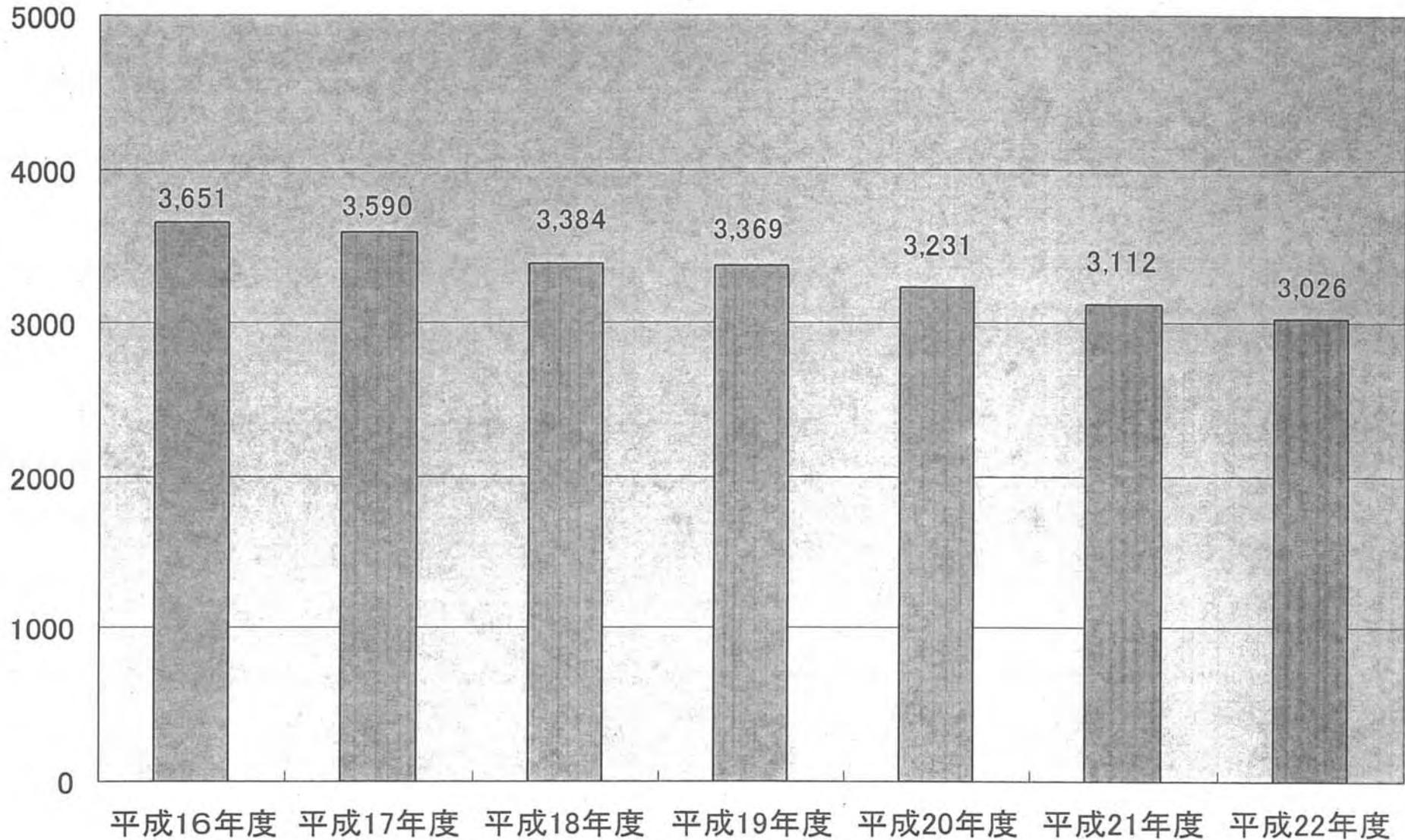
## 国保連合会の職員数の推移(全体)

職員数(人)

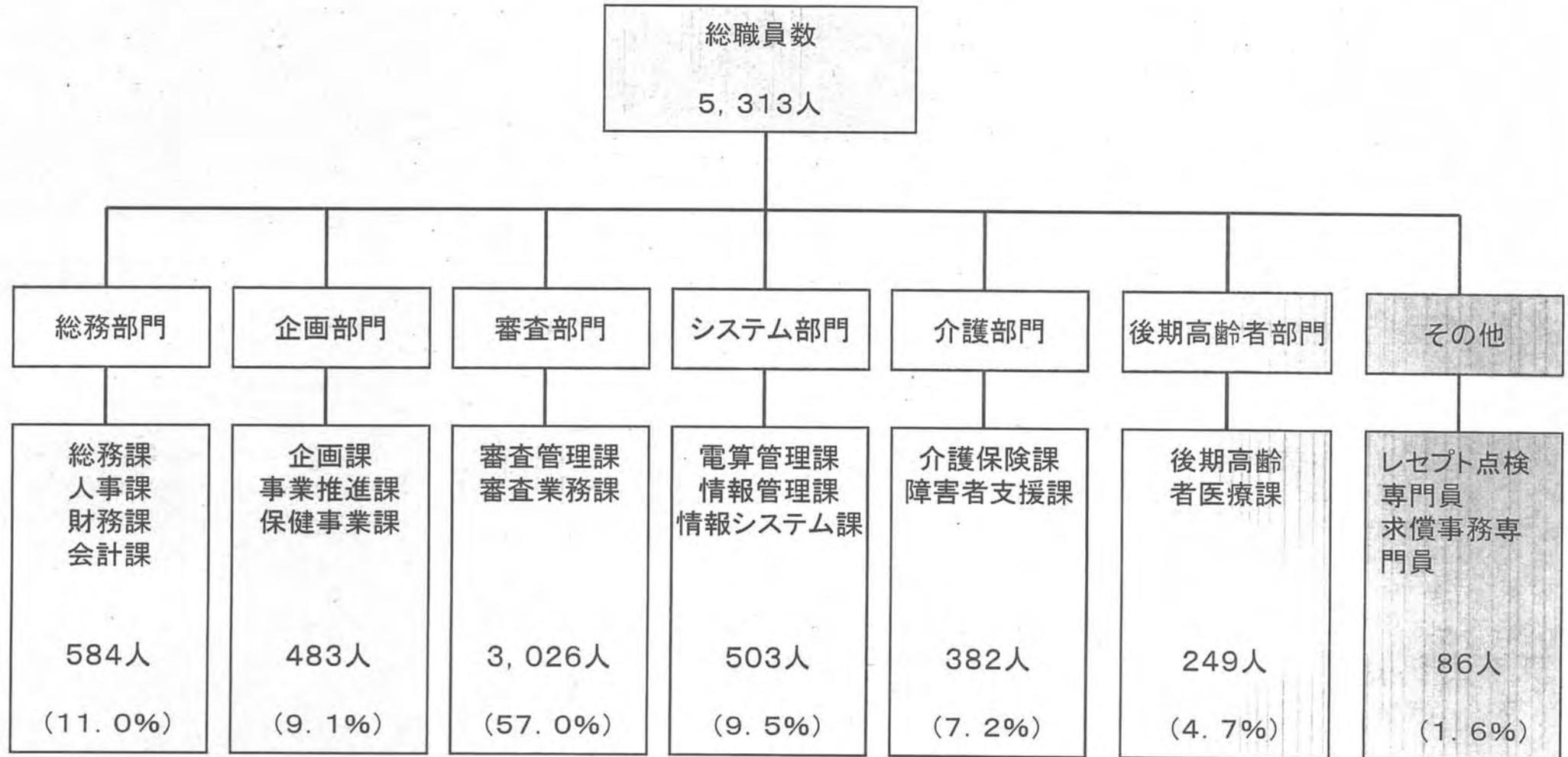


## 国保連合会の職員数の推移(審査支払担当職員)

職員数(人)

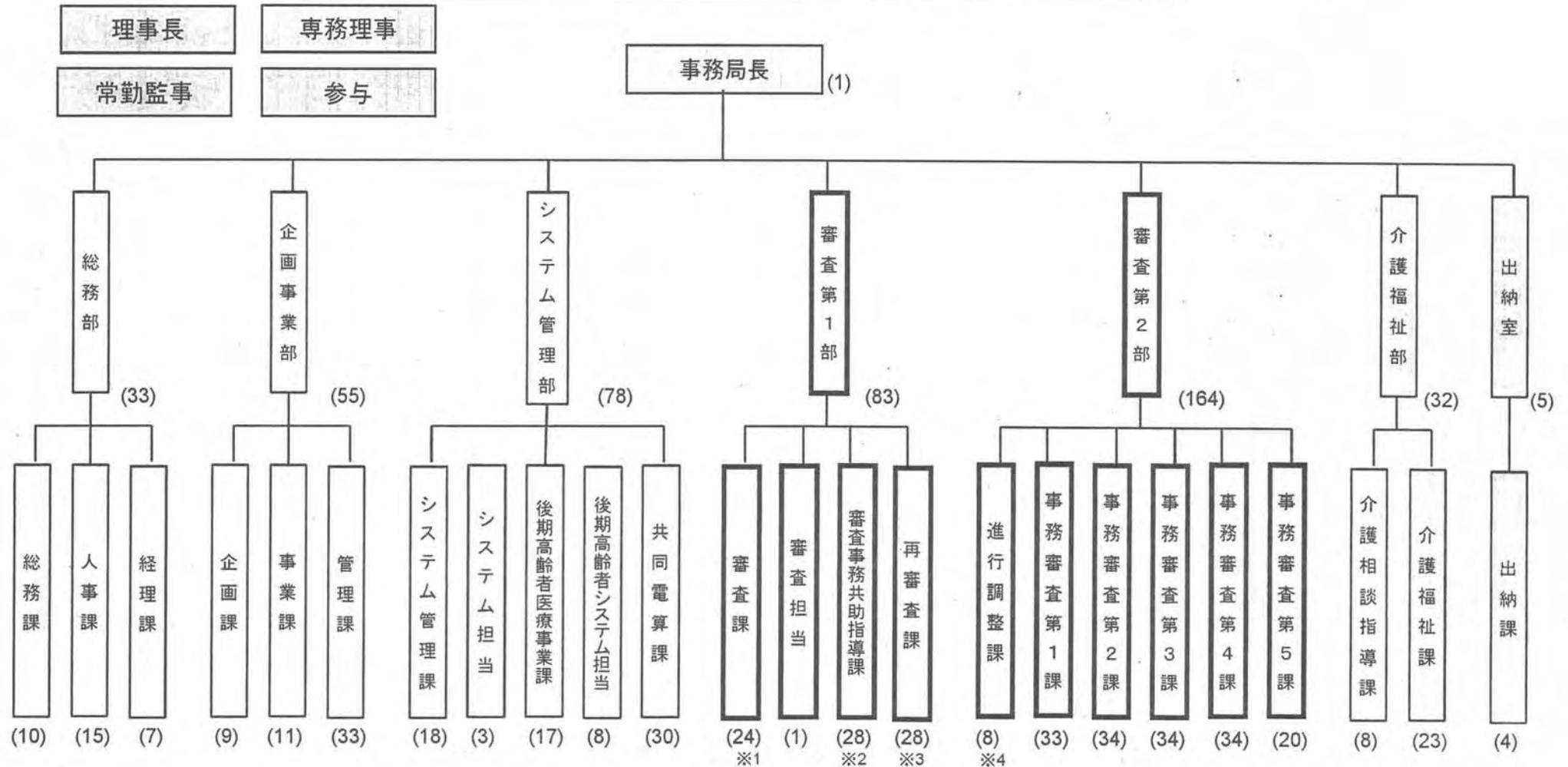


# 国保連合会における業務実施体制



職員数は各課に所属する人数である。

# 大規模連合会における業務実施体制



<※1 審査課>  
 ・審査委員会の運営及び審査結果に関すること  
 ・医療機関等再審査に関すること  
 ・柔道整復療養費審査委員会の運営に関すること  
 ・療養費等の審査等に関すること

<※2 審査事務共助指導課>  
 ・審査事務共助に関すること  
 ・医科点数表通知の疑義に関すること  
 ・レセプト確認事務の講習会に関すること  
 ・審査事務共助充実のための職員指導及び高難度の審査事務共助に関すること

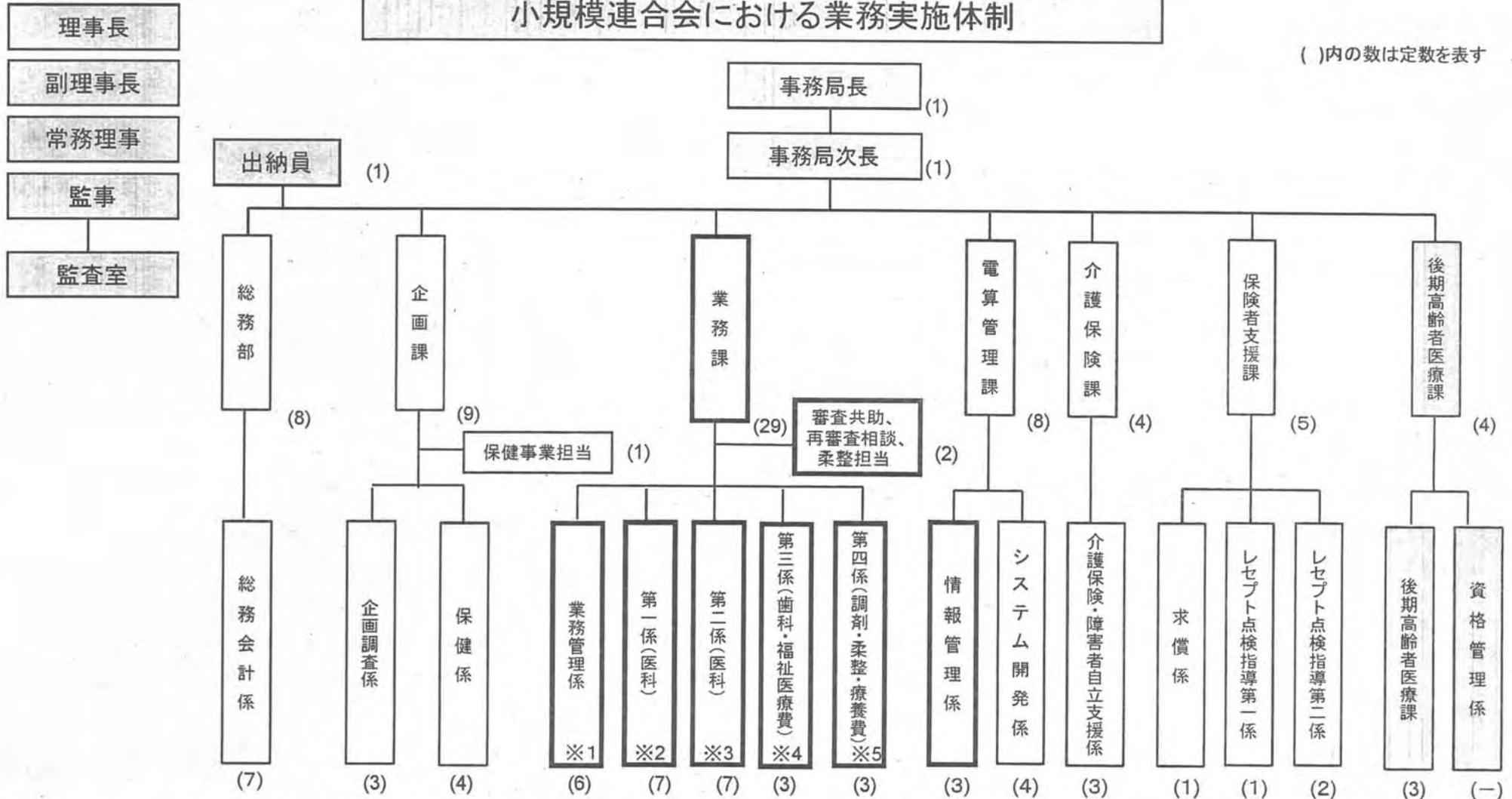
<※3 再審査課>  
 ・保険者からの再審査申し立て(医科・調剤・訪問看護)及び突合審査に関すること  
 ・再審査特別部会(医科)及び突合審査特別部会の運営等に関すること

<※4 進行調整課>  
 ・診療報酬等審査支払の業務処理日程の作成及び調整に関すること  
 ・審査支払等に係る全体の進行管理に関すること  
 ・出産育児一時金等請求支払事務に関すること

<※5 事務審査第1～5課>  
 ・診療報酬等請求書の受付及び発送に関すること  
 ・審査事務共助及び事務点検に関すること  
 ・診療報酬等請求書のエラーチェックに関すること  
 ・返戻事務に関すること  
 ・全国決済事務に関すること

# 小規模連合会における業務実施体制

( )内の数は定数を表す



## <※1 業務管理課>

○国保(後期高齢者医療)審査委員会○資格  
通願全般(受付含む)○全国決済調整事務  
(過誤・再審査)○再審査○共同電算・レセ  
プト管理システム○課内研修○調査・研究・統  
計・分析○保険医療機関等の承認基準○省  
令・通達等○請用紙の印刷・物資転送○出産  
育児一時金処理○レセプト電算処理システム  
及びオンライン請求処理○福祉医療費連名  
簿(磁気媒体)○入力業務○郵便受付

に関すること

## <※2 第二係(医科)>

○医科・訪問看護療養費審査事務(オンライ  
ン請求受付含む)  
○国保(後期高齢者医療)審査委員会  
○再審査(保険者 医科)  
○共同電算・レセプト管理システム  
○全国決済処理事務・画面審査共助システム

に関すること

## <※3 第二係(医科)>

○医科・訪問看護療養費審査事務(オンライ  
ン請求受付含む)  
○国保(後期高齢者医療)審査委員会  
○再審査(保険者 医科)  
○共同電算・レセプト管理システム  
○全国決済処理事務・画面審査共助システム

に関すること

## <※4 第三係(歯科・福祉医療費)>

○歯科審査事務(オンライン請求受付含む)  
○国保(後期高齢者医療)審査委員会  
○再審査(歯科)  
○全国決済処理事務(保険者 歯科)  
○共同電算・レセプト管理システム  
○福祉医療費請求事務

に関すること

## <※5 第四係(調剤・柔整・療 養費)>

○調剤審査事務(オンライン請求受付含む)  
○国保(後期高齢者医療)審査委員会と  
○全国決済処理事務(保険者 調剤)  
○柔整審査事務  
○再審査(調剤)  
○療養費(医療費)  
○共同電算・レセプト管理システム

に関すること

## 支払基金に対する満足度等アンケート調査 の結果概要

### ○調査の実施時期

全健保組合と協会けんぽを対象に本年8月に実施。

### ○回答状況

8月に存在する1,459健保組合と協会けんぽのうち、1,245保険者(回答率=85.3%)から回答を得た。

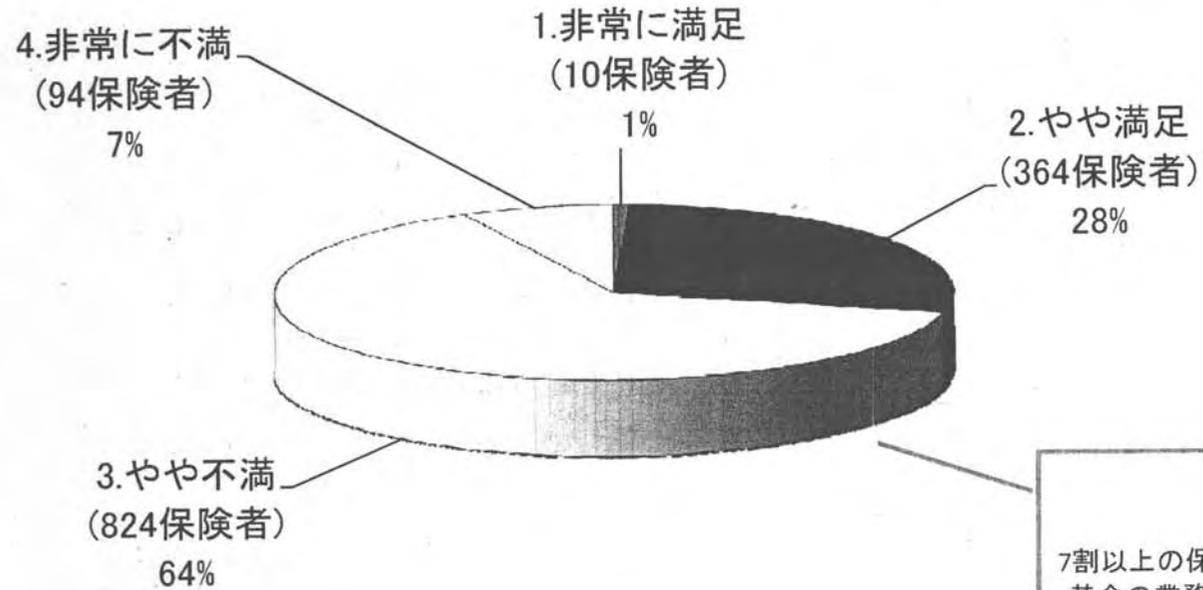
## ○主な調査項目

1. 業務全体に対する満足度について .....P3～P4
2. 事務費に対する満足度について .....P5
3. 審査に対する満足度について .....P6～P8
4. レセプト様式について .....P9
5. その他審査支払機関の組織等について .....P10～P11

## 設問1 支払基金の審査支払業務全般に関する満足度

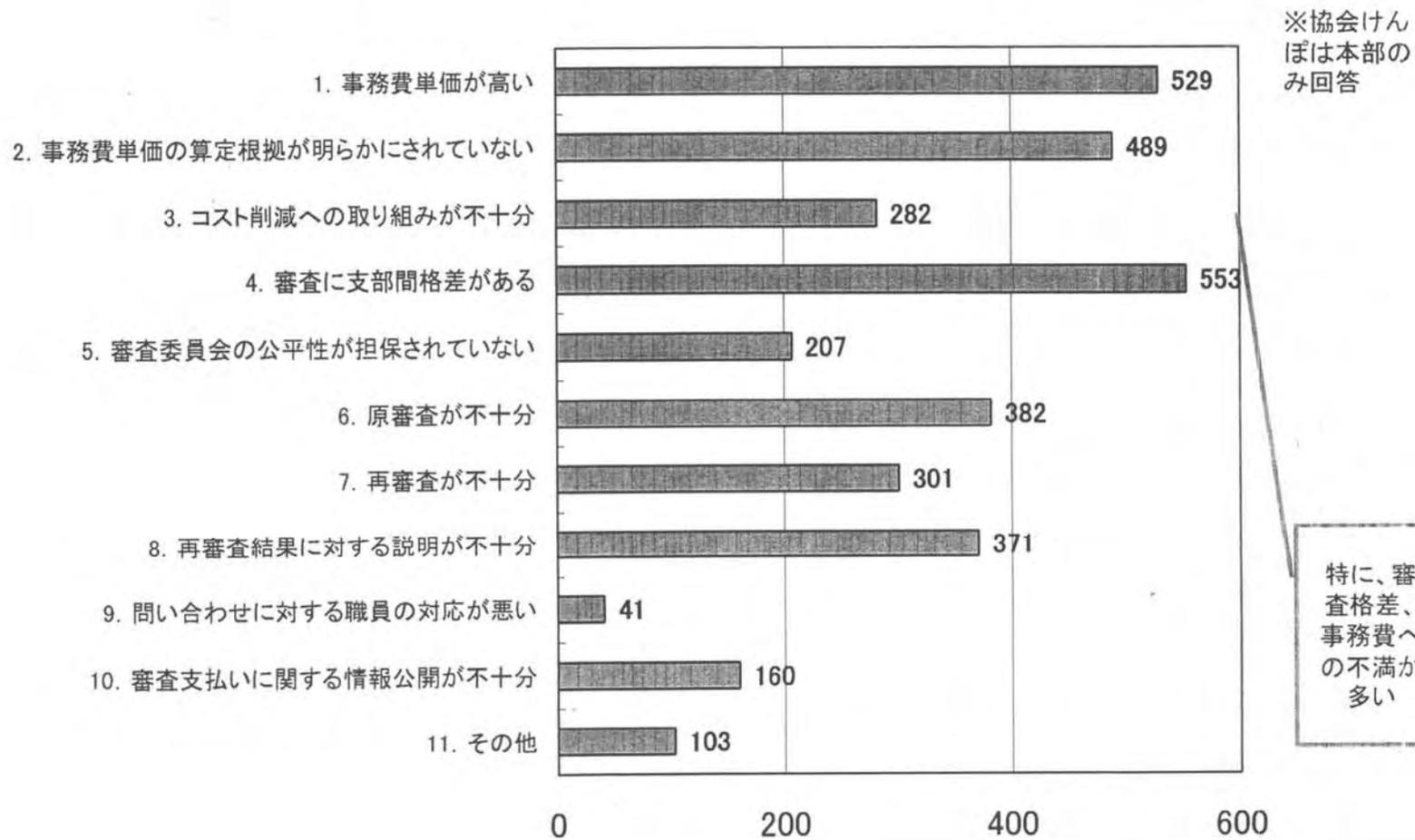
回答保険者数：(1,292 保険者)

※協会けんぽは本部と支部  
の48保険者でカウント



7割以上の保険者が支払  
基金の業務に何らかの  
不満を持っている

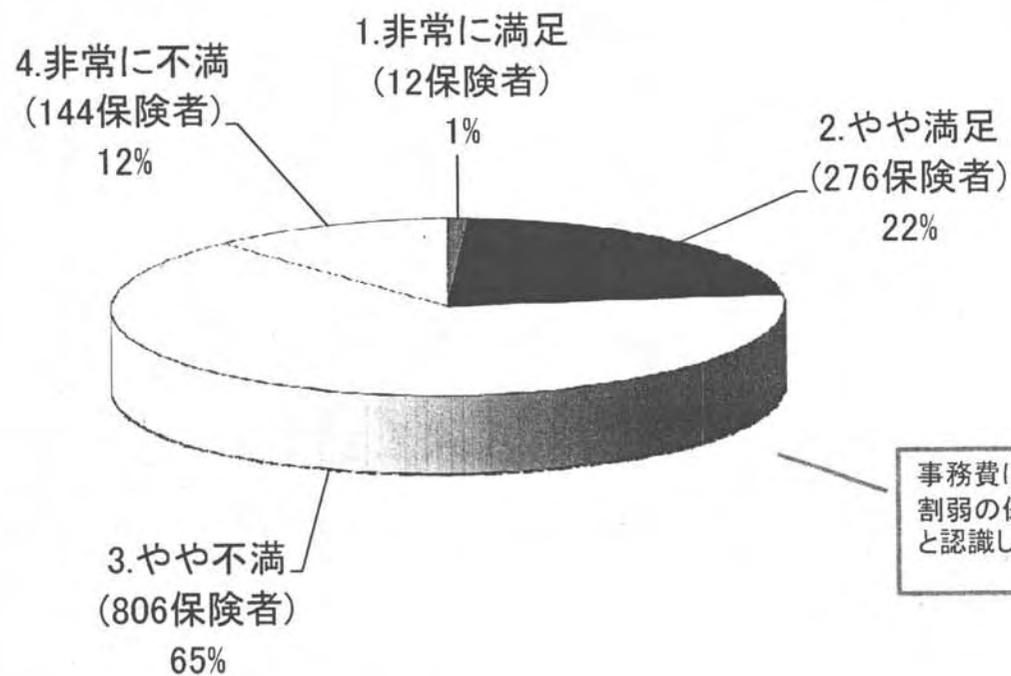
## 設問2 審査支払業務全般に不満とした理由(複数回答可)



### 設問3 事務費単価のコストパフォーマンスに関する満足度

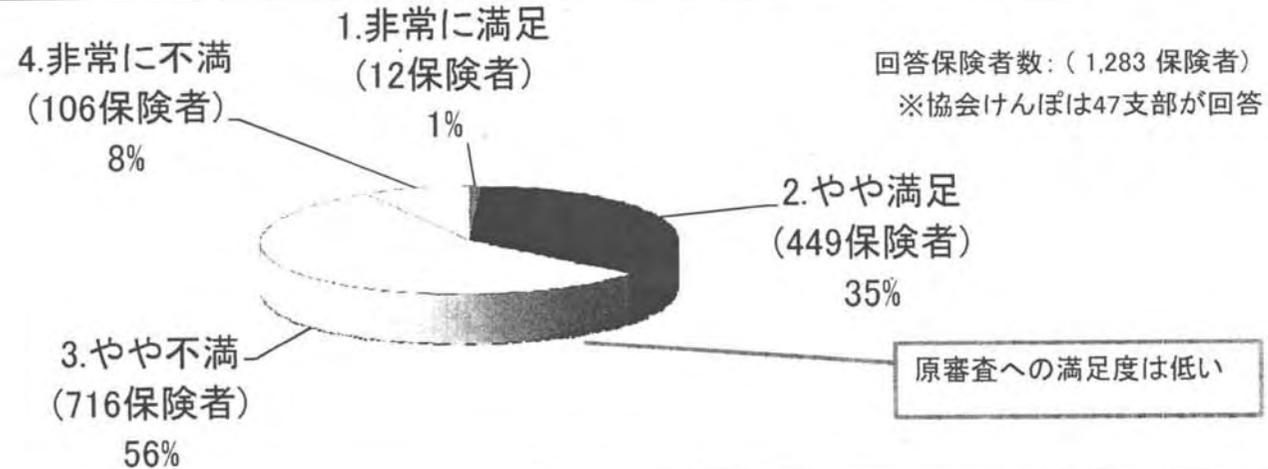
回答保険者数：(1,238 保険者)

※協会けんぽは本部のみ回答

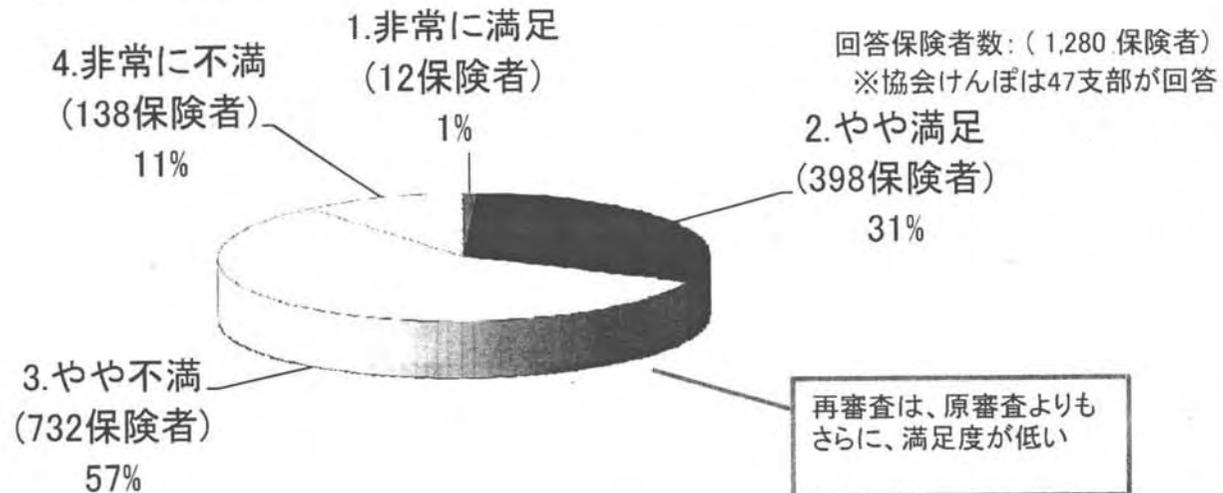


事務費については、8割弱の保険者が不満と認識している

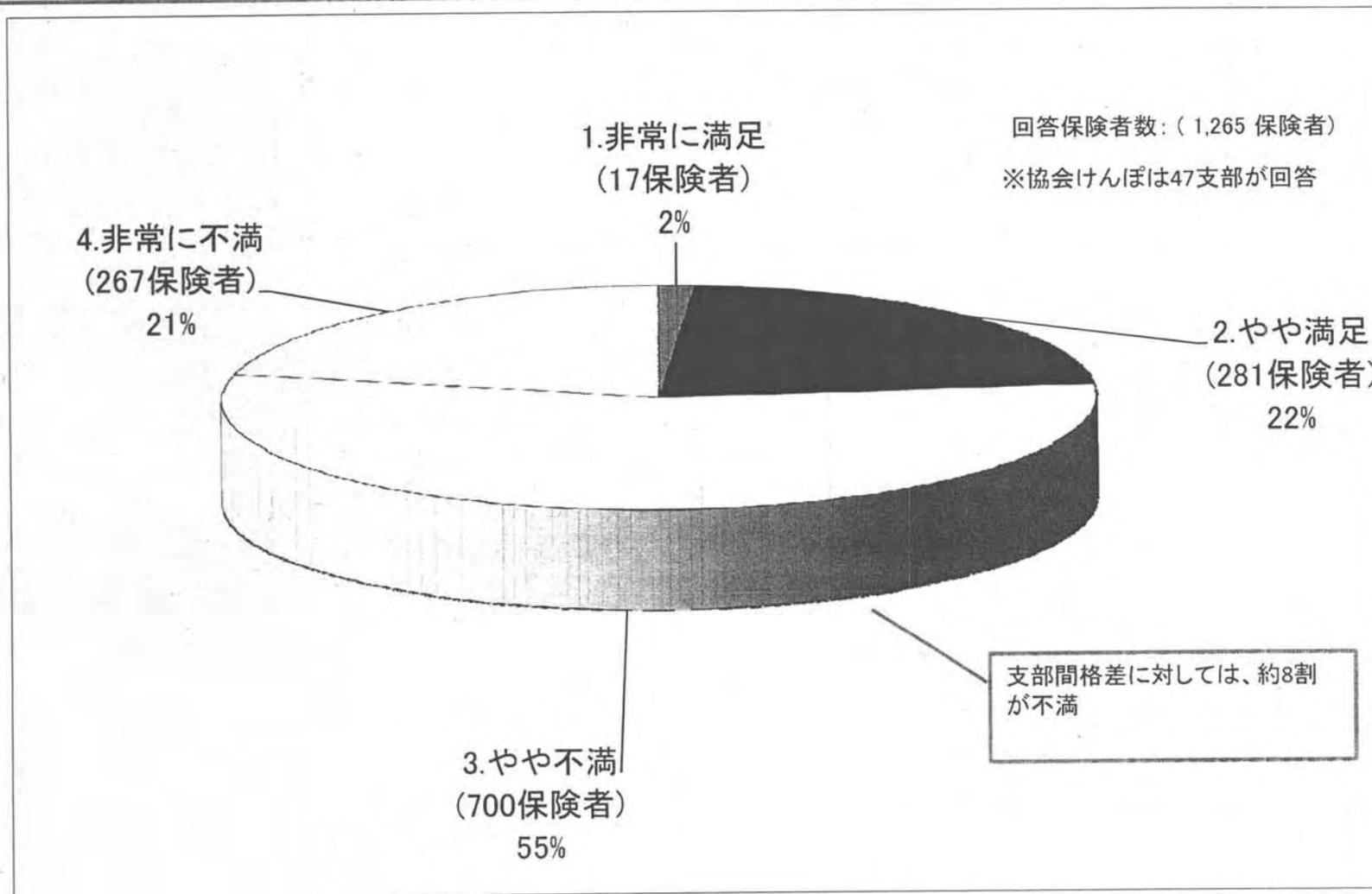
#### 設問4 原審査に関する満足度



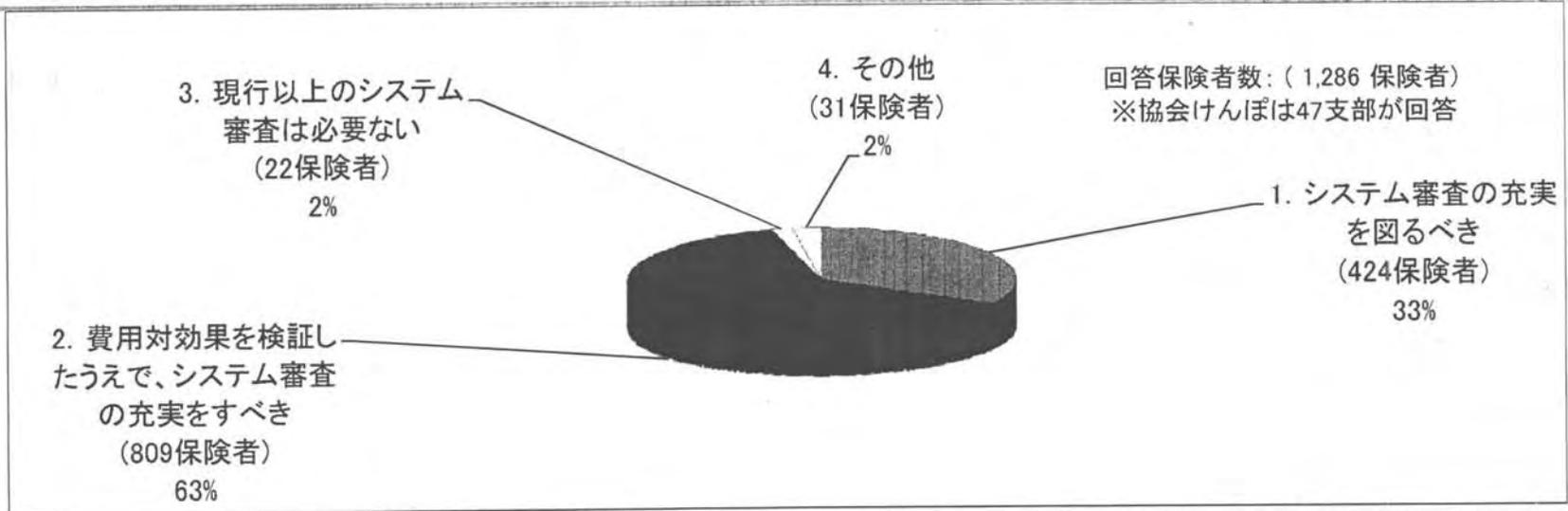
#### 設問5 再審査に関する満足度



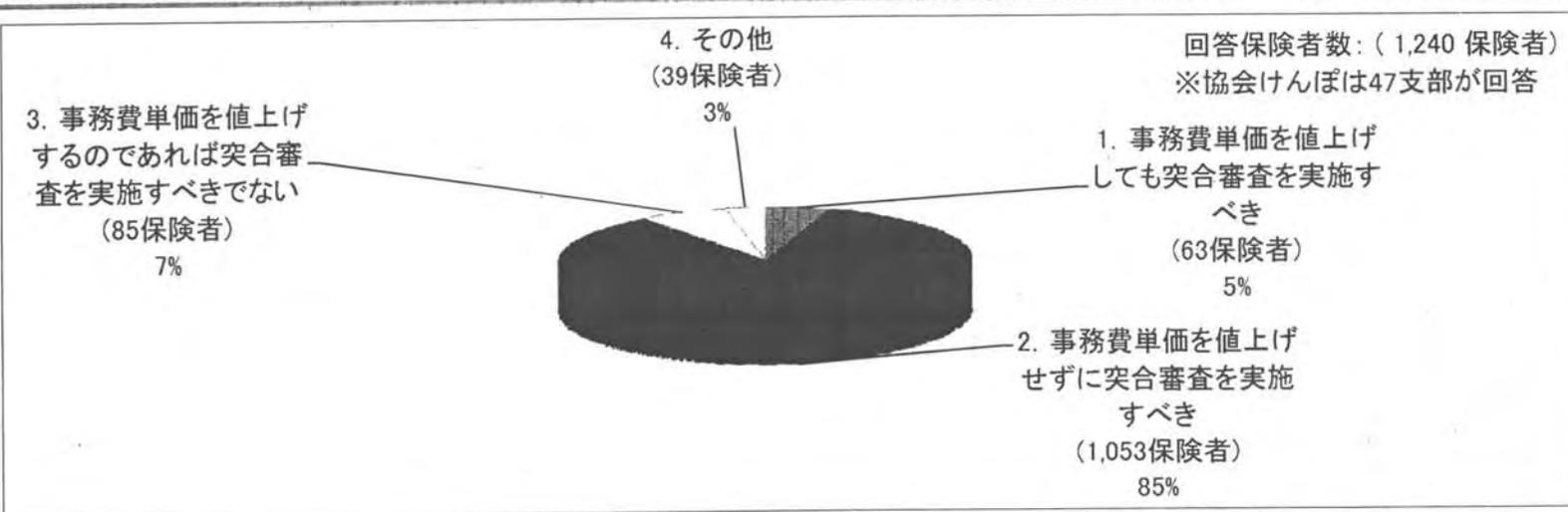
## 設問6 審査における支部間等の格差是正に向けた対応への満足度



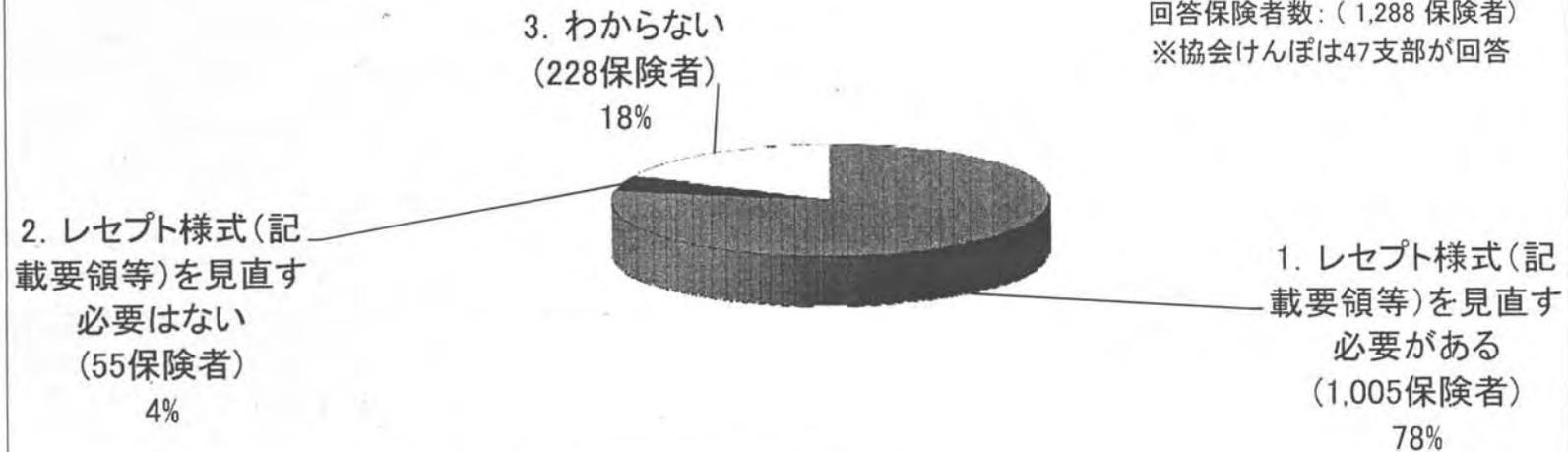
## 設問7 レセプトの電子化に伴う審査の在り方について



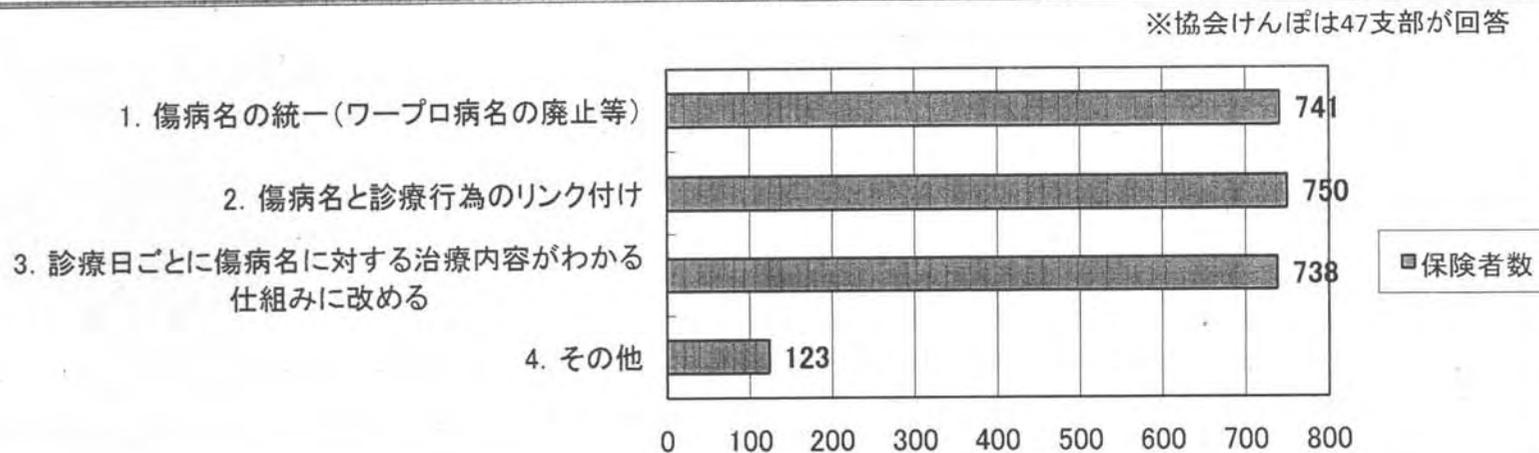
## 設問8 突合審査について



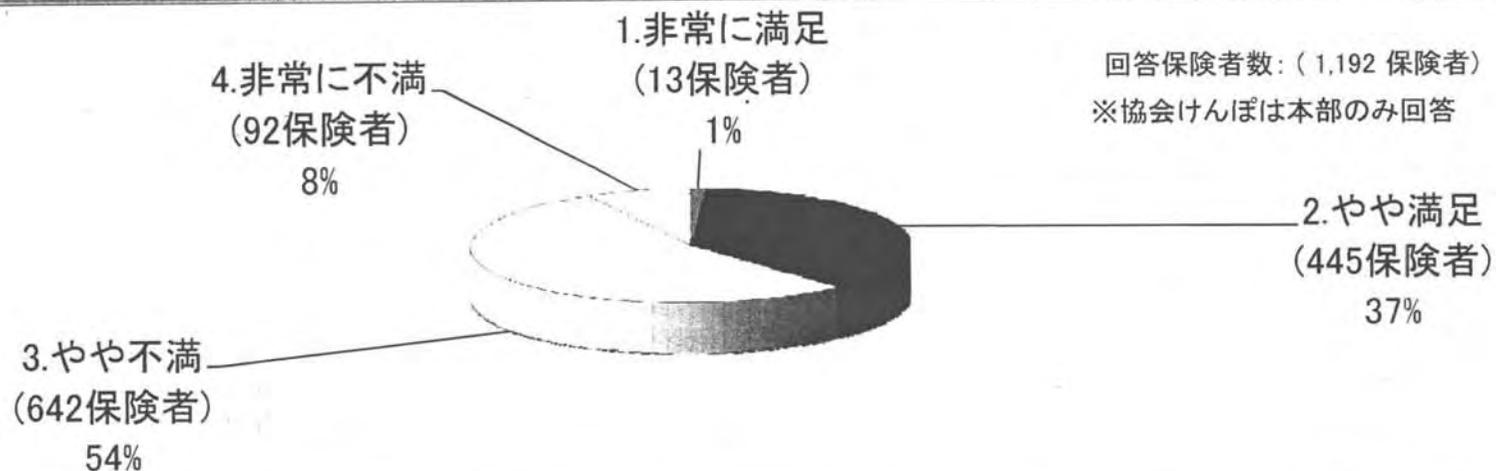
## 設問9 レセプト様式に関する見解



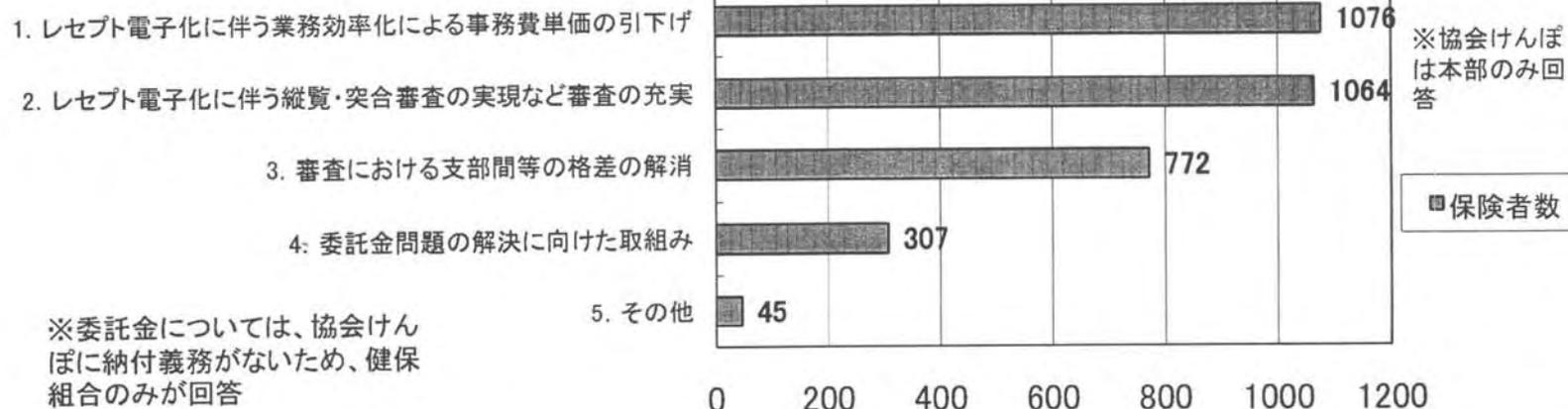
## 設問10 レセプト様式の見直しの内容(上記設問で①と回答した場合のみ回答)(複数回答可)



## 設問11 審査支払基金に対する行政(厚労省)の指導について



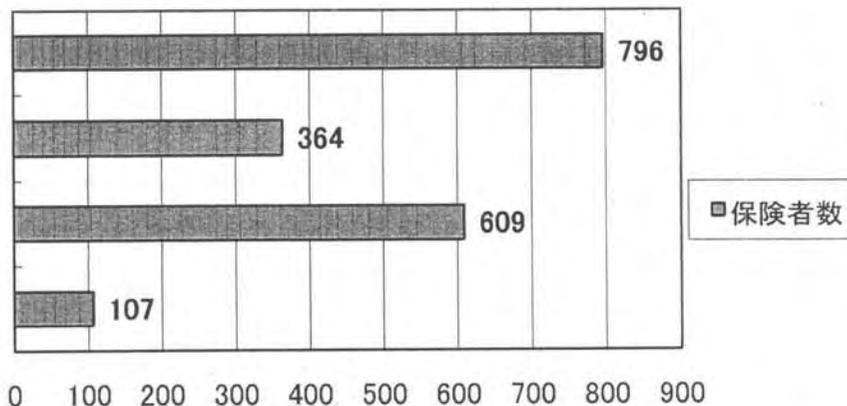
## 設問12 支払基金に期待すること(複数回答可)



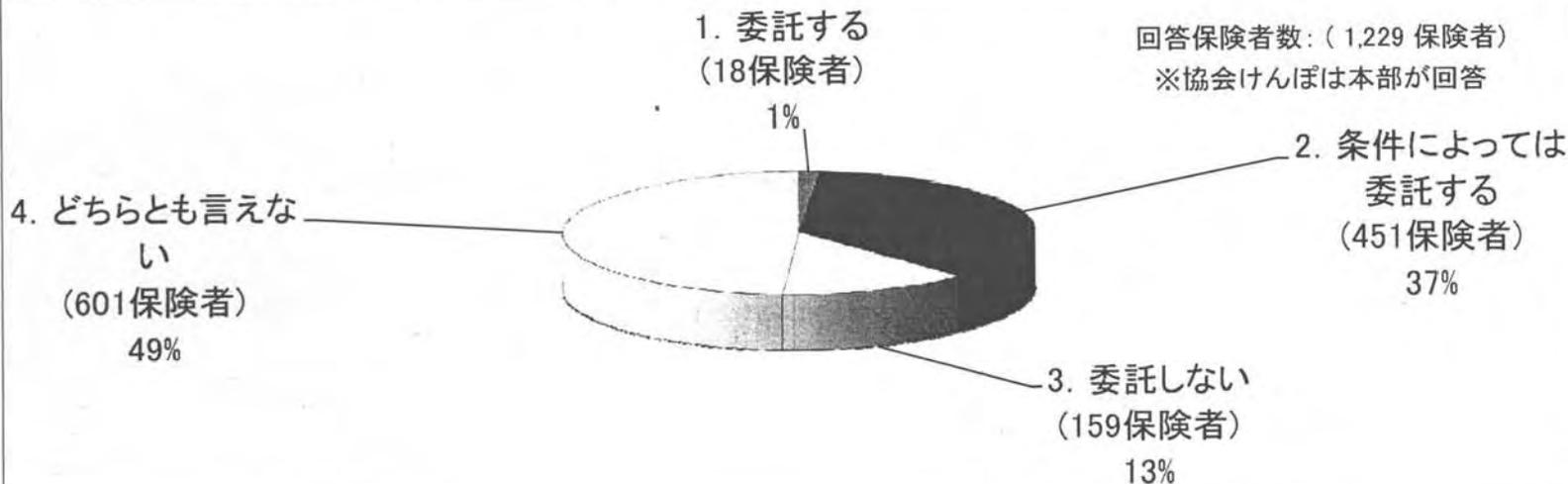
### 設問13 支払基金の支部および審査委員会のあり方について(複数回答可)

※協会けんぽは47支部が回答

1. レセプト電子化に合わせ、支部および審査委員会を統廃合(関東、東海などの地方ブロック単位)すべき
2. 薬剤師や看護師を審査委員に任命できる環境を整備すべき
3. 公正な審査を行うために、審査委員会の審査委員に地方厚生局の技官(医師)を参画させる
4. その他(見直すべき事項等)



### 設問14 実務上も国保連に委託することが可能となった場合に国保連に委託するか



別紙

## 審査及び支払事務の概要

契約書第1条第2項に掲げる関係法令等に基づき行われる基金の審査及び支払事務の概要を以下のとおり示すものとする。

## 第1 診療報酬請求の受付及び事務点検

## 1 診療報酬請求の受付

## (1) 電子レセプトによる受付

保険医療機関及び保険薬局から毎月10日までに電子的手法によるレセプトデータ（以下「電子レセプト」という。）を厚生労働大臣の定める方式に従って電子情報処理組織を使用して基金の電子計算機に備えられたファイルに記録されたとき又は基金支部が厚生労働大臣の定める方式等に従って電子レセプトを記録した光ディスク等の提出を受けたときは、これを受け付ける。

## (2) 紙レセプトによる受付

基金支部が保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）から毎月10日までに診療報酬請求書、調剤報酬請求書及び訪問看護療養費請求書並びにこれらに添付された診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書の紙レセプトの形態での提出を受けたときは、これを受け付ける。

## 2 診療報酬明細書等の事務点検等

前1により受け付けた電子レセプト及び紙レセプト（以下「診療報酬明細書等」という。）について、記載漏れ、誤記その他の記載事項の不備がないか、また、個別の請求点数、集計等に誤りがないか点検（以下「事務点検」という。）を行う。

事務点検の結果、記載事項の不備のため返戻を要するものがあつたときは、その理由を付して保険医療機関等に返戻する。また、個別の請求点数が「診療報酬点数表」等に定められたものと異なっている場合又は集計誤り等の場合には、事務点検の中で補正する。

事務点検の終了した診療報酬明細書等のうち、調剤報酬に係るものについては第3による保険者への請求額及び保険医療機関等への支払額の算出を行う。その他については、第2の1及び2による審査を行う。

## 第2 診療報酬明細書等の審査

## 1 診療報酬に係る審査

## (1) 職員による審査事務

## ア 審査事務

審査委員会の審査が効率的に行えるよう、審査委員会の審査に先立ち、診療報酬明細書（電子レセプトによるものを含む。以下同じ。）について点検し、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」や「診療報酬点数表」等に定められている保険診療ルールに適

合していないと思われる診療報酬明細書の該当項目について疑義付せん等を貼付する。

#### イ 審査委員会への提出

前アの事務を終了した診療報酬明細書は、審査委員会に提出する。

なお、基金法第16条第1項に規定する厚生労働大臣が定める高点数の診療報酬明細書は、特別審査委員会に提出する。

### (2) 審査委員会による審査

#### ア 審査の手順

(ア) 職員による審査事務が終了し審査委員会に提出された診療報酬明細書は、診療科別に分け、あらかじめ担当を定めた審査委員が審査する。

(イ) 原則として8万点以上の診療報酬明細書（前(1)のイなお書きの特別審査委員会に提出するものを除く。）については、審査専門部会において入念に審査する。

(ウ) 前(1)のイなお書きの診療報酬明細書は、基金本部に設置する特別審査委員会において審査する。

#### イ 審査上の権限等

審査委員会（特別審査委員会を含む。ウにおいて同じ。）は、審査のため必要と認めるときは、保険医療機関等から説明を求め、又は診療録等の書類の提出を求める。

審査の結果、著しい不正又は不当の事実を発見したときは、地方厚生局等に遅滞なく通報する。

#### ウ 審査の決定

審査委員会は、審査委員の2分1以上が出席して合議により、診療報酬明細書に記載された請求内容の適否について次により決定する。

① 保険診療ルールに適合していると判断されたものは「請求どおり」とする。

② 保険診療ルールに適合していないと判断されたものは「査定」とする。

ただし、審査の決定に当たり保険医療機関等に症状詳記を求める必要があると思われる事例等特に疑義が生じたもの、又は請求内容に不備があるもの等は原則として「返戻」して再提出を求める。

### 2 訪問看護療養費に係る審査

訪問看護療養費明細書の審査については、前1と同様の手続きにより行う。ただし、特別審査委員会及び審査専門部会における審査は行わない。

### 3 調剤報酬に係る審査

保険者から調剤報酬請求について審査の申出（調剤報酬明細書（電子レセプトによるものを含む。以下同じ。）の合計点数が1500点以上のもの）があった場合は、保険者から提出された保険医療機関の診療報酬明細書と保険薬局の調剤報酬明細書を突合して、院内投薬の審査と同様に審査する。

調剤報酬に係る審査は、調剤審査部会において前1と同様の手続きにより行う。ただし、特別審査委員会及び審査専門部会における審査は行わない。

### 4 再審査

保険者又は保険医療機関等から、前1から3までの審査の決定に対する不服による再審査

の申出のあった場合は、申出の内容について当該診療報酬明細書等を再度審査する。

再審査は、再審査部会において前1と同様の手続きにより行う。ただし、審査専門部会における審査は行わない。

### 第3 保険者への請求額及び保険医療機関等への支払額の算出

#### 1 診療報酬明細書等の計数整理

第1の2における事務点検により補正したもの又は第2の1及び2における審査の結果、査定となったものは、当該診療報酬明細書等の計数を整理し、決定点数又は決定金額を算出する。

なお、保険医療機関等に対しては、増減点数又は増減金額、増減事由等について増減点連絡書により連絡する。

#### 2 診療報酬請求額及び支払額の算出

計数整理を終了した診療報酬明細書等は、保険者別及び保険医療機関等別に集計し、各保険者への請求額及び各保険医療機関等への支払額を算出する。

#### 3 再審査等調整

第2の3及び4における調剤報酬に係る審査及び再審査の結果、診療報酬明細書等が査定となった場合及び被保険者等の資格関係誤り等により当該保険医療機関等に返戻する場合は、保険者への請求額及び保険医療機関等への支払額から異動する金額を加減して調整する。

なお、保険者又は保険医療機関等に対しては、調整した増減点数又は増減金額、増減事由等について、それぞれ再審査等結果通知書又は再審査等支払調整額通知票等により連絡する。

### 第4 保険者への診療報酬及び事務費の請求並びに保険医療機関等への支払

#### 1 保険者への診療報酬等の請求

基金支部は、同一の都道府県に所在する保険者に対し、自ら審査等を行った診療報酬明細書等と他の基金支部で審査等を行った診療報酬明細書等を取りまとめ、払込請求書等請求関係書類と併せて送付し、診療報酬及び事務費を請求する。

#### 2 保険者からの診療報酬の収納及び保険医療機関等への支払

前1の結果、保険者から契約で定める期日までに収納した診療報酬は、当該期日の翌日以降速やかに金融機関を通じて保険医療機関等に支払う。

# 保険者の再審査に関して前回指摘のあった通知について

通知の内容と今後の対応	通知の経緯
<p>「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について (昭和60年4月30日保険発第40号、庁保険発第17号)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施をさらに促進するため、支払基金に対する再審査の申出はできる限り早期に行い、支払基金が定めた申出期間(原則6か月以内)を遵守するよう努められたい旨、健保組合及び保険医療機関等に対し周知指導することの依頼を、厚生省保険課及び社会保険庁健康保険課から都道府県あて通知している。</li> </ul> <p>「国民健康保険団体連合会に対する再度の考案の申出について (昭和60年保険発第45号)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な再審査の実施と支払事務の円滑な実施をさらに促進するため、国保連に対する再審査の申出はできる限り早期に行い、原則として6か月以内とするよう努められたい旨を、厚生省国保課から都道府県あて、通知している。</li> </ul> <p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p>⇒ 平成23年4月以降、支払基金及び国保連において、縦覧点検を行うこととしていることから、この実施状況とあわせて、通知の取扱いについても検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支払基金では、設立当初から、審査結果に対して保険者・医療機関から不服の申出があった場合、疑義処理委員会又は苦情処理委員会という名称で、支部の審査委員会の内部に委員会等を設けて処理を行っていた。その後、昭和48年のオイルショック等に起因する財政逼迫等の影響で、保険者がレセプト点検を強化し、不服申出件数が増加した結果、医療機関側から不服申出の早期処理が強く要望され、昭和56年の基金法改正で、再審査の規定が整備され、再審査が制度化された。</li> <li>○ この間、長期間経過したものが再審査で申出された場合、診療報酬点数表や薬価基準の改正などもあり、審査委員会が再び採りあげることが技術的に困難であることを踏まえ、支払基金から保険者に対し、できるだけ6か月以内に申出を行うよう要請した経緯があった。本通知は、この間の経緯と当時の診療担当者との協議の結果を踏まえ、再審査の申出の取扱いを整理して示したものである。</li> <li>○ 本通知は、現在、法令上の根拠に基づかない、関係者間の紳士協約的なものとして取り扱われており、支払基金では、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のため、保険者に対して早期の申出の協力を要請するものである。</li> <li>○ 国保連においても、支払基金と同様に、取り扱われているものである。</li> </ul>

通知の内容	通知の経緯
<p>「調剤報酬請求についての審査要領（平成18年3月10日保発第0310001号）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調剤報酬の審査要領において、保険者は、保険医療機関のレセプトと調剤レセプト（<u>合計点数が1500点以上のものに限る</u>）を突合して点検した結果、不適切な投薬が行われていると考えられるものについて、支払基金又は国保連に対し、審査を申し出ることができる旨を示している。</li> </ul> <p>&lt;今後の対応&gt;</p> <p>⇒ 平成23年4月以降、電子化された調剤レセプトについて突合審査を行うこととしていることから、この通知を廃止する方向で検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支払基金では、調剤レセプトについて、医科・歯科レセプトとの突合までは実施せず、点検を行っているが、昭和63年からは、保険者が調剤レセプトと医科・歯科レセプトを突合して点検した結果、不適切な投薬が行われていると考えられるものは、支払基金に審査を申し出ることができる仕組みとしている。</li> <li>○ この対象となる調剤レセプトの範囲は、昭和63年当初は請求点数2500点以上を対象としていたが、対象点数の拡大を図り、平成8年から2000点以上、平成18年から1500点以上の調剤レセプトを対象としている。また、この間、調剤レセプトの審査体制の充実を図り、平成13年に調剤審査部会を設置したところである。</li> <li>○ 支払基金では、平成23年4月診療分から、電子化された調剤レセプトであって、その処方せんを発行した保険医療機関のレセプトも電子化されたものについて、すべて突合審査を行うこととしている。 この導入以降、当該調剤レセプトについて、保険者が突合して点検した結果、不適切な投薬が行われていると考えられるものは、再審査を受け付ける体制を確保する予定である。</li> <li>○ 国保連においても、支払基金と同様に、取り扱われてきたところであり、平成23年4月診療分からは、電子化された調剤レセプトの突合審査を行う予定である。</li> </ul>

## (参考)

### ○社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について

(昭和60年4月30日保険発第40号・庁保険発第17号 各都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長あて  
厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長・船員保険課長連名通知)

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)における診療報酬請求書の再審査については、関係法令等に  
従い実施されているところであるが、支払基金における迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施をさらに促進する  
ため、再審査の申出に当たっては、特に左記の事項に配意され、適正な実施に努められたい。

なお、これにつき、貴管下の健康保険組合及び保険医療機関等に対しても周知指導方、特段の御配意を願いたい。

#### 記

- 1 支払基金に対する再審査の申出はできる限り早期に行い、支払基金が定めた申出期間(原則六か月以内)を遵守する  
よう努められたいこと。
- 2 同一事項について同一の者からの再度の再審査申出は、特別の事情がない限り認められないものである  
ので、留意されたいこと。

### ○国民健康保険団体連合会に対する再度の考案の申出について

(昭和60年4月30日保険発第45号 各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知)

国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)における診療報酬請求書の再度の考案については、関係法令等に  
従い実施されているところであるが、連合会における迅速な再度の考案の実施と支払事務の円滑な実施をさらに促進す  
るため、再度の考案の申出に当たっては、特に下記の事項に配意され、適正な実施に努められたい。

なお、これにつき、保険者及び療養取扱機関に対しても周知指導方、特段の御配意を願いたい。

#### 記

- 1 連合会に対する再度の考案の申出はできる限り早期に行い、原則として6か月以内とするよう努められたいこと。
- 2 同一事項について同一の者からの重ねての再度の考案の申出は、特別の事情がない限り認められないもの  
であるので、留意されたいこと。

○調剤報酬請求に対する審査の実施について

(平成18年3月10日保発第0310003号 庁保発第0310001号 地方社会保険事務局長あて  
厚生労働省保険局長・社会保険庁運営部長通知)

調剤報酬請求についての審査要領については、「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)により示してきたところであるが、「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成18年厚生労働省令第30号)(参考1)及び「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める調剤報酬請求書を廃止する件」(平成18年厚生労働省告示112号)(参考2)による調剤報酬明細書への処方せん添付義務の撤廃等を踏まえ、今般同通知を廃止し、別添1及び別添2のとおり調剤報酬請求についての審査要領の変更等を行い、当職から別途、社会保険診療報酬支払基金理事長あて当該審査要領等に沿った審査を、都道府県知事宛て各都道府県国民健康保険団体連合会において当該審査要領等に沿った審査がなされるよう周知を依頼したところであるので、貴職におかれても御了知の上、関係者に対して周知徹底を図られたく通知する。

(別添1)

調剤報酬請求についての審査要領

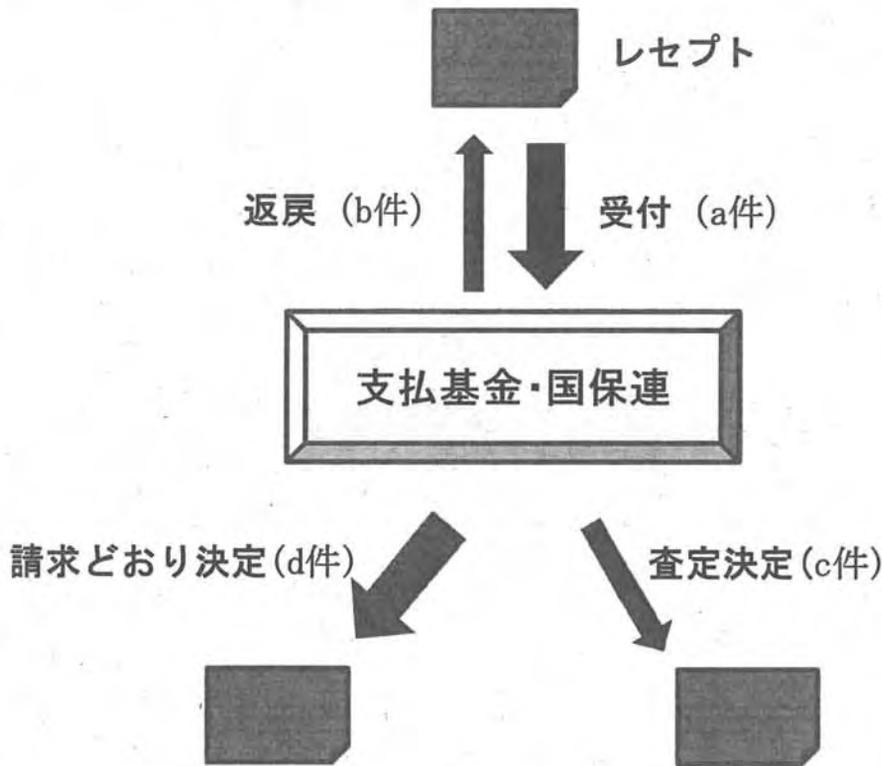
1 審査の申出の範囲及び方法

保険者は、保険医療機関の診療報酬明細書(以下「レセプトA」という。)と保険薬局の調剤報酬明細書のうち合計点数が1,500点以上のもの(以下「レセプトB」という。)とを突合して点検を行った上、不適切な投薬が行われていると考えられるものについては、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「審査支払機関」という。)に対して理由を付して、レセプトAにレセプトBを添付したうえ、審査を申し出ることができる。

2・3 (略)

### 審査支払機関の査定率等の比較（都道府県別）

本データ比較におけるレセプトの査定率等の定義



$$\begin{aligned}
 \text{請求件数} &= \text{受付件数 (a件)} - \text{返戻件数 (b件)} \\
 &= \text{請求どおり決定件数 (d件)} + \text{査定決定件数 (c件)} \\
 \text{査定率} &= \text{査定決定件数 (c件)} \div \text{請求件数 (a-b件)}
 \end{aligned}$$

注：第3回の参考資料4における「取扱件数」は上記の「請求件数」と同じ。

都道府県別レセプト請求（取扱）件数（※）（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	19,936,632	3,957,368	23,894,000	24,400,812	3,140,650	27,541,462
青森県	5,006,937	833,970	5,840,907	7,066,067	675,854	7,741,921
岩手県	4,571,438	955,501	5,526,939	6,560,896	801,105	7,362,001
宮城県	8,723,428	1,880,797	10,604,225	10,364,597	1,435,695	11,800,292
秋田県	4,012,617	752,930	4,765,547	5,915,931	621,440	6,537,371
山形県	4,264,625	937,790	5,202,415	6,157,573	807,744	6,965,317
福島県	7,471,583	1,480,203	8,951,786	9,480,661	1,128,029	10,608,690
茨城県	10,668,349	2,422,356	13,090,705	11,613,190	1,783,800	13,396,990
栃木県	8,132,545	1,710,834	9,843,379	8,604,790	1,227,149	9,831,939
群馬県	7,184,031	1,525,735	8,709,766	8,906,015	1,252,896	10,158,911
埼玉県	23,685,164	5,708,136	29,393,300	25,167,652	4,675,967	29,843,619
千葉県	20,015,440	4,918,059	24,933,499	22,508,971	4,111,277	26,620,248
東京都	62,959,276	14,199,404	77,158,680	57,665,786	11,020,744	68,686,530
神奈川県	32,160,217	7,280,834	39,441,051	33,907,771	5,781,905	39,689,676
新潟県	8,437,926	1,862,136	10,300,062	11,014,145	1,606,373	12,620,518
富山県	4,047,178	840,935	4,888,113	4,780,043	587,287	5,367,330
石川県	4,334,346	838,049	5,172,395	4,949,883	576,649	5,526,532
福井県	2,929,022	537,550	3,466,572	3,488,486	406,857	3,895,343
山梨県	3,404,471	720,216	4,124,687	3,771,644	533,911	4,305,555
長野県	7,005,121	1,524,676	8,529,797	9,904,264	1,366,867	11,271,131
岐阜県	7,450,637	1,855,397	9,306,034	9,186,114	1,577,191	10,763,305
静岡県	13,219,741	2,902,134	16,121,875	16,180,107	2,381,277	18,561,384
愛知県	28,654,139	7,075,386	35,729,525	29,227,639	5,281,972	34,509,611
三重県	6,887,713	1,553,363	8,441,076	8,346,893	1,221,184	9,568,077
滋賀県	5,088,164	1,194,554	6,282,718	5,096,805	785,163	5,881,968
京都府	9,745,034	2,093,376	11,838,410	11,227,205	1,824,832	13,052,037
大阪府	39,016,522	8,706,225	47,722,747	38,128,105	7,131,118	45,259,223
兵庫県	20,917,835	4,702,330	25,620,165	24,722,488	3,917,845	28,640,333
奈良県	5,095,318	1,142,721	6,238,039	5,891,160	957,555	6,848,715
和歌山県	4,184,391	760,258	4,944,649	5,610,531	717,928	6,328,459
鳥取県	2,526,174	505,197	3,031,371	2,793,564	384,811	3,178,375
島根県	2,620,684	478,493	3,099,177	3,661,470	410,390	4,071,860
岡山県	8,948,783	1,961,278	10,910,061	8,631,178	1,332,367	9,963,545
広島県	11,592,451	2,356,440	13,948,891	13,528,646	2,000,450	15,529,096
山口県	5,368,879	1,081,301	6,450,180	7,629,837	924,368	8,554,205
徳島県	3,520,420	719,424	4,239,844	3,985,612	533,816	4,519,428
香川県	4,420,735	850,953	5,271,688	4,833,748	649,331	5,483,079
愛媛県	5,153,463	1,066,390	6,219,853	7,324,552	986,700	8,311,252
高知県	2,615,546	507,139	3,122,685	3,933,781	515,832	4,449,613
福岡県	20,066,388	4,257,116	24,323,504	22,149,161	3,404,458	25,553,619
佐賀県	3,060,275	650,292	3,710,567	4,038,368	562,713	4,601,081
長崎県	5,276,131	1,126,672	6,402,803	7,708,275	1,069,116	8,777,391
熊本県	6,695,559	1,232,022	7,927,581	9,185,400	1,192,754	10,378,154
大分県	4,421,305	769,951	5,191,256	5,776,595	626,692	6,403,287
宮崎県	3,862,884	705,225	4,568,109	5,656,349	656,396	6,312,745
鹿児島県	5,896,091	1,157,219	7,053,310	8,376,039	926,584	9,302,623
沖縄県	4,370,798	848,510	5,219,308	4,994,987	653,334	5,648,321
計	489,626,406	107,146,845	596,773,251	554,053,786	86,168,376	640,222,162

（注1）請求件数＝決定件数＋査定件数

（注2）支払基金：21年度の確定件数（調剤分を除く）平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：21年度の決定件数 平成21年4月～平成22年3月審査分の国保＋後期高齢

都道府県別レセプト請求(取扱)点数(※)(年間)

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	47,373,162,042	6,182,319,305	53,555,481,347	92,150,708,478	5,623,265,434	97,773,973,912
青森県	9,549,738,750	1,157,875,676	10,707,614,426	19,925,791,136	1,126,825,159	21,052,616,295
岩手県	8,484,211,819	1,269,690,483	9,753,902,302	18,188,318,859	1,258,093,226	19,446,412,085
宮城県	16,609,539,708	2,230,598,045	18,840,137,753	29,332,059,459	1,939,611,865	31,271,671,324
秋田県	7,440,027,375	1,057,130,164	8,497,157,539	16,583,372,862	1,048,564,958	17,631,937,820
山形県	7,183,994,569	1,053,708,453	8,237,703,022	17,793,422,227	1,108,650,179	18,902,072,406
福島県	13,286,984,842	1,827,146,911	15,114,131,753	28,588,686,176	1,708,155,806	30,296,841,982
茨城県	19,051,236,889	2,838,517,809	21,889,754,698	34,265,159,661	2,480,614,162	36,745,773,823
栃木県	15,043,527,955	1,961,036,627	17,004,564,582	25,559,860,325	1,711,523,805	27,271,384,130
群馬県	13,313,692,029	1,740,876,289	15,054,568,318	28,665,829,184	1,728,734,841	30,394,564,025
埼玉県	39,584,234,659	6,593,177,266	46,177,411,925	71,263,396,204	6,189,481,505	77,452,877,709
千葉県	35,739,971,216	5,936,575,300	41,676,546,516	64,056,543,746	5,553,391,553	69,609,935,299
東京都	114,228,167,040	17,135,137,188	131,363,304,228	155,534,589,538	14,808,240,361	170,342,829,899
神奈川県	54,951,301,044	9,150,791,684	64,102,092,728	90,873,755,878	8,200,644,072	99,074,399,950
新潟県	15,071,389,729	2,293,552,226	17,364,941,955	31,138,012,977	2,363,725,870	33,501,738,847
富山県	7,772,270,574	967,075,571	8,739,346,145	16,610,346,166	836,482,187	17,446,828,353
石川県	9,594,963,562	1,071,245,085	10,666,208,647	18,715,754,361	901,857,577	19,617,611,938
福井県	5,986,370,876	652,926,650	6,639,297,526	12,807,233,366	605,938,947	13,413,172,313
山梨県	6,037,273,020	847,080,306	6,884,353,326	11,425,686,066	803,820,378	12,229,506,444
長野県	12,954,795,759	1,716,234,776	14,671,030,535	29,721,929,292	1,895,014,467	31,616,943,759
岐阜県	13,104,635,808	1,983,286,492	15,087,922,300	27,116,422,720	1,978,879,608	29,095,302,328
静岡県	23,917,857,451	3,310,678,863	27,228,536,314	46,392,698,047	3,131,598,658	49,524,296,705
愛知県	52,218,049,887	8,215,293,542	60,433,343,429	86,909,719,800	6,955,624,383	93,865,344,183
三重県	12,229,350,676	1,728,422,784	13,957,773,460	24,264,483,716	1,591,478,454	25,855,962,170
滋賀県	9,112,033,576	1,307,173,855	10,419,207,431	16,227,639,644	1,006,408,262	17,234,047,906
京都府	21,096,312,446	2,495,625,470	23,591,937,916	38,763,235,052	2,461,867,794	41,225,102,846
大阪府	87,348,266,038	12,159,302,816	99,507,568,854	124,923,436,610	11,240,894,562	136,164,331,172
兵庫県	39,185,182,151	5,914,325,328	45,099,507,479	74,644,213,482	5,753,608,153	80,397,821,635
奈良県	10,513,996,401	1,325,301,501	11,839,297,902	19,245,293,691	1,268,290,843	20,513,584,534
和歌山県	8,226,842,399	958,404,654	9,185,247,053	17,770,345,536	1,077,756,339	18,848,101,875
鳥取県	5,058,583,671	609,768,341	5,668,352,012	9,647,160,486	575,273,624	10,222,434,110
島根県	4,966,443,982	599,971,982	5,566,415,964	11,914,562,734	621,776,897	12,536,339,631
岡山県	18,741,387,562	2,328,469,702	21,069,857,264	31,654,465,221	1,933,434,559	33,587,899,780
広島県	22,879,702,165	3,144,111,807	26,023,813,972	46,297,375,109	3,230,557,504	49,527,932,613
山口県	10,326,270,736	1,370,983,604	11,697,254,340	25,719,448,812	1,400,261,211	27,119,710,023
徳島県	7,088,286,999	938,345,057	8,026,632,056	14,494,249,520	869,502,091	15,363,751,611
香川県	8,511,220,417	1,079,085,767	9,590,306,184	16,349,815,939	1,043,002,694	17,392,818,633
愛媛県	10,594,005,901	1,229,081,596	11,823,087,497	24,992,633,368	1,370,931,142	26,363,564,510
高知県	6,115,952,732	648,191,528	6,764,144,260	15,914,185,188	778,266,508	16,692,451,696
福岡県	45,369,709,170	5,991,478,374	51,361,187,544	82,518,219,148	5,557,578,149	88,075,797,297
佐賀県	5,976,629,142	832,675,506	6,809,304,648	13,813,280,178	855,223,270	14,668,503,448
長崎県	11,130,874,296	1,371,675,463	12,502,549,759	26,345,288,792	1,530,696,532	27,875,985,324
熊本県	13,862,430,025	1,515,775,008	15,378,205,033	32,992,322,232	1,717,242,492	34,709,564,724
大分県	9,769,381,745	1,076,767,546	10,846,149,291	21,251,831,365	1,049,638,889	22,301,470,254
宮崎県	7,942,577,145	972,494,860	8,915,072,005	18,816,099,457	1,080,834,085	19,896,933,542
鹿児島県	12,776,948,465	1,460,303,701	14,237,252,166	31,969,003,600	1,377,779,002	33,346,782,602
沖縄県	10,493,928,854	1,139,389,756	11,633,318,610	18,732,937,786	987,121,128	19,720,058,914
計	947,813,713,297	133,389,080,717	1,081,202,794,014	1,732,880,823,194	124,338,163,185	1,857,218,986,379

(注1) 請求点数=決定点数+査定点数

(注2) 支払基金: 21年度の確定点数(調剤分を除く)平成21年4月~平成22年3月審査分  
 国保連: 21年度の決定点数平成21年4月~平成22年3月審査分の国保+後期高齢

都道府県別レセプト返戻件数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	42,179	28,207	70,386	34,012	24,454	58,466
青森県	17,640	5,094	22,734	4,756	2,351	7,107
岩手県	14,239	3,214	17,453	13,180	3,138	16,318
宮城県	31,590	14,731	46,321	22,001	4,355	26,356
秋田県	20,299	5,761	26,060	11,903	2,407	14,310
山形県	13,207	4,392	17,599	13,463	4,557	18,020
福島県	23,530	10,125	33,655	25,140	5,558	30,698
茨城県	57,070	18,094	75,164	24,791	13,079	37,870
栃木県	31,558	8,265	39,823	20,822	9,467	30,289
群馬県	32,831	7,402	40,233	30,992	8,214	39,206
埼玉県	117,552	50,092	167,644	37,341	20,707	58,048
千葉県	76,569	36,893	113,462	37,215	20,645	57,860
東京都	273,315	137,295	410,610	107,352	55,039	162,391
神奈川県	144,078	52,016	196,094	63,967	32,569	96,536
新潟県	38,494	16,310	54,804	16,016	10,379	26,395
富山県	15,261	4,945	20,206	9,466	3,528	12,994
石川県	14,000	5,211	19,211	7,083	2,717	9,800
福井県	8,236	3,226	11,462	8,487	3,211	11,698
山梨県	12,332	5,079	17,411	17,475	6,251	23,726
長野県	23,293	8,067	31,360	48,092	9,021	57,113
岐阜県	23,848	8,321	32,169	21,052	4,608	25,660
静岡県	43,562	14,334	57,896	47,789	15,799	63,588
愛知県	67,620	38,138	105,758	99,507	20,512	120,019
三重県	23,482	8,965	32,447	24,714	6,307	31,021
滋賀県	20,073	5,047	25,120	12,713	3,285	15,998
京都府	44,009	10,605	54,614	30,831	7,785	38,616
大阪府	159,385	65,687	225,072	60,222	32,121	92,343
兵庫県	80,663	32,622	113,285	64,818	19,168	83,986
奈良県	19,833	8,939	28,772	11,835	5,976	17,811
和歌山県	14,451	3,277	17,728	17,545	5,565	23,110
鳥取県	11,572	4,403	15,975	2,990	1,046	4,036
島根県	8,835	2,114	10,949	7,382	1,943	9,325
岡山県	33,847	14,014	47,861	17,060	7,589	24,649
広島県	41,381	16,471	57,852	37,533	10,599	48,132
山口県	20,863	7,039	27,902	22,678	6,929	29,607
徳島県	18,955	8,352	27,307	12,079	2,823	14,902
香川県	14,770	8,342	23,112	5,429	5,422	10,851
愛媛県	10,404	9,982	20,386	10,139	7,964	18,103
高知県	9,090	3,030	12,120	6,048	2,496	8,544
福岡県	71,542	22,874	94,416	58,780	14,556	73,336
佐賀県	11,080	3,651	14,731	9,369	4,123	13,492
長崎県	23,833	8,351	32,184	6,866	1,997	8,863
熊本県	15,807	7,224	23,031	13,846	4,884	18,730
大分県	19,195	4,435	23,630	12,473	2,395	14,868
宮崎県	9,649	4,587	14,236	11,482	2,063	13,545
鹿児島県	13,912	6,545	20,457	7,795	3,046	10,841
沖縄県	13,637	6,198	19,835	12,989	3,766	16,755
計	1,852,571	757,966	2,610,537	1,199,518	446,414	1,645,932

(注) 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保+後期高齢

都道府県別レセプト返戻点数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	905,787,449	60,676,468	966,463,917	623,019,125	56,137,265	679,156,390
青森県	295,091,537	10,878,933	305,970,470	116,956,909	4,889,260	121,846,169
岩手県	246,747,291	6,060,990	252,808,281	227,787,828	6,609,218	234,397,046
宮城県	743,127,230	29,874,999	773,002,229	333,354,132	7,691,652	341,045,784
秋田県	397,020,392	12,364,215	409,384,607	216,243,316	5,122,627	221,365,943
山形県	210,412,852	6,845,442	217,258,294	261,781,063	8,689,526	270,470,589
福島県	395,656,567	18,900,997	414,557,564	290,603,907	8,784,654	299,388,561
茨城県	723,760,921	31,534,258	755,295,179	404,106,935	27,389,672	431,496,607
栃木県	438,860,861	16,448,805	455,309,666	254,352,815	19,414,889	273,767,704
群馬県	428,092,042	13,495,855	441,587,897	403,267,817	14,832,404	418,100,221
埼玉県	1,382,688,044	68,779,938	1,451,467,982	621,913,564	34,845,347	656,758,911
千葉県	969,666,216	66,253,565	1,035,919,781	584,960,529	40,755,034	625,715,563
東京都	2,982,173,657	252,954,924	3,235,128,581	1,056,655,303	103,626,192	1,160,281,495
神奈川県	2,063,528,595	88,295,820	2,151,824,415	705,979,848	65,088,643	771,068,491
新潟県	622,695,335	34,012,845	656,708,180	284,428,658	21,279,309	305,707,967
富山県	251,424,224	11,820,939	263,245,163	236,095,080	7,860,686	243,955,766
石川県	395,320,968	12,439,450	407,760,418	217,459,679	5,522,232	222,981,911
福井県	117,837,037	6,987,114	124,824,151	216,274,498	6,032,094	222,306,592
山梨県	172,647,014	8,800,360	181,447,374	179,031,805	11,428,661	190,460,466
長野県	432,715,918	15,921,618	448,637,536	1,078,893,154	21,774,351	1,100,667,505
岐阜県	499,004,271	16,057,030	515,061,301	466,577,823	9,546,209	476,124,032
静岡県	808,863,998	22,525,653	831,389,651	668,386,615	30,765,050	699,151,665
愛知県	1,124,892,374	77,451,642	1,202,344,016	1,324,328,987	41,452,836	1,365,781,823
三重県	275,369,248	16,403,546	291,772,794	424,588,295	11,219,086	435,807,381
滋賀県	350,664,825	9,098,908	359,763,733	301,135,794	8,052,585	309,188,379
京都府	788,498,538	19,331,811	807,830,349	442,191,752	12,779,692	454,971,444
大阪府	2,185,744,816	122,307,121	2,308,051,937	997,997,161	85,516,760	1,083,513,921
兵庫県	1,089,655,849	60,476,387	1,150,132,236	923,690,972	35,785,025	959,475,997
奈良県	301,572,101	16,075,719	317,647,820	157,940,152	10,796,971	168,737,123
和歌山県	221,383,344	6,347,064	227,730,408	236,820,581	11,647,058	248,467,639
鳥取県	213,327,007	8,583,022	221,910,029	54,389,785	2,199,094	56,588,879
島根県	162,862,179	5,049,317	167,911,496	150,148,733	4,978,171	155,126,904
岡山県	431,310,477	23,932,342	455,242,819	205,974,501	14,979,317	220,953,818
広島県	555,145,413	32,734,506	587,879,919	562,145,934	22,191,550	584,337,484
山口県	307,980,534	13,678,592	321,659,126	397,011,340	16,041,127	413,052,467
徳島県	171,108,198	12,938,103	184,046,301	190,852,764	8,243,346	199,096,110
香川県	224,997,052	16,995,059	241,992,111	111,312,267	11,428,268	122,740,535
愛媛県	219,557,071	16,580,802	236,137,873	242,180,043	14,672,882	256,852,925
高知県	146,452,215	7,134,452	153,586,667	143,038,607	6,554,519	149,593,126
福岡県	1,385,054,883	51,671,158	1,436,726,041	933,438,719	31,510,821	964,949,540
佐賀県	133,034,670	8,367,858	141,402,528	162,181,689	9,971,850	172,153,539
長崎県	373,190,188	15,759,781	388,949,969	163,328,143	4,436,028	167,764,171
熊本県	214,610,085	14,307,790	228,917,875	188,137,005	10,323,811	198,460,816
大分県	279,590,074	11,074,728	290,664,802	161,276,181	4,640,130	165,916,311
宮崎県	128,337,911	9,159,312	137,497,223	226,014,461	7,025,994	233,040,455
鹿児島県	236,839,852	14,979,560	251,819,412	151,428,340	5,633,097	157,061,437
沖縄県	236,773,306	10,432,915	247,206,221	219,423,129	7,142,876	226,566,005
計	27,241,074,629	1,412,801,712	28,653,876,341	18,519,105,738	917,307,869	19,436,413,607

(注) 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保+後期高齢

都道府県別レセプト査定件数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	203,074	18,546	221,620	101,337	6,436	107,773
青森県	24,446	3,997	28,443	19,591	2,080	21,671
岩手県	23,744	3,209	26,953	20,524	5,498	26,022
宮城県	51,223	6,755	57,978	35,223	94	35,317
秋田県	16,376	3,387	19,763	14,240	257	14,497
山形県	19,352	9,491	28,843	26,502	2,895	29,397
福島県	54,002	9,380	63,382	66,662	746	67,408
茨城県	79,591	7,958	87,549	52,519	3,023	55,542
栃木県	59,830	3,583	63,413	29,668	371	30,039
群馬県	48,618	2,634	51,252	51,803	703	52,506
埼玉県	165,547	14,287	179,834	79,284	3,353	82,637
千葉県	156,022	17,068	173,090	138,364	3,183	141,547
東京都	752,713	21,367	774,080	460,253	3,661	463,914
神奈川県	364,928	72,127	437,055	207,616	17,533	225,149
新潟県	37,375	2,962	40,337	26,321	1,264	27,585
富山県	22,438	4,572	27,010	12,691	2,075	14,766
石川県	18,018	2,824	20,842	17,883	1,443	19,326
福井県	20,114	1,000	21,114	17,398	729	18,127
山梨県	20,932	4,369	25,301	22,291	1,363	23,654
長野県	30,985	3,821	34,806	41,070	2,203	43,273
岐阜県	34,234	4,656	38,890	24,685	3,315	28,000
静岡県	97,737	12,423	110,160	122,068	8,203	130,271
愛知県	154,831	25,218	180,049	100,802	9,809	110,611
三重県	46,261	5,005	51,266	34,356	1,868	36,224
滋賀県	31,612	10,669	42,281	26,537	2,159	28,696
京都府	76,340	4,781	81,121	72,889	590	73,479
大阪府	646,422	11,080	657,502	268,380	5,821	274,201
兵庫県	234,640	27,425	262,065	173,332	12,721	186,053
奈良県	48,510	6,817	55,327	30,992	4,341	35,333
和歌山県	45,560	4,699	50,259	86,504	12,134	98,638
鳥取県	25,443	2,625	28,068	9,468	873	10,341
島根県	17,106	1,798	18,904	20,897	1,203	22,100
岡山県	105,020	9,174	114,194	99,252	1,669	100,921
広島県	92,820	11,562	104,382	98,277	4,530	102,807
山口県	26,336	3,947	30,283	37,043	4,112	41,155
徳島県	37,761	4,820	42,581	54,918	325	55,243
香川県	35,032	4,325	39,357	26,940	2,420	29,360
愛媛県	44,459	11,206	55,665	31,667	222	31,889
高知県	30,078	1,798	31,876	23,066	372	23,438
福岡県	309,442	12,079	321,521	254,247	5,859	260,106
佐賀県	15,552	3,513	19,065	23,455	2,676	26,131
長崎県	50,692	7,616	58,308	42,561	4,084	46,645
熊本県	58,895	10,350	69,245	84,484	8,540	93,024
大分県	40,951	5,629	46,580	42,829	2,221	45,050
宮崎県	21,569	4,712	26,281	34,621	5,292	39,913
鹿児島県	59,761	6,441	66,202	39,009	3,772	42,781
沖縄県	35,791	7,229	43,020	48,638	3,256	51,894
計	4,592,183	434,934	5,027,117	3,353,157	171,297	3,524,454

(注) 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保+後期高齢

都道府県別レセプト査定点数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	131,232,646	1,558,581	132,791,227	94,506,021	667,394	95,173,415
青森県	11,777,256	349,840	12,127,096	14,366,692	207,510	14,574,202
岩手県	11,997,894	249,828	12,247,722	10,410,916	615,683	11,026,599
宮城県	33,707,533	497,433	34,204,966	18,658,353	12,710	18,671,063
秋田県	7,051,276	325,999	7,377,275	8,560,639	43,723	8,604,362
山形県	8,619,902	1,004,385	9,624,287	22,002,877	343,898	22,346,775
福島県	24,436,614	869,136	25,305,750	33,042,683	150,217	33,192,900
茨城県	29,983,331	755,599	30,738,930	22,045,338	352,833	22,398,171
栃木県	28,565,115	383,223	28,948,338	11,508,689	102,204	11,610,893
群馬県	20,525,405	301,170	20,826,575	20,944,063	175,237	21,119,300
埼玉県	60,186,978	1,296,847	61,483,825	44,504,286	538,625	45,042,911
千葉県	71,408,936	1,680,766	73,089,702	144,056,878	436,182	144,493,060
東京都	325,831,063	2,726,677	328,557,740	261,285,690	896,370	262,182,060
神奈川県	162,589,704	11,983,507	174,573,211	173,488,093	3,701,112	177,189,205
新潟県	19,504,066	175,025	19,679,091	12,716,562	121,613	12,838,175
富山県	9,613,880	474,655	10,088,535	5,762,238	259,232	6,021,470
石川県	14,167,681	263,962	14,431,643	17,817,195	137,457	17,954,652
福井県	7,994,474	123,281	8,117,755	11,101,603	94,659	11,196,262
山梨県	9,146,681	377,634	9,524,315	15,129,193	138,165	15,267,358
長野県	15,064,054	458,200	15,522,254	18,352,255	364,421	18,716,676
岐阜県	16,220,441	497,430	16,717,871	26,782,567	319,569	27,102,136
静岡県	47,133,257	1,151,432	48,284,689	56,732,962	993,148	57,726,110
愛知県	73,927,327	2,041,422	75,968,749	76,228,452	1,321,878	77,550,330
三重県	16,813,408	415,253	17,228,661	47,595,756	186,930	47,782,686
滋賀県	12,961,247	1,265,916	14,227,163	18,297,196	196,221	18,493,417
京都府	42,513,632	495,439	43,009,071	38,097,936	83,347	38,181,283
大阪府	308,948,422	1,056,730	310,005,152	197,539,604	1,467,269	199,006,873
兵庫県	96,560,927	3,277,474	99,838,401	72,538,199	1,564,941	74,103,140
奈良県	27,536,964	694,680	28,231,644	25,647,775	381,333	26,029,108
和歌山県	17,610,649	563,848	18,174,497	29,277,680	1,472,727	30,750,407
鳥取県	12,079,397	269,595	12,348,992	5,224,098	124,568	5,348,666
島根県	9,128,355	159,762	9,288,117	11,085,288	227,820	11,313,108
岡山県	62,785,007	826,887	63,611,894	53,641,286	262,814	53,904,100
広島県	43,298,791	1,066,744	44,365,535	54,940,916	627,679	55,568,595
山口県	12,288,693	334,413	12,623,106	20,679,953	465,712	21,145,665
徳島県	13,950,692	469,961	14,420,653	26,120,367	42,436	26,162,803
香川県	15,367,987	386,818	15,754,805	15,141,803	461,261	15,603,064
愛媛県	23,811,576	1,396,992	25,208,568	23,650,433	37,544	23,687,977
高知県	10,402,277	123,402	10,525,679	19,524,306	91,837	19,616,143
福岡県	140,387,099	1,713,427	142,100,526	106,952,795	1,723,247	108,676,042
佐賀県	4,254,386	412,847	4,667,233	9,022,574	596,772	9,619,346
長崎県	18,026,950	567,803	18,594,753	21,684,731	724,594	22,409,325
熊本県	21,659,477	1,571,281	23,230,758	31,299,659	1,218,329	32,517,988
大分県	13,842,462	551,711	14,394,173	22,485,727	377,058	22,862,785
宮崎県	8,370,993	466,437	8,837,430	16,068,756	833,879	16,902,635
鹿児島県	25,912,123	707,813	26,619,936	23,852,397	610,405	24,462,802
沖縄県	19,838,464	824,729	20,663,193	28,940,150	370,793	29,310,943
計	2,119,035,492	49,165,994	2,168,201,486	2,039,313,630	26,143,356	2,065,456,986

(注) 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保十後期高齢

都道府県別 査定率（＝査定件数÷請求件数）（※）の比較（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	1.02%	0.47%	0.93%	0.42%	0.20%	0.39%
青森県	0.49%	0.48%	0.49%	0.28%	0.31%	0.28%
岩手県	0.52%	0.34%	0.49%	0.31%	0.69%	0.35%
宮城県	0.59%	0.36%	0.55%	0.34%	0.01%	0.30%
秋田県	0.41%	0.45%	0.41%	0.24%	0.04%	0.22%
山形県	0.45%	1.01%	0.55%	0.43%	0.36%	0.42%
福島県	0.72%	0.63%	0.71%	0.70%	0.07%	0.64%
茨城県	0.75%	0.33%	0.67%	0.45%	0.17%	0.41%
栃木県	0.74%	0.21%	0.64%	0.34%	0.03%	0.31%
群馬県	0.68%	0.17%	0.59%	0.58%	0.06%	0.52%
埼玉県	0.70%	0.25%	0.61%	0.32%	0.07%	0.28%
千葉県	0.78%	0.35%	0.69%	0.61%	0.08%	0.53%
東京都	1.20%	0.15%	1.00%	0.80%	0.03%	0.68%
神奈川県	1.13%	0.99%	1.11%	0.61%	0.30%	0.57%
新潟県	0.44%	0.16%	0.39%	0.24%	0.08%	0.22%
富山県	0.55%	0.54%	0.55%	0.27%	0.35%	0.28%
石川県	0.42%	0.34%	0.40%	0.36%	0.25%	0.35%
福井県	0.69%	0.19%	0.61%	0.50%	0.18%	0.47%
山梨県	0.61%	0.61%	0.61%	0.59%	0.26%	0.55%
長野県	0.44%	0.25%	0.41%	0.41%	0.16%	0.38%
岐阜県	0.46%	0.25%	0.42%	0.27%	0.21%	0.26%
静岡県	0.74%	0.43%	0.68%	0.75%	0.34%	0.70%
愛知県	0.54%	0.36%	0.50%	0.34%	0.19%	0.32%
三重県	0.67%	0.32%	0.61%	0.41%	0.15%	0.38%
滋賀県	0.62%	0.89%	0.67%	0.52%	0.27%	0.49%
京都府	0.78%	0.23%	0.69%	0.65%	0.03%	0.56%
大阪府	1.66%	0.13%	1.38%	0.70%	0.08%	0.61%
兵庫県	1.12%	0.58%	1.02%	0.70%	0.32%	0.65%
奈良県	0.95%	0.60%	0.89%	0.53%	0.45%	0.52%
和歌山県	1.09%	0.62%	1.02%	1.54%	1.69%	1.56%
鳥取県	1.01%	0.52%	0.93%	0.34%	0.23%	0.33%
島根県	0.65%	0.38%	0.61%	0.57%	0.29%	0.54%
岡山県	1.17%	0.47%	1.05%	1.15%	0.13%	1.01%
広島県	0.80%	0.49%	0.75%	0.73%	0.23%	0.66%
山口県	0.49%	0.37%	0.47%	0.49%	0.44%	0.48%
徳島県	1.07%	0.67%	1.00%	1.38%	0.06%	1.22%
香川県	0.79%	0.51%	0.75%	0.56%	0.37%	0.54%
愛媛県	0.86%	1.05%	0.89%	0.43%	0.02%	0.38%
高知県	1.15%	0.35%	1.02%	0.59%	0.07%	0.53%
福岡県	1.54%	0.28%	1.32%	1.15%	0.17%	1.02%
佐賀県	0.51%	0.54%	0.51%	0.58%	0.48%	0.57%
長崎県	0.96%	0.68%	0.91%	0.55%	0.38%	0.53%
熊本県	0.88%	0.84%	0.87%	0.92%	0.72%	0.90%
大分県	0.93%	0.73%	0.90%	0.74%	0.35%	0.70%
宮崎県	0.56%	0.67%	0.58%	0.61%	0.81%	0.63%
鹿児島県	1.01%	0.56%	0.94%	0.47%	0.41%	0.46%
沖縄県	0.82%	0.85%	0.82%	0.97%	0.50%	0.92%
計	0.94%	0.41%	0.84%	0.61%	0.20%	0.55%

（注1） 査定率＝査定件数÷請求件数      請求件数＝決定件数＋査定件数

（注2） 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保＋後期高齢

都道府県別 査定率（＝査定点数÷請求点数）（※）の比較（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	計	医科	歯科	計
北海道	0.28%	0.03%	0.25%	0.10%	0.01%	0.10%
青森県	0.12%	0.03%	0.11%	0.07%	0.02%	0.07%
岩手県	0.14%	0.02%	0.13%	0.06%	0.05%	0.06%
宮城県	0.20%	0.02%	0.18%	0.06%	0.00%	0.06%
秋田県	0.09%	0.03%	0.09%	0.05%	0.00%	0.05%
山形県	0.12%	0.10%	0.12%	0.12%	0.03%	0.12%
福島県	0.18%	0.05%	0.17%	0.12%	0.01%	0.11%
茨城県	0.16%	0.03%	0.14%	0.06%	0.01%	0.06%
栃木県	0.19%	0.02%	0.17%	0.05%	0.01%	0.04%
群馬県	0.15%	0.02%	0.14%	0.07%	0.01%	0.07%
埼玉県	0.15%	0.02%	0.13%	0.06%	0.01%	0.06%
千葉県	0.20%	0.03%	0.18%	0.22%	0.01%	0.21%
東京都	0.29%	0.02%	0.25%	0.17%	0.01%	0.15%
神奈川県	0.30%	0.13%	0.27%	0.19%	0.05%	0.18%
新潟県	0.13%	0.01%	0.11%	0.04%	0.01%	0.04%
富山県	0.12%	0.05%	0.12%	0.03%	0.03%	0.03%
石川県	0.15%	0.02%	0.14%	0.10%	0.02%	0.09%
福井県	0.13%	0.02%	0.12%	0.09%	0.02%	0.08%
山梨県	0.15%	0.04%	0.14%	0.13%	0.02%	0.12%
長野県	0.12%	0.03%	0.11%	0.06%	0.02%	0.06%
岐阜県	0.12%	0.03%	0.11%	0.10%	0.02%	0.09%
静岡県	0.20%	0.03%	0.18%	0.12%	0.03%	0.12%
愛知県	0.14%	0.02%	0.13%	0.09%	0.02%	0.08%
三重県	0.14%	0.02%	0.12%	0.20%	0.01%	0.18%
滋賀県	0.14%	0.10%	0.14%	0.11%	0.02%	0.11%
京都府	0.20%	0.02%	0.18%	0.10%	0.00%	0.09%
大阪府	0.35%	0.01%	0.31%	0.16%	0.01%	0.15%
兵庫県	0.25%	0.06%	0.22%	0.10%	0.03%	0.09%
奈良県	0.26%	0.05%	0.24%	0.13%	0.03%	0.13%
和歌山県	0.21%	0.06%	0.20%	0.16%	0.14%	0.16%
鳥取県	0.24%	0.04%	0.22%	0.05%	0.02%	0.05%
島根県	0.18%	0.03%	0.17%	0.09%	0.04%	0.09%
岡山県	0.34%	0.04%	0.30%	0.17%	0.01%	0.16%
広島県	0.19%	0.03%	0.17%	0.12%	0.02%	0.11%
山口県	0.12%	0.02%	0.11%	0.08%	0.03%	0.08%
徳島県	0.20%	0.05%	0.18%	0.18%	0.00%	0.17%
香川県	0.18%	0.04%	0.16%	0.09%	0.04%	0.09%
愛媛県	0.22%	0.11%	0.21%	0.09%	0.00%	0.09%
高知県	0.17%	0.02%	0.16%	0.12%	0.01%	0.12%
福岡県	0.31%	0.03%	0.28%	0.13%	0.03%	0.12%
佐賀県	0.07%	0.05%	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%
長崎県	0.16%	0.04%	0.15%	0.08%	0.05%	0.08%
熊本県	0.16%	0.10%	0.15%	0.09%	0.07%	0.09%
大分県	0.14%	0.05%	0.13%	0.11%	0.04%	0.10%
宮崎県	0.11%	0.05%	0.10%	0.09%	0.08%	0.08%
鹿児島県	0.20%	0.05%	0.19%	0.07%	0.04%	0.07%
沖縄県	0.19%	0.07%	0.18%	0.15%	0.04%	0.15%
計	0.22%	0.04%	0.20%	0.12%	0.02%	0.11%

（注1） 査定率＝査定点数÷請求点数      請求点数＝決定点数＋査定点数

（注2） 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保＋後期高齢

# 都道府県別審査委員数

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金						国民健康保険団体連合会					
	医科		歯科		計		医科		歯科		計	
	常勤		常勤		常勤		常勤		常勤		常勤	
北海道	147	2	33	1	180	3	114	5	21	0	135	5
青森県	55	0	8	0	63	0	48	0	8	0	56	0
岩手県	50	0	10	0	60	0	44	0	6	0	50	0
宮城県	70	3	14	0	84	3	54	2	9	0	63	2
秋田県	46	0	8	0	54	0	40	0	5	0	45	0
山形県	47	0	7	0	54	0	45	0	6	0	51	0
福島県	79	1	14	0	93	1	66	0	8	0	74	0
茨城県	69	0	18	1	87	1	58	0	11	0	69	0
栃木県	71	0	16	0	87	0	44	0	13	0	57	0
群馬県	73	0	14	0	87	0	77	1	14	0	91	1
埼玉県	151	3	35	0	186	3	97	0	21	0	118	0
千葉県	145	0	29	0	174	0	117	0	23	0	140	0
東京都	252	1	69	3	321	4	192	2	48	1	240	3
神奈川県	180	1	48	0	228	1	147	1	36	0	183	1
新潟県	76	1	17	0	93	1	70	0	11	0	81	0
富山県	48	0	9	0	57	0	41	0	5	0	46	0
石川県	49	0	8	0	57	0	43	0	7	0	50	0
福井県	36	0	6	0	42	0	28	0	5	0	33	0
山梨県	37	0	8	0	45	0	27	0	7	0	34	0
長野県	66	1	15	0	81	1	57	0	14	0	71	0
岐阜県	72	0	15	0	87	0	51	0	10	0	61	0
静岡県	110	0	22	1	132	1	79	0	12	0	91	0
愛知県	168	3	39	1	207	4	106	0	21	0	127	0
三重県	69	1	15	0	84	1	52	3	11	0	63	3
滋賀県	50	0	10	0	60	0	51	1	7	0	58	1
京都府	86	2	16	0	102	2	80	0	12	0	92	0
大阪府	207	4	39	1	246	5	117	0	26	0	143	0
兵庫県	135	3	30	2	165	5	112	0	21	0	133	0
奈良県	52	0	11	0	63	0	45	0	9	0	54	0
和歌山県	42	0	6	1	48	1	43	0	6	0	49	0
鳥取県	37	3	5	0	42	3	24	0	3	0	27	0
島根県	40	1	5	0	45	1	33	0	7	0	40	0
岡山県	64	1	14	0	78	1	64	0	9	0	73	0
広島県	93	0	21	0	114	0	81	1	15	1	96	2
山口県	58	0	11	0	69	0	48	0	6	0	54	0
徳島県	38	0	7	0	45	0	33	0	6	0	39	0
香川県	44	2	7	0	51	2	37	2	6	0	43	2
愛媛県	61	0	11	0	72	0	47	0	7	0	54	0
高知県	37	0	5	0	42	0	33	0	6	0	39	0
福岡県	139	3	26	1	165	4	102	1	18	0	120	1
佐賀県	33	0	6	0	39	0	30	0	6	0	36	0
長崎県	61	0	11	0	72	0	56	0	7	0	63	0
熊本県	71	2	10	1	81	3	53	0	8	0	61	0
大分県	49	0	8	0	57	0	36	0	5	0	41	0
宮崎県	44	1	7	0	51	1	42	1	5	0	47	1
鹿児島県	67	0	8	1	75	1	53	1	6	0	59	1
沖縄県	45	0	9	0	54	0	41	0	6	0	47	0
計	3,719	39	760	14	4,479	53	2,958	21	539	2	3,497	23

(注) 支払基金：平成21年6月改選時の支部別の審査委員定数  
 国保連：平成21年5月審査時審査委員数

都道府県別審査委員一人当たりレセプト請求件数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	平均	医科	歯科	平均
北海道	135,623	119,920	132,744	214,042	149,555	204,011
青森県	91,035	104,246	92,713	147,210	84,482	138,249
岩手県	91,429	95,550	92,116	149,111	133,518	147,240
宮城県	124,620	134,343	126,241	191,937	159,522	187,306
秋田県	87,231	94,116	88,251	147,898	124,288	145,275
山形県	90,737	133,970	96,341	136,835	134,624	136,575
福島県	94,577	105,729	96,256	143,646	141,004	143,361
茨城県	154,614	134,575	150,468	200,227	162,164	194,159
栃木県	114,543	106,927	113,142	195,563	94,396	172,490
群馬県	98,411	108,981	100,112	115,663	89,493	111,636
埼玉県	156,855	163,090	158,028	259,460	222,665	252,912
千葉県	138,038	169,588	143,296	192,384	178,751	190,145
東京都	249,838	205,788	240,370	300,343	229,599	286,194
神奈川県	178,668	151,684	172,987	230,665	160,608	216,883
新潟県	111,025	109,537	110,753	157,345	146,034	155,809
富山県	84,316	93,437	85,756	116,586	117,457	116,681
石川県	88,456	104,756	90,744	115,114	82,378	110,531
福井県	81,362	89,592	82,537	124,589	81,371	118,041
山梨県	92,013	90,027	91,660	139,691	76,273	126,634
長野県	106,138	101,645	105,306	173,759	97,633	158,748
岐阜県	103,481	123,693	106,966	180,120	157,719	176,448
静岡県	120,179	131,915	122,135	204,811	198,440	203,971
愛知県	170,560	181,420	172,606	275,732	251,522	271,729
三重県	99,822	103,558	100,489	160,517	111,017	151,874
滋賀県	101,763	119,455	104,712	99,937	112,166	101,413
京都府	113,314	130,836	116,063	140,340	152,069	141,870
大阪府	188,486	223,237	193,995	325,881	274,274	316,498
兵庫県	154,947	156,744	155,274	220,737	186,564	215,341
奈良県	97,987	103,884	99,016	130,915	106,395	126,828
和歌山県	99,628	126,710	103,014	130,477	119,655	129,152
鳥取県	68,275	101,039	72,176	116,399	128,270	117,718
島根県	65,517	95,699	68,871	110,954	58,627	101,797
岡山県	139,825	140,091	139,873	134,862	148,041	136,487
広島県	124,650	112,211	122,359	167,020	133,363	161,761
山口県	92,567	98,300	93,481	158,955	154,061	158,411
徳島県	92,643	102,775	94,219	120,776	88,969	115,883
香川県	100,471	121,565	103,366	130,642	108,222	127,513
愛媛県	84,483	96,945	86,387	155,842	140,957	153,912
高知県	70,690	101,428	74,350	119,205	85,972	114,093
福岡県	144,363	163,735	147,415	217,149	189,137	212,947
佐賀県	92,736	108,382	95,143	134,612	93,786	127,808
長崎県	86,494	102,425	88,928	137,648	152,731	139,324
熊本県	94,304	123,202	97,871	173,309	149,094	170,134
大分県	90,231	96,244	91,075	160,461	125,338	156,178
宮崎県	87,793	100,746	89,571	134,675	131,279	134,314
鹿児島県	88,001	144,652	94,044	158,038	154,431	157,672
沖縄県	97,129	94,279	96,654	121,829	108,889	120,177
計	131,655	140,983	133,238	187,307	159,867	183,078

(注1) 一人当たり請求件数＝レセプト請求件数（年間）÷審査委員数

(注2) 支払基金：21年度の確定件数（調剤分を除く）平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：21年度の決定件数 平成21年4月～平成22年3月審査分の国保+後期高齢

都道府県別審査委員一人当たりレセプト請求点数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	平均	医科	歯科	平均
北海道	322,266,408	187,343,009	297,530,452	808,339,548	267,774,544	724,251,659
青森県	173,631,614	144,734,460	169,962,134	415,120,649	140,853,145	375,939,577
岩手県	169,684,236	126,969,048	162,565,038	413,370,883	209,682,204	388,928,242
宮城県	237,279,139	159,328,432	224,287,354	543,186,286	215,512,429	496,375,735
秋田県	161,739,726	132,141,271	157,354,769	414,584,322	209,712,992	391,820,840
山形県	152,850,948	150,529,779	152,550,056	395,409,383	184,775,030	370,628,871
福島県	168,189,682	130,510,494	162,517,546	433,161,912	213,519,476	409,416,784
茨城県	276,104,882	157,695,434	251,606,376	590,778,615	225,510,378	532,547,447
栃木県	211,880,675	122,564,789	195,454,765	580,905,916	131,655,677	478,445,336
群馬県	182,379,343	124,348,306	173,041,015	372,283,496	123,481,060	334,006,198
埼玉県	262,147,249	188,376,493	248,265,656	734,674,188	294,737,215	656,380,320
千葉県	246,482,560	204,709,493	239,520,382	547,491,827	241,451,807	497,213,824
東京都	453,286,377	248,335,322	409,231,477	810,075,987	308,505,008	709,761,791
神奈川県	305,285,006	190,641,493	281,149,530	618,188,815	227,795,669	541,390,164
新潟県	198,307,760	134,914,837	186,719,806	444,828,757	214,884,170	413,601,714
富山県	161,922,304	107,452,841	153,321,862	405,130,394	167,296,437	379,278,877
石川県	195,815,583	133,905,636	187,126,467	435,250,101	128,836,797	392,352,239
福井県	166,288,080	108,821,108	158,078,513	457,401,192	121,187,789	406,459,767
山梨県	163,169,541	105,885,038	152,985,629	423,173,558	114,831,483	359,691,366
長野県	196,284,784	114,415,652	181,123,834	521,437,356	135,358,176	445,309,067
岐阜県	182,008,831	132,219,099	173,424,394	531,694,563	197,887,961	476,972,169
静岡県	217,435,068	150,485,403	206,276,790	587,249,342	260,966,555	544,223,041
愛知県	310,821,726	210,648,552	291,948,519	819,903,017	331,220,209	739,097,198
三重県	177,236,966	115,228,186	166,163,970	466,624,687	144,679,859	410,412,098
滋賀県	182,240,672	130,717,386	173,653,457	318,189,013	143,772,609	297,138,757
京都府	245,305,959	155,976,592	231,293,509	484,540,438	205,155,650	448,098,944
大阪府	421,972,300	311,776,995	404,502,312	1,067,721,680	432,342,099	952,198,120
兵庫県	290,260,609	197,144,178	273,330,348	666,466,192	273,981,341	604,494,900
奈良県	202,192,238	120,481,955	187,925,364	427,673,193	140,921,205	379,881,195
和歌山県	195,877,200	159,734,109	191,359,314	413,263,850	179,626,057	384,655,140
鳥取県	136,718,478	121,953,668	134,960,762	401,965,020	191,757,875	378,608,671
島根県	124,161,100	119,994,396	123,698,133	361,047,356	88,825,271	313,408,491
岡山県	292,834,181	166,319,264	270,126,375	494,601,019	214,826,062	460,108,216
広島県	246,018,303	149,719,610	228,279,070	571,572,532	215,370,500	515,915,965
山口県	178,039,151	124,634,873	169,525,425	535,821,850	233,376,869	502,216,852
徳島県	186,533,868	134,049,294	178,369,601	439,219,682	144,917,015	393,942,349
香川県	193,436,828	154,155,110	188,045,219	441,886,917	173,833,782	404,484,154
愛媛県	173,672,228	111,734,691	164,209,549	531,758,157	195,847,306	488,214,158
高知県	165,296,020	129,638,306	161,051,054	482,248,036	129,711,085	428,011,582
福岡県	326,400,785	230,441,476	311,279,925	809,002,149	308,754,342	733,964,977
佐賀県	181,109,974	138,779,251	174,597,555	460,442,673	142,537,212	407,458,429
長崎県	182,473,349	124,697,769	173,646,524	470,451,586	218,670,933	442,475,958
熊本県	195,245,493	151,577,501	189,854,383	622,496,646	214,655,312	569,009,258
大分県	199,375,138	134,595,943	190,283,321	590,328,649	209,927,778	543,938,299
宮崎県	180,513,117	138,927,837	174,805,333	448,002,368	216,166,817	423,339,012
鹿児島県	190,700,723	182,537,963	189,830,029	603,188,747	229,629,834	565,199,705
沖縄県	233,198,419	126,598,862	215,431,826	456,900,922	164,520,188	419,575,722
計	254,857,143	175,511,948	241,393,792	585,828,541	230,683,049	531,089,215

(注1) 一人当たり請求点数＝レセプト請求点数（年間）÷審査委員数

(注2) 支払基金：21年度の確定点数（調剤分を除く）平成21年4月～平成22年3月審査分  
 国保連：21年度の決定点数 平成21年4月～平成22年3月審査分の国保＋後期高齢

都道府県別審査委員一人当たりレセプト査定件数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	平均	医科	歯科	平均
北海道	1,381	562	1,231	889	306	798
青森県	444	500	451	408	260	387
岩手県	475	321	449	466	916	520
宮城県	732	483	690	652	10	561
秋田県	356	423	366	356	51	322
山形県	412	1,356	534	589	483	576
福島県	684	670	682	1,010	93	911
茨城県	1,153	442	1,006	906	275	805
栃木県	843	224	729	674	29	527
群馬県	666	188	589	673	50	577
埼玉県	1,096	408	967	817	160	700
千葉県	1,076	589	995	1,183	138	1,011
東京都	2,987	310	2,411	2,397	76	1,933
神奈川県	2,027	1,503	1,917	1,412	487	1,230
新潟県	492	174	434	376	115	341
富山県	467	508	474	310	415	321
石川県	368	353	366	416	206	387
福井県	559	167	503	621	146	549
山梨県	566	546	562	826	195	696
長野県	469	255	430	721	157	609
岐阜県	475	310	447	484	332	459
静岡県	889	565	835	1,545	684	1,432
愛知県	922	647	870	951	467	871
三重県	670	334	610	661	170	575
滋賀県	632	1,067	705	520	308	495
京都府	888	299	795	911	49	799
大阪府	3,123	284	2,673	2,294	224	1,917
兵庫県	1,738	914	1,588	1,548	606	1,399
奈良県	933	620	878	689	482	654
和歌山県	1,085	783	1,047	2,012	2,022	2,013
鳥取県	688	525	668	395	291	383
島根県	428	360	420	633	172	553
岡山県	1,641	655	1,464	1,551	185	1,382
広島県	998	551	916	1,213	302	1,071
山口県	454	359	439	772	685	762
徳島県	994	689	946	1,664	54	1,416
香川県	796	618	772	728	403	683
愛媛県	729	1,019	773	674	32	591
高知県	813	360	759	699	62	601
福岡県	2,226	465	1,949	2,493	326	2,168
佐賀県	471	586	489	782	446	726
長崎県	831	692	810	760	583	740
熊本県	830	1,035	855	1,594	1,068	1,525
大分県	836	704	817	1,190	444	1,099
宮崎県	490	673	515	824	1,058	849
鹿児島県	892	805	883	736	629	725
沖縄県	795	803	797	1,186	543	1,104
計	1,235	572	1,122	1,134	318	1,008

(注1) 一人当たり査定件数＝レセプト査定件数（年間）÷審査委員数

(注2) 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保＋後期高齢

都道府県別審査委員一人当たりレセプト査定点数（年間）

区分 支部	社会保険診療報酬支払基金			国民健康保険団体連合会		
	医科	歯科	平均	医科	歯科	平均
北海道	892,739	47,230	737,729	829,000	31,781	704,988
青森県	214,132	43,730	192,494	299,306	25,939	260,254
岩手県	239,958	24,983	204,129	236,612	102,614	220,532
宮城県	481,536	35,531	407,202	345,525	1,412	296,366
秋田県	153,289	40,750	136,616	214,016	8,745	191,208
山形県	183,402	143,484	178,228	488,953	57,316	438,172
福島県	309,324	62,081	272,105	500,647	18,777	448,553
茨城県	434,541	41,978	353,321	380,092	32,076	324,611
栃木県	402,326	23,951	332,740	261,561	7,862	203,700
群馬県	281,170	21,512	239,386	272,001	12,517	232,080
埼玉県	398,589	37,053	330,558	458,807	25,649	381,720
千葉県	492,475	57,957	420,056	1,231,255	18,964	1,032,093
東京都	1,292,980	39,517	1,023,544	1,360,863	18,674	1,092,425
神奈川県	903,276	249,656	765,672	1,180,191	102,809	968,247
新潟県	256,632	10,296	211,603	181,665	11,056	158,496
富山県	200,289	52,739	176,992	140,542	51,846	130,902
石川県	289,136	32,995	253,187	414,353	19,637	359,093
福井県	222,069	20,547	193,280	396,486	18,932	339,281
山梨県	247,208	47,204	211,651	560,340	19,738	449,040
長野県	228,243	30,547	191,633	321,969	26,030	263,615
岐阜県	225,284	33,162	192,159	525,148	31,957	444,297
静岡県	428,484	52,338	365,793	718,139	82,762	634,353
愛知県	440,044	52,344	366,999	719,136	62,947	610,633
三重県	243,673	27,684	205,103	915,303	16,994	758,455
滋賀県	259,225	126,592	237,119	358,769	28,032	318,852
京都府	494,345	30,965	421,658	476,224	6,946	415,014
大阪府	1,492,504	27,096	1,260,184	1,688,373	56,433	1,391,656
兵庫県	715,266	109,249	605,081	647,662	74,521	557,166
奈良県	529,557	63,153	448,121	569,951	42,370	482,021
和歌山県	419,301	93,975	378,635	680,876	245,455	627,559
鳥取県	326,470	53,919	294,024	217,671	41,523	198,099
島根県	228,209	31,952	206,403	335,918	32,546	282,828
岡山県	981,016	59,063	815,537	838,145	29,202	738,412
広島県	465,578	50,797	389,171	678,283	41,845	578,840
山口県	211,874	30,401	182,944	430,832	77,619	391,586
徳島県	367,123	67,137	320,459	791,526	7,073	670,841
香川県	349,272	55,260	308,918	409,238	76,877	362,862
愛媛県	390,354	126,999	350,119	503,201	5,363	438,666
高知県	281,143	24,680	250,611	591,646	15,306	502,978
福岡県	1,009,979	65,901	861,215	1,048,557	95,736	905,634
佐賀県	128,921	68,808	119,673	300,752	99,462	267,204
長崎県	295,524	51,618	258,260	387,227	103,513	355,704
熊本県	305,063	157,128	286,799	590,560	152,291	533,082
大分県	282,499	68,964	252,529	624,604	75,412	557,629
宮崎県	190,250	66,634	173,283	382,589	166,776	359,631
鹿児島県	386,748	88,477	354,932	450,045	101,734	414,624
沖縄県	440,855	91,637	382,652	705,857	61,799	623,637
計	569,786	64,692	484,082	689,423	48,503	590,637

(注1) 一人当たり査定点数＝レセプト査定点数（年間）÷審査委員数

(注2) 支払基金：平成21年4月～平成22年3月審査分

国保連：平成21年4月～平成22年3月審査分の国保＋後期高齢

## 審査委員1人1月当たり査定件数及び査定点数

(医科)

年度	社会保険診療報酬支払基金						国民健康保険団体連合会					
	請求件数	査定件数	件数率 (%)	請求点数	査定点数	点数率 (%)	請求件数	査定件数	件数率 (%)	請求点数	査定点数	点数率 (%)
16	10,792	119	1.10	22,789,678	52,623	0.23	14,294	117	0.82	41,901,943	76,362	0.18
17	11,122	113	1.02	23,227,061	52,155	0.22	14,556	115	0.79	43,044,995	78,779	0.18
18	11,114	107	0.96	22,851,871	47,527	0.21	14,666	107	0.73	43,253,962	67,468	0.16
19	11,335	104	0.92	23,306,268	50,562	0.22	14,730	99	0.67	44,184,377	63,217	0.14
20	10,703	99	0.92	20,588,555	45,412	0.22	15,001	92	0.61	46,142,092	54,786	0.12
21	11,055	104	0.94	21,327,154	47,679	0.22	15,662	95	0.61	48,984,698	57,699	0.12

(歯科)

年度	社会保険診療報酬支払基金						国民健康保険団体連合会					
	請求件数	査定件数	件数率 (%)	請求点数	査定点数	点数率 (%)	請求件数	査定件数	件数率 (%)	請求点数	査定点数	点数率 (%)
16	10,970	55	0.50	14,905,504	5,303	0.04	12,056	35	0.29	18,882,515	4,721	0.03
17	11,169	50	0.45	14,803,869	5,746	0.04	12,449	31	0.25	19,012,790	4,068	0.02
18	11,370	92	0.81	14,492,920	8,631	0.06	12,633	47	0.37	18,527,423	5,298	0.03
19	11,554	61	0.53	14,638,757	7,254	0.05	12,593	27	0.22	18,386,401	4,328	0.02
20	11,545	57	0.49	14,618,278	5,972	0.04	12,651	26	0.21	18,609,947	3,760	0.02
21	11,880	47	0.40	14,667,329	5,330	0.04	13,322	26	0.20	19,223,584	4,039	0.02

(医科・歯科計)

年度	社会保険診療報酬支払基金						国民健康保険団体連合会					
	請求件数	査定件数	件数率 (%)	請求点数	査定点数	点数率 (%)	請求件数	査定件数	件数率 (%)	請求点数	査定点数	点数率 (%)
16	10,822	108	1.00	21,430,823	44,467	0.21	13,601	101	0.75	37,360,793	63,560	0.17
17	11,130	102	0.92	21,771,549	44,136	0.20	13,852	99	0.72	38,256,694	65,343	0.17
18	11,173	105	0.94	21,436,136	40,860	0.19	13,951	95	0.68	38,296,315	56,145	0.15
19	11,373	97	0.85	21,796,685	43,107	0.20	13,995	86	0.61	39,051,005	52,554	0.13
20	10,846	92	0.85	19,570,182	38,684	0.20	14,217	79	0.56	40,678,494	45,543	0.11
21	11,195	95	0.85	20,197,110	40,493	0.20	15,300	84	0.55	44,384,399	49,404	0.11

注) 1. 査定件数及び査定点数は、基金は原審査、国保連は国保、後期(老人保健)分の合計。

2. 請求件数・点数: 4月～翌年3月審査分、基金は確定件数(調剤分を除く。)÷12ヶ月、国保連は決定件数・請求点数÷12ヶ月。

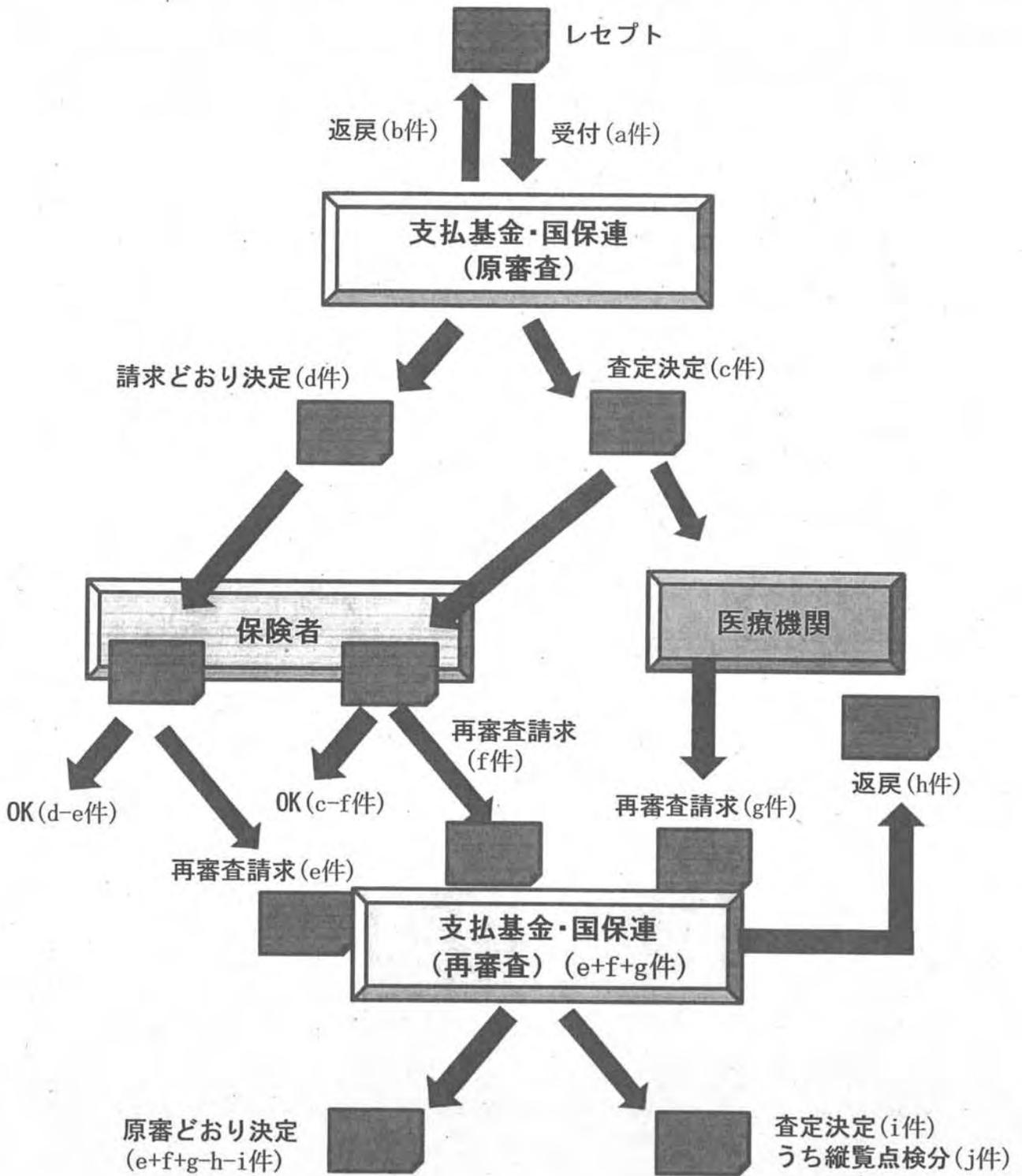
(ただし、基金の平成20～21年度分の取扱件数・点数は5月～翌年4月審査分の確定件数(調剤分を除く。)÷12ヶ月)

3. 査定件数 : 4月～3月審査分の査定減件数÷12ヶ月。

4. 査定点数 : 4月～3月審査分の(査定減点数-査定増点数)÷12ヶ月

(参考)

# 査定率と再審査査定割合について(全体像のイメージ)



原審査の査定率 = 原審査の査定決定件数(c件) ÷ 請求件数(a-b件)

再審査査定割合 = 再審査査定件数(i-j件) ※  
÷ (原審査査定件数(c件) + 再審査査定件数(i-j件))

※再審査査定件数は、縦覧点検分(j件)を除いた再審査の査定決定件数。